

会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告書

「財投機関における財政投融资改革後の財務状況と特殊法人
等改革に伴う財務処理の状況について」

平成18年10月

会計検査院

会計検査院は、平成12年度決算検査報告において、「財投機関の決算分析について」を掲記している。その後、財投機関の組織、事業及び財務状況は、財政投融资改革や特殊法人等改革等の進展により大きく変化した。また、今後も、政策金融改革等により財投機関の組織形態や事業の見直しなどが行われることとなっている。

本報告書は、このような状況を踏まえ、財投機関における財政投融资改革後の財務状況と特殊法人等改革に伴う財務処理の状況について、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第30条の2の規定に基づき、衆議院議長、参議院議長及び内閣総理大臣に対して報告するものである。

平成18年10月
会計検査院

目 次

1	検査の背景	1
(1)	財投改革等の概要	2
ア	財政投融资制度の概要	2
イ	財投改革の概要	2
(2)	特殊法人等改革等の概要	3
ア	特殊法人等改革の概要	3
イ	特殊法人等改革に伴う独立行政法人への移行	3
2	検査の観点及び着眼点	4
3	検査の対象及び方法	4
(1)	検査の対象	5
(2)	検査の方法	11
4	検査の状況	12
(1)	財投改革前と比べた財投機関の決算状況の変化	12
ア	財投機関の財務に関わる制度の変更	12
(7)	適用される会計基準の変更	12
(i)	財投金利設定方式の変更	13
イ	12年度及び16年度における決算の状況	14
(2)	特殊法人等改革による財投機関の財務への影響	18
ア	新規設立法人への事業承継に伴う財務への影響	18
(7)	資産等承継の状況	18
a	資産等承継の概要	18
b	旧法人の最終貸借対照表と新規設立法人の開始貸借対照表の状況	19
(i)	資産評価等に伴う評価等損益の発生状況	19
(ウ)	未収財源措置予定額の状況	21
(エ)	資本の増減状況	23
(オ)	財政負担の状況	24
イ	廃止事業及び廃止予定事業に係る勘定の状況	26
(7)	廃止事業勘定に係る財投資金等の回収及び損失処理の状況	28

(イ) 廃止予定事業勘定の財務状況	31
(3) 財投改革後の財投事業に係る資金調達の状況	34
ア 財政投融資の縮減・重点化の状況	34
(ア) 財政投融資による資金調達実績の状況	34
(イ) 財投計画に対する財投実績の状況	37
(ウ) 財投資金の資金別の状況	39
イ 財投機関債の発行による資金の自主調達の状況	43
(ア) 財投機関債の発行実績の状況	43
(イ) 資金調達における財源構成の状況	45
(ウ) 財投機関債の発行コストと対国債スプレッド	48
(エ) 財投機関債の発行体制	50
(4) 12年度報告に掲記した課題、リスクへの対応状況	51
ア 社会資本整備法人	51
(ア) 資産の簿価と時価とのかい離のリスクの状況	52
(イ) 特別法上の引当金等の状況	54
イ 政策金融法人	55
(ア) 貸倒リスクの状況	56
a 独立行政法人会計基準を適用している政策金融法人	56
b 独立行政法人会計基準を適用している社会資本整備法人	58
c 従来の基準のままの政策金融法人	60
(イ) 繰上償還リスクの状況	62
ウ 無償資金型法人	64
(ア) 出資事業資産のリスクの状況	64
(イ) 欠損金の状況	67
5 所見	70
[別添] 個別の財投機関の状況	75

財投機関における財政投融资改革後の財務状況と特殊法人等改革に伴う財務処理の状況について

検 査 対 象	国が資本金の2分の1以上を出資している法人のうち、平成16年度において財政投融资の対象となっている37法人、及び12年度において財政投融资の対象となっていた法人で16年度までに財投事業を廃止するなどして財政投融资の対象ではなくなった2法人の計39法人
財政投融资の対象となっている37法人の資産合計 (負債・資本合計)	286兆4079億円(平成16年度末) 〔 負債合計 258兆4050億円(平成16年度末) 〕 〔 資本合計 28兆0029億円(平成16年度末) 〕
上記の37法人に対して交付された政府出資金	5495億円(平成16年度)
上記の37法人に対して国から交付された補助金、交付金及び補給金	2兆1137億円(平成16年度)
財政投融资の対象ではなくなった事業(2法人)に係る最終決算時の欠損金合計	256億円
特殊法人等改革の過程で生じた政府出資金の減少額のうち財政負担となるものの額	2兆4095億円 〔 うち事業の承継に伴うもの 2兆1106億円 〕 〔 うち事業の廃止等に伴うもの 2988億円 〕

1 検査の背景

会計検査院は、平成12年度決算検査報告において、「財投機関の決算分析について」(以下「12年度報告」という。)を掲記している。財政投融资の対象となっている機関(以下「財投機関」という。)を取り巻く環境は、その後、財政投融资改革(以下「財投改革」という。)や特殊法人等改革が行われるなど大きく変化した。

両改革は、特殊法人等改革の対象に財投機関が含まれているなど内容的に密接に関連

するところがあるが、その概要は以下のとおりである。

(1) 財投改革等の概要

ア 財政投融资制度の概要

財政投融资は、財政政策の一環として、有償資金等を活用して、民間では実施が困難な大規模・超長期プロジェクトや長期資金の供給など特定の事業等を政策的に支援する仕組みである。

財政投融资は、財政融資、政府保証及び産業投資の3つから成り立っており、その概要はおおむね次のとおりである。

① 財政融資

財政融資資金特別会計が発行する国債（以下「財投債」という。）により金融市場から調達した資金等を財源として財投機関に融資（財投機関の発行する債券の引受けを含む。）を行うものである。国の信用に基づき最も有利な条件で資金調達しているため、長期・固定・低利での資金供給が可能となる。

② 政府保証

財投機関が金融市場で資金を調達する際に、元利金の支払について政府が保証を付するもので、財投機関は、事業に必要な資金を円滑かつ有利に調達することができる。

③ 産業投資

産業投資特別会計（以下「産投特会」という。）が、投資先からの配当金や国庫納付金等を財源として、産業の開発及び貿易の振興のために行う投資である。

イ 財投改革の概要

財政投融资制度については、13年度に抜本的な改革が行われ、郵便貯金や年金積立金の全額を資金運用部に預託する制度が廃止された。そして、財投機関が財政投融资を利用して行う事業（以下「財投事業」という。）について民業補完の観点から見直しを行うとともに、真に必要な事業の資金調達については、財投機関が金融市場において個別に発行する政府保証のない公募債券（以下「財投機関債」という。）の発行により金融市場での自主調達に努め、財投機関債による資金調達では当該政策分野に必要な資金需要を満たすことができない機関又は資金コストが大幅に上昇してしまう機関に対しては、国民の負担を最小にする観点から、財投債により金融市場で調達した資金等を財政融資資金として財投機関に融資する仕組みに改められ

た。

また、政府保証債（政府保証が付された債券）については、財政規律の確保等の観点から、直ちには財投機関債を発行することが困難な機関等について、個別に厳格な審査を経た上で限定的に発行を認めることとされた。

なお、財投機関債は、財投機関に対して、ディスクロージャーを促進させ、市場との緊張関係を通じた業務効率化へのインセンティブを高める点において、効果があると考えられている。

(2) 特殊法人等改革等の概要

ア 特殊法人等改革の概要

政府は、特殊法人等改革に関し、行政改革大綱（平成12年12月閣議決定）及び特殊法人等改革基本法（平成13年法律第58号）に基づき、特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月閣議決定）を策定している。この改革では、行政改革の一環として、全特殊法人等の事業の徹底した見直しを行い、これを踏まえ、組織形態について廃止・民営化等に向けた見直しを行うこととしており、同計画では、163の特殊法人等を対象に、事業及び組織形態の見直し内容を個別に定めるとともに、各特殊法人等が共通的に取り組むべき改革事項を掲げている。その結果、16年度末までに135法人について廃止、民営化、独立行政法人化等の措置が講じられた。また、国民生活金融公庫^(注1)ほか7公庫等については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号。以下「行政改革推進法」という。）により、廃止、民営化を含めた組織形態の抜本的改革を行う政策金融改革が現在進められている。

上記の163法人には、特殊法人等である財投機関も含まれているが、これらの財投機関について、行政改革大綱においては、財政支援の在り方について抜本的に見直し、財投改革を着実に実施するとの観点から、①財政投融资の縮減・重点化、②財投機関債発行機関の拡充などの、財政投融资の不断の見直しを進めるとされている。

(注1) 国民生活金融公庫ほか7公庫等 別表1参照

イ 特殊法人等改革に伴う独立行政法人への移行

特殊法人等改革の結果、財投機関に関しては、16年度末までに、23の特殊法人等の組織・事業を統廃合するなどして18の独立行政法人が設立されている。

独立行政法人の会計は、原則として企業会計原則によることとされているが、公

共的な性格を有し、利益の獲得を目的とせず、独立採算制を前提としないなどの独立行政法人の特殊性を踏まえて、企業会計原則に必要な修正を加えた独立行政法人会計基準が12年2月に策定（15年3月、17年6月改訂）されており、独立行政法人は、その会計を処理するに当たってこの基準に従わなければならないとされている。

2 検査の観点及び着眼点

会計検査院は、12年度報告において、財投機関に係る財務及び資金調達の状況と既往債務の償還の見通しや将来の財政負担につながる可能性のあるリスクなどについて検査した結果を記述している。そして、多くの財投機関が、バブル崩壊後の経済環境の変化を背景として、資産価格（簿価）と時価のかい離、資金調達と運用の期間ミスマッチ、繰上償還や延滞債権等の増加、出資した相手先会社等（以下「出資先会社」という。）における欠損金の累積などの債務償還リスクを抱えており、更なる財政負担を回避するために、これらのリスクに適切に対応し、安定的な財務基盤を構築することが喫緊の課題となっている旨を記述した。

その後、財投機関とそれを取り巻く社会経済情勢は、前記のとおり、財投改革や特殊法人等改革等の進展により大きな変化を遂げた。そして、今後も、政策金融改革等により、組織形態や事業の見直しが更に進められることとなっている。

そこで、財投改革や特殊法人等改革後の財投機関の組織、事業及び財務状況の変化を整理した上、経済性・効率性、有効性等の観点から、財投機関の財務基盤はより安定的な方向へ改善されているか、財政負担は縮減されているか、既往債務の償還に係るリスクはどのように変化したかなどに着眼して、主として以下の項目について検査を行うこととした。

- ① 財投機関の決算状況は、12年度報告の状況からどのように変化しているか
- ② 特殊法人等改革により財投事業についてどのような改廃が行われたか、同改革により新規に設立された法人に承継された事業の財務基盤は改善されているか、また、改廃の過程において新たな財政負担が発生していないか
- ③ 財投改革により各財投機関における財政投融资の縮減・重点化はどのように進捗しているか、財投機関債の発行状況はどうか
- ④ 12年度報告において掲記した状況から、既往債務の償還に係るリスクはどのように変化したか、また、新たな事業運営上の問題点は発生していないか

3 検査の対象及び方法

(1) 検査の対象

12年度報告において検査対象とした財投機関45法人は図1のとおりであり、その後、これらは特殊法人等整理合理化計画に基づき事業及び組織形態の見直しが進められた。このうち財政融資資金を原資として資金運用を行う法人で、他の財投機関とは財政投融资に係る資金（以下「財投資金」という。）の使途が異なっている簡易保険福祉事業団及び年金福祉事業団並びに16年10月に完全民営化され会計検査院の検査対象ではなくなった電源開発株式会社の3法人を除く^(注2)42法人の財投事業を^(注3)経理していた55勘定の異動状況は表1のとおりである。すなわち、法人の組織形態の変更等が行われず異同のなかった勘定や新規に設立された法人に事業がそのまま承継された勘定もある一方、法人の統廃合に伴って、廃止された勘定や、他の勘定と統合されたり、複数の勘定に分割されたりして新規に設立された法人に承継された勘定もあり、16年度末において35法人50勘定となっている。

今回の検査に当たっては、上記の35法人50勘定のほか、16年度末において財投事業を^(注4)経理している財投事業の勘定として、会計検査院法第22条に規定する検査対象である7法人（うち5法人は35法人に含まれている。）に係る8勘定（表1参照）を加えた37法人58勘定を分析の対象とし、これら37法人について、主として13年度から16年度までの財務状況について検査を行った。また、16年度末までに財投事業を廃止するなどして財投機関ではなくなった日本下水道事業団及び独立行政法人国際協力機構の2法人並びに財投事業が廃止されるなどした6勘定（表1参照）については、財投資金等の回収や財投事業の廃止に伴う損失処理の状況等について検査を行った。これら検査対象とした財投機関計39法人は図2のとおりである。

なお、上記のうち道路関係4公団については17年10月に民営化されており、また、住宅金融公庫については19年4月に独立行政法人化が、国民生活金融公庫ほか7公庫等については前記のとおり、今後組織形態の抜本的改革がそれぞれ予定されている。

(注2) 以下、「42法人」という場合は、12年度報告において検査対象とした45法人から簡易保険福祉事業団、年金福祉事業団及び電源開発株式会社の3法人を除いた法人を指す。

(注3) 勘定を設けずに事業を^(注4)経理している法人については1勘定としている。また、勘定区分については、原則として法令により区分された経理単位のうち、財務諸表が作成されている経理単位を1勘定として分析の対象としている。

(注4) 道路関係4公団 日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団

図1 12年度報告において検査対象とした45法人

■ 公団 - 日本道路公団 - 首都高速道路公団 - 緑資源公団 - 水資源開発公団 - 阪神高速道路公団 - 地域振興整備公団 - 新東京国際空港公団 - 石油公団 - 本州四国連絡橋公団 - 日本鉄道建設公団 - 都市基盤整備公団 ■ 公庫等 - 国民生活金融公庫 - 住宅金融公庫 - 農林漁業金融公庫 - 中小企業金融公庫 - 公営企業金融公庫 - 沖縄振興開発金融公庫 - 日本政策投資銀行 - 国際協力銀行	■ 事業団 - 中小企業総合事業団 - 労働福祉事業団 - 簡易保険福祉事業団 - 金属鉱業事業団 - 環境事業団 - 日本下水道事業団 - 国際協力事業団 - 年金福祉事業団 - 社会福祉・医療事業団 - 科学技術振興事業団 - 運輸施設整備事業団 - 日本私立学校振興・共済事業団 ■ その他 - 商工組合中央金庫 - 日本育英会 - 電源開発株式会社 - 奄美群島振興開発基金 - 情報処理振興事業協会 - 通信・放送機構 - 新エネルギー・産業技術総合開発機構 - 関西国際空港株式会社 - 基盤技術研究促進センター - 生物系特定産業技術研究推進機構 - 医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構 - 帝都高速度交通営団 - 産業基盤整備基金 - 雇用・能力開発機構
--	---

表1 検査対象勘定等の改廃状況

12年度検査対象42法人（勘定）名	左の法人（勘定）の16年度末の状況	特殊法人等改革等による措置状況
社会資本整備法人(計22勘定)		
日本道路公団	同左	17年10月に6株式会社及び1独立行政法人に組織変更
首都高速道路公団	同左	
阪神高速道路公団	同左	
本州四国連絡橋公団	同左	
新東京国際空港公団	成田国際空港株式会社	16年4月株式会社化
関西国際空港株式会社	同左	変更なし
都市基盤整備公団 （鉄道勘定）	独)都市再生機構 （鉄道勘定） 16年9月に勘定廃止	16年7月独立行政法人へ資産承継
帝都高速度交通営団	東京地下鉄株式会社	16年4月に株式会社化
都市基盤整備公団 （都市基盤整備勘定）	独)都市再生機構 （都市再生勘定）	16年7月独立行政法人へ資産承継
地域振興整備公団 （地方都市開発整備等事業勘定）		
地域振興整備公団 （工業再配置等事業勘定）	独)中小企業基盤整備機構 （工業再配置等業務特別勘定）26年3月末までに廃止予定	16年7月独立行政法人へ資産承継(3勘定に分割)
	独)中小企業基盤整備機構 （施設整備等勘定）	
	独)中小企業基盤整備機構 （一般勘定）※他分類と重複掲記	
地域振興整備公団 （産炭地域振興事業勘定）	独)中小企業基盤整備機構 （産炭地域経過業務特別勘定）26年3月末までに廃止予定	16年7月独立行政法人へ資産承継
水資源開発公団	独)水資源機構	15年10月独立行政法人へ資産承継
緑資源公団 （林道勘定）	独)緑資源機構 （林道等勘定）	15年10月独立行政法人へ資産承継
緑資源公団 （農用地整備勘定）		
日本鉄道建設公団 （一般勘定）	独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構 （建設勘定）	15年10月独立行政法人へ資産承継
環境事業団 （一般業務勘定）	独)環境再生保全機構(承継勘定)14年4月以降新規事業着手を中止	16年4月独立行政法人へ資産承継
運輸施設整備事業団 （船舶勘定）	独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構 （船舶勘定）	15年10月独立行政法人へ資産承継
日本下水道事業団 （建設業務勘定）	同左 16年3月事業廃止	15年10月地方共同法人化
石油公団 （石油備蓄勘定）	独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構 （石油天然ガス勘定）	15年4月及び16年2月に国へ石油備蓄資産を資産承継、16年2月独立行政法人へ資産承継
金属鉱業事業団 （一般勘定）	独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構 （金属鉱業備蓄・探鉱融資等勘定）	16年2月独立行政法人へ資産承継(2勘定に分割)
	独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構 （金属鉱業一般勘定）	
緑資源公団 （造林勘定）	独)緑資源機構 （造林勘定）	15年10月独立行政法人へ資産承継
運輸施設整備事業団 （鉄道勘定）	独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構 （助成勘定）※	15年10月独立行政法人へ資産承継
国の機関	独)国立病院機構 ※	16年4月国立病院等を改組、独立行政法人化

12年度検査対象42法人（勘定）名	左の法人(勘定)の16年度末の状況	特殊法人等改革等による措置状況
政策金融法人(計18勘定)		
国民生活金融公庫	同左	20年度に新政策金融機関へ統合の予定
住宅金融公庫	同左	19年4月独立行政法人化の予定
農林漁業金融公庫	同左	20年度に新政策金融機関へ統合の予定
中小企業金融公庫	同左(融資勘定)・16年度より勘定を区分	20年度に新政策金融機関へ統合の予定
沖縄振興開発金融公庫	同左	24年度以降に新政策金融機関へ統合の予定
国際協力銀行 (海外経済協力勘定)	同左	20年度に国際協力機構へ事業承継の予定
労働福祉事業団 (融資勘定)	独)労働者健康福祉機構 ・勘定区分なし 13年4月新規貸付業務の廃止	16年4月独立行政法人へ資産承継
社会福祉・医療事業団 (一般勘定のうちの一般経理)	独)福祉医療機構 (一般勘定)	15年10月独立行政法人へ資産承継
日本育英会 (特別勘定)	独)日本学生支援機構 ・勘定区分なし	16年4月独立行政法人へ資産承継
雇用・能力開発機構 (雇用促進融資勘定)	独)雇用・能力開発機構 (一般勘定) 14年4月新規貸付業務の廃止	16年3月独立行政法人へ資産承継
雇用・能力開発機構 (勤労者財産形成促進事業勘定)	独)雇用・能力開発機構 (財形勘定)	16年3月独立行政法人へ資産承継
公営企業金融公庫	同左	20年度に廃止の予定
日本政策投資銀行	同左	20年度から完全民営化のための措置を予定
国際協力銀行 (国際金融等勘定のうちの一般勘定)	同左 (国際金融等勘定)・名称変更	20年度に新政策金融機関へ統合の予定
日本私立学校振興・共済事業団 (助成勘定のうちの一般経理)	同左	15年10月独立行政法人会計基準に変更
中小企業総合事業団 (高度化、新事業開拓促進及び指導研修勘定のうちの高度化融資経理)	独)中小企業基盤整備機構 (一般勘定)※再掲、主分類は社会資本整備法人としている。	16年7月独立行政法人へ資産承継
奄美群島振興開発基金 (融資出資勘定)	独)奄美群島振興開発基金 ・勘定区分なし※再掲、主分類は無償資金型法人としている。	16年10月独立行政法人へ資産承継
商工組合中央金庫	同左	20年度から完全民営化のための措置を予定
(16年度事業開始)	中小企業金融公庫(証券化支援買取業務勘定) ※	20年度に新政策金融機関へ統合の予定
(13年度事業開始)	独)福祉医療機構 (年金担保貸付勘定) ※	15年10月社会福祉・医療事業団から資産承継
国の機関	独)国立大学財務・経営センター (施設整備勘定) ※	16年4月国の機関を改組、独立行政法人化

12年度検査対象42法人(勘定)名	左の法人(勘定)の16年度末の状況	特殊法人等改革等による措置状況
無償資金型法人(計15勘定)		
基盤技術研究促進センター	独)新エネルギー・産業技術総合開発機構 (鉱工業承継勘定) 26年3月までに廃止予定 独)情報通信研究機構 (通信・放送承継勘定) 25年3月までに廃止予定 15年3月一部事業廃止	15年4月特殊法人へ資産を分割して承継、その後独立行政法人化
医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構 (研究振興勘定)	独)医薬品医療機器総合機構 (承継勘定) 36年3月までに廃止予定 独)医薬品医療機器総合機構 (研究振興勘定)	16年4月独立行政法人へ資産承継(2勘定に分割) 17年4月独)医薬基盤研究所へ資産承継
生物系特定産業技術研究推進機構 (民間研究促進業務勘定)	独)農業・生物系特定産業技術研究機構 (民間研究促進業務勘定)	15年10月独立行政法人へ資産承継
情報処理振興事業協会 (地域事業出資業務勘定)	独)情報処理推進機構 (地域事業出資業務勘定)	16年1月独立行政法人へ資産承継
通信・放送機構 (研究開発出資勘定)	独)情報通信研究機構 (出資勘定)	16年4月独立行政法人へ資産承継
新エネルギー・産業技術総合開発機構 (産業技術研究基盤出資勘定)	独)新エネルギー・産業技術総合開発機構 (研究基盤出資経過勘定) 18年4月に廃止予定	15年10月独立行政法人へ資産承継 18年4月勘定廃止
中小企業総合事業団信用保険部門 (中小企業信用保険事業・融資事業)	中小企業金融公庫 (中小企業信用保険事業・融資事業) 16年7月財投事業終了	16年7月中小企業金融公庫へ資産承継
奄美群島振興開発基金 (保証勘定)	独)奄美群島振興開発基金 ・勘定区分なし ※他分類と重複掲記	16年10月独立行政法人へ資産承継
産業基盤整備基金 (出資特別勘定)	独)中小企業基盤整備機構 (出資承継勘定) 13年4月以降新規出資停止	16年7月独立行政法人へ資産承継
科学技術振興事業団 (文献情報提供勘定)	独)科学技術振興機構 (文献情報提供勘定)	15年10月独立行政法人へ資産承継
国際協力事業団	独)国際協力機構 15年10月財投事業終了	15年10月独立行政法人へ資産承継
通信・放送機構 (衛星所有勘定)	廃止	16年4月勘定廃止
情報処理振興事業協会 (振興業務勘定)	独)情報処理推進機構 (特定プログラム開発承継勘定) 20年1月までに廃止予定 独)情報処理推進機構 (事業化勘定)	16年1月独立行政法人へ資産承継(3勘定に分割。うち1勘定については財投対象外)
情報処理振興事業協会 (技術事業勘定)	16年1月事業廃止	16年1月勘定廃止
情報処理振興事業協会 (地域事業推進業務勘定)	独)情報処理推進機構 (地域ソフトウェア教材開発承継勘定) 16年3月事業廃止	16年1月独立行政法人へ資産承継
(13年度事業開始)	独)情報通信研究機構 (基盤技術研究促進勘定) *	16年4月独立行政法人へ資産承継
(13年度事業開始)	独)新エネルギー・産業技術総合開発機構 (基盤技術研究促進勘定) *	15年10月独立行政法人へ資産承継
産業基盤整備基金(再生資源利用等特別勘定のうちリサイクル等経理)	独)新エネルギー・産業技術総合開発機構 (特定事業活動等促進経過勘定) 業務終了時に勘定廃止予定 *	16年7月に独立行政法人へ資産承継

注(1) 12年度検査対象法人は、12年度報告において表記した法人(勘定)の順となっている。

注(2) 法人名の「独立行政法人」は表において「独)」と表記している。

注(3) 網掛け欄は平成16年度末までに廃止した財投事業等を示す。

注(4) 「左の法人(勘定)の16年度末の状況」欄において*印がついている法人(勘定)は今回検査対象に加えた7法人8勘定であり、各事業類型の勘定数の計には含まれていない。

図2 検査対象とした39法人

■公団 日本道路公団 首都高速道路公団 阪神高速道路公団 本州四国連絡橋公団 ■公庫等 国民生活金融公庫 住宅金融公庫 農林漁業金融公庫 中小企業金融公庫 公営企業金融公庫 沖縄振興開発金融公庫 日本政策投資銀行 国際協力銀行 ■事業団 日本私立学校振興・共済事業団 ■その他 商工組合中央金庫 関西国際空港株式会社 成田国際空港株式会社 東京地下鉄株式会社 日本下水道事業団	■独立行政法人 都市再生機構 中小企業基盤整備機構 水資源機構 緑資源機構 国際協力機構 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 環境再生保全機構 石油天然ガス・金属鉱物資源機構 労働者健康福祉機構 福祉医療機構 日本学生支援機構 雇用・能力開発機構 情報通信研究機構 新エネルギー・産業技術総合開発機構 医薬品医療機器総合機構 農業・生物系特定産業技術研究機構 情報処理推進機構 科学技術振興機構 奄美群島振興開発基金 国立病院機構 国立大学財務・経営センター
--	--

12年度報告では、各法人の基本的な債務償還システム又は収支構造の特徴に着目して、社会資本整備法人、政策金融法人及び無償資金型法人の3つの事業類型に大別して分析を行っている。そこで、今回もこの事業類型に従って、検査対象39法人を分類して分析を行うこととした。これらの事業類型の概要及び各類型に該当する法人は以下のとおりである。

〔社会資本整備法人〕

有償資金を財源として事業資産を取得し、施設利用料や譲渡代金等を償還原資とする事業スキームの法人。将来の債務償還は、収益性又は資産価格の変動などのリスクに影響される。

(注6) (注7) (注8) (注9)
日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、関西国際空港株式会社、成田国際空港株式会社、東京地下鉄株式会社、独立行政法人緑資源機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人都市再生機構、日本下水道事業団（計16法人）

〔政策金融法人〕

有償資金を財源として貸付けを行い、回収元利金等を償還原資に充てる事業スキームの法人。将来の債務償還は、貸倒損失や繰上償還による金利リスクなどの影響を受ける。

国民生活金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、日本政策投資銀行、国際協力銀行、日本私立学校振興・共済事業団、商工組合中央金庫、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター（計15法人）

〔無償資金型法人〕

重要な意義、高い公共性を有する一方、リスクも大きい事業であることから、国の資金助成を主な財源とする事業スキームの法人。収支構造上、債務償還の問題はないが、出資先会社における欠損金の累積等の問題を抱えている。

(注10)
独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人情報処理推進機構、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人国際協力機構（計8法人）

（以下、各法人の名称中「独立行政法人」は記載を省略する。）

（注5） 法人の分類に当たっては、原則として12年度報告における分類に従うとともに、複数の類型に該当する事業を有する法人については、財政投融資計画における資金の種類、対象事業を考慮して分類している。

（注6） 平成17年10月1日以降は、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

（注7） 平成17年10月1日以降は、首都高速道路株式会社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

（注8） 平成17年10月1日以降は、阪神高速道路株式会社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

（注9） 平成17年10月1日以降は、本州四国連絡高速道路株式会社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

（注10） 平成18年4月1日以降は、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構

(2) 検査の方法

検査に当たっては、上記の39法人すべてについて、決算関係資料等の提出を受け、

説明の聴取等を行うとともに、各法人の本部等において実地検査を実施した。

4 検査の状況

(1) 財投改革前と比べた財投機関の決算状況の変化

ア 財投機関の財務に関わる制度の変更

12年度以降に行われた財投機関の財務に関わる制度の変更のうち、会計基準と、財投機関に対する財政融資資金（12年度以前は資金運用部資金）の貸付金利（以下「財投金利」という。）の設定方式の変更についてみると、次のとおりである。

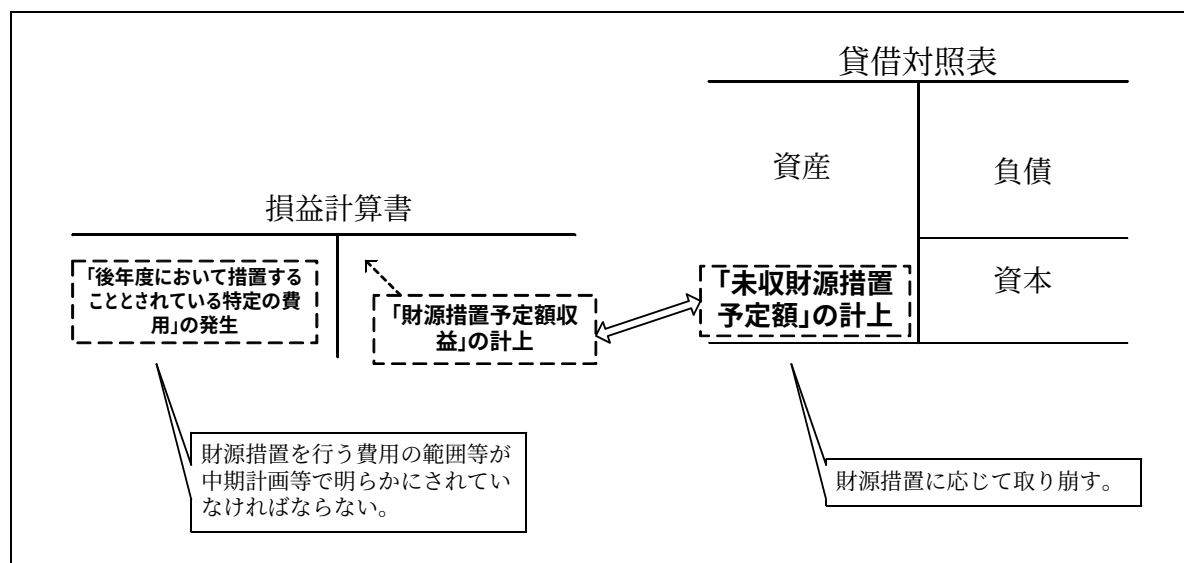
(7) 適用される会計基準の変更

12年度決算においては、ほとんどの財投機関が特殊法人等会計処理基準（昭和62年10月財政制度審議会公企業会計小委員会報告。以下「特殊法人会計基準」という。）に準拠した会計処理を行い、これに基づき財務諸表を作成していたが、16年度決算においては、21の財投機関が独立行政法人会計基準に従って財務諸表を作成している。

独立行政法人は他に合理的な理由がない限り、同基準に定めるところに従って会計処理を行わなければならないが、同基準に定められていない事項については企業会計原則に従うこととなる。一方、特殊法人会計基準においては、各法人の設置法等の法令に定めがある場合には、それによることができるものとされている。

このため、特殊法人等から独立行政法人に移行した財投機関においては、移行の前後で、特に特別法上の引当金、貸倒引当金、退職給付引当金等の計上方法、有価証券等の会計処理方法等について大きな差異が生じており、これにより、資産の価額及び負債の金額に増減が生じている。また、独立行政法人固有の会計処理として、独立行政法人の業務運営に要する費用のうち、その発生額を後年度において財源措置することとされている特定の費用が発生したときは、図3のとおり、財源措置が予定される金額を「財源措置予定額収益」の科目名で収益に計上するとともに、「未収財源措置予定額」の科目名で資産として計上することとされている。そして、この特定の費用については、事後に財源措置を行うこと及び財源措置を行う費用の範囲、時期、方法等が、当該独立行政法人が定める中期計画等で明らかにされていなければならないこととされている。

図3 未収財源措置予定額の計上概念図



財投機関におけるこれら会計基準の適用状況について整理すると、表2のとおりとなっている。

表2 財投機関における会計基準の適用状況

区 分	16年度【37法人】	12年度【42法人】
特殊法人会計基準	12法人	39法人
独立行政法人会計基準	21法人 注(1)	—
企業会計原則（準拠を含む）	4法人	3法人 注(2)

注(1) 特殊法人では、日本私立学校振興・共済事業団が平成15年10月から独立行政法人会計基準を適用している。

注(2) 関西国際空港株式会社、帝都高速度交通営団、商工組合中央金庫

(イ) 財投金利設定方式の変更

財投機関の収支に大きな影響を与える財投金利は、財投改革により、以下のとおり金利設定方式が改められた。

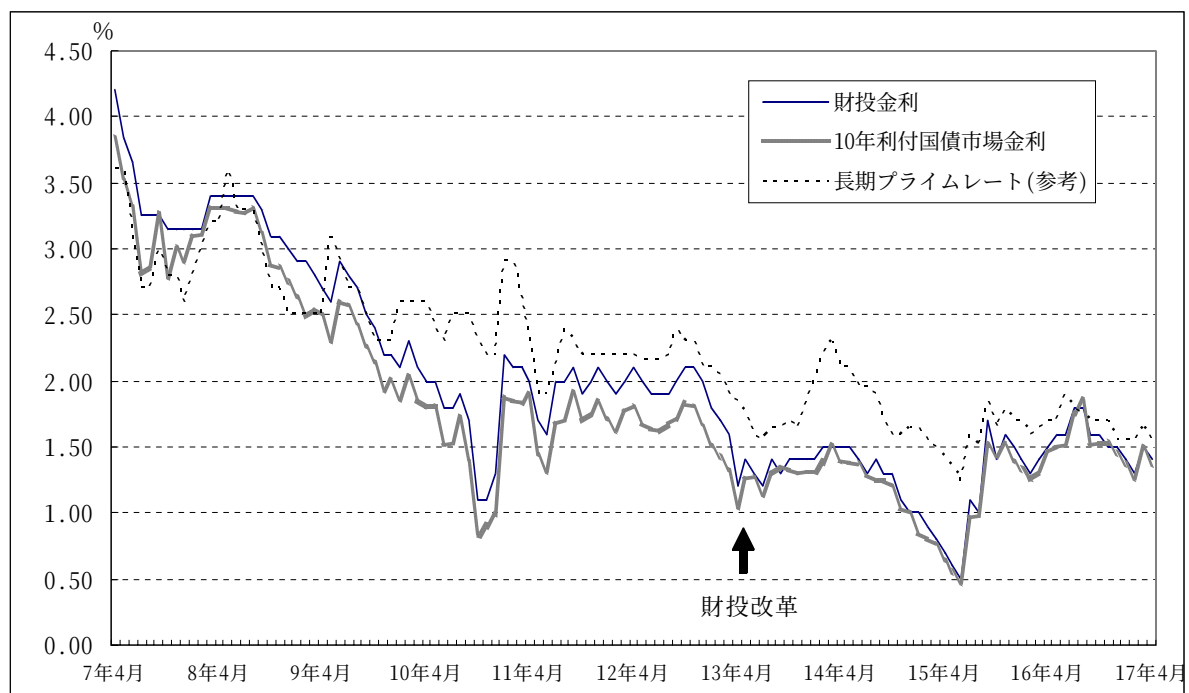
すなわち、財投改革前における財投金利は、昭和62年3月の法定制から市場金利連動制への移行後、郵便貯金等が資金運用部に預託される場合の預託金利と同一の水準とされていた。そして、この預託金利は、預託期間7年以上の場合、10年満期一括償還の利付国債（以下「10年利付国債」という。）の表面金利に0.2%程度上乗せした金利とされていて、貸付金利は、貸付期間にかかわらず一律に設定されていた。

これに対し、平成13年4月の財投改革で、郵便貯金等について、資金運用部に対

する全額預託義務を廃止するとともに、預託者の事業運営に対する配慮として行われていた金利の上乗せも廃止された。そして、資金調達は、新たに国債の一種である財投債を発行して金融市場から市場金利に連動した条件で行うこととした。これにより財投金利は、貸付期間に応じ、国債の市場金利を基準として設定されることとなり、元金一括、元利均等などの返済条件や据置期間の有無などの償還形態も反映した多様な金利設定が行われるようになった。

その結果、一例として、資金運用部の貸付金に係る貸付金利と財政融資資金の9年超10年以内満期一括償還の貸付金に係る貸付金利について、10年利付国債の市場金利とのかい離幅を比較すると、図4のとおり、財投改革があった13年4月以降大幅に縮小している。

図4 財投金利等の推移



(注) 財投金利のうち、平成13年4月からの財政融資資金貸付金利は、9年超10年以内満期一括償還の貸付金に適用される金利である。また、13年3月までは資金運用部貸付金利である。

出典：『財政金融統計月報』財務省

なお、上記のほか、特殊法人等整理合理化計画により、財投機関のうち政策金融法人では、コストに応じるなどした金利設定の導入が行われるなどしている。

イ 12年度及び16年度における決算の状況

12年度報告における検査対象42法人の12年度決算と今回の検査対象37法人の16年度決算に係る資産、負債及び資本、損益並びに国の財政負担（この項においては、政府出資金、補助金、交付金、補給金等の国からの財政支出を伴うものを指す。）それぞれの、財投事業を行っていない勘定も含めた全勘定の合計金額を比較すると、法人数の違いや会計基準の変更等により単純な比較はできないが、主として以下のような変化がみられる。

〔 以下、数値の記述は、金額については表示単位未満を切り捨て、割合については表示単位未満を四捨五入している。 〕

- ① 16年度の資産及び負債の金額は、12年度と比較すると、表3のとおり、共に27兆円約1割の減少となっている。また、資本合計は764億円の増加であるが、うち政府出資金は、4兆3391億円と大幅な減少となっている。

表3 資産、負債及び資本の状況

年度	法人数	資産合計	負債合計	資本合計	うち政府出資金
16年度(A)	37	286兆4079億円	258兆4050億円	28兆0029億円	21兆4551億円
12年度(B)	42	314兆0077億円	286兆0812億円	27兆9264億円	25兆7942億円
差引(A)－(B)		△27兆5997億円	△27兆6761億円	764億円	△4兆3391億円

(注) 単位未満切り捨てのため、資産合計と負債及び資本合計の計は一致しない場合がある。

- ② 損益については、表4のとおり、当期損失金を計上している法人が12年度の28法人(当期損失金計1兆1506億円)から16年度は8法人(同2203億円)に減少する一方、当期利益金を計上している法人が12年度の7法人(当期利益金計3046億円)から16年度は24法人(同6兆3653億円)に増加しており、ほぼ12年度と逆転している。なお、16年度の当期利益金のうち5兆3096億円は、日本私立学校振興・共済事業団の長期勘定において責任準備金を廃止したことにより当年度限りで例外的に発生したものである。

表4 損益の状況

年度	法人数	当期利益金を計上 している法人		当期損失金を計上 している法人		損益を計 上してい ない法人
		法人数	金 額	法人数	金 額	
16年度(A)	37	注(1) 24法人	6兆3653億円	注(2) 8法人	2203億円	注(3) 5法人
12年度(B)	42	7法人	3046億円	28法人	1兆1506億円	7法人
差引(A)－(B)		17法人	6兆0607億円	△20法人	△9303億円	△2法人

注(1) 日本道路公団、首都高速道路公団、関西国際空港株式会社、成田国際空港株式会社、東京地下鉄株式会社、緑資源機構、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、水資源機構、石油天然ガス・金属鉱物資源機構、環境再生保全機構、中小企業基盤整備機構、都市再生機構、住宅金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、日本政策投資銀行、国際協力銀行、日本私立学校振興・共済事業団、商工組合中央金庫、雇用・能力開発機構、日本学生支援機構、国立大学財務・経営センター、情報処理推進機構、医薬品医療機器総合機構、奄美群島振興開発基金

注(2) 国立病院機構、中小企業金融公庫、福祉医療機構、労働者健康福祉機構、農業・生物系特定産業技術研究機構、新エネルギー・産業技術総合開発機構、科学技術振興機構、情報通信研究機構

注(3) 阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、公営企業金融公庫

- ③ 単年度ベースでみた国の財政支出による16年度の財政負担を、12年度と比較すると、表5のとおり、補助金、交付金及び補給金(以下「補助金等」という。)の合計額は7388億円25.9%の減少、政府出資金は1兆3044億円70.4%の減少となっており、両者を合計した金額ではほぼ半減している。

表5 国の財政負担の状況

年度	法人数	補助金等	政府出資金	合 計	無利子貸付金
16年度(A)	37	2兆1137億円	5495億円	2兆6632億円	1889億円
12年度(B)	42	2兆8525億円	1兆8539億円	4兆7065億円	2242億円
差引(A)－(B)		△7388億円	△1兆3044億円	△2兆0432億円	△353億円

(注) 単位未満切り捨てのため、各項目の計と合計額は一致しない。

以上のように、財投機関の財務は、資産、負債規模が縮小する中で、損失金を計上している法人は減少し、国の財政負担も軽減される状況となっている。

ここで、前記①の負債及び資本の変化について、更に詳細にみると表6のとおりとなっている。

表6 負債及び資本の内訳

(単位：億円)

区 分			16年度 【37法人】		12年度 【42法人】		
			金 額	構成比	金 額	構成比	
負債の部	借入金		1,313,786	45.9%	1,587,000	50.5%	
	財政融資資金借入金		1,164,158	40.6%	1,382,684	44.0%	
	簡保資金借入金		21,753	0.8%	73,518	2.3%	
	一般会計借入金		24,215	0.8%	21,244	0.7%	
	特別会計借入金		13,870	0.5%	10,182	0.3%	
	地方公共団体借入金		4,272	0.1%	3,980	0.1%	
	民間借入金		82,056	2.9%	70,942	2.3%	
	その他		3,459	0.1%	24,448	0.8%	
	債券（社債）		756,393	26.4%	818,964	26.1%	
	財政融資資金引受分		23,173	0.8%	57,889	1.8%	
	簡保資金引受分		106,438	3.7%	206,126	6.6%	
	郵便貯金資金引受分		623	0.0%	—	—	
	民間引受分		106,058	3.7%	118,066	3.8%	
	政府保証債	国	財政融資資金引受分	63,004	2.2%	70,285	2.2%
		内	簡保資金引受分	176	0.0%	721	0.0%
		債	民間引受分	264,474	9.2%	233,656	7.4%
		外国債	33,252	1.2%	34,186	1.1%	
	財投機関債		84,782	3.0%	—	—	
	縁故債		74,407	2.6%	98,033	3.1%	
	資産見返負債又は資産見返勘定		67,782	2.4%	48,498	1.5%	
	特別法上の引当金等		193,166	6.7%	132,038	4.2%	
	負債の部その他		252,921	8.8%	268,567	8.6%	
	負債合計		2,584,050	90.2%	2,860,812	91.1%	
資本の部	資本金		228,814	8.0%	270,375	8.6%	
	政府出資金	一般会計出資金	214,551	7.5%	257,942	8.2%	
		一般会計出資金	129,600	4.5%	141,620	4.5%	
		特別会計出資金	84,950	3.0%	116,322	3.7%	
	地方公共団体出資金		12,250	0.4%	9,408	0.3%	
	民間出資金		1,964	0.1%	2,017	0.1%	
	その他		48	0.0%	1,006	0.0%	
	法定準備金		17,296	0.6%	15,141	0.5%	
	剰余金又は欠損金		33,650	1.2%	△8,549	△0.3%	
	資本剰余金		5,745	0.2%	2,097	0.1%	
	利益剰余金		50,504	1.8%	47,434	1.5%	
	欠損金		△22,598	△0.8%	△58,082	△1.8%	
	(うち当期利益金)		(63,653)	(2.2%)	(3,046)	(0.1%)	
	(うち当期損失金)		(△2,203)	(△0.1%)	(△11,506)	(△0.4%)	
	資本の部その他		266	0.0%	2,395	0.1%	
	資本合計		280,029	9.8%	279,264	8.9%	
	負債・資本合計		2,864,079	100.0%	3,140,077	100.0%	

注(1) 平成16年度法定財務諸表及び本院調査による。

注(2) 借入金及び資本金の「その他」は、日本政策投資銀行等からの借入金及び出資金である。

注(3) 平成16年度の財投機関37法人に対する国有財産中の政府出資金は21兆5403億円であり、表中の政府出資金21兆4551億円と852億円の開差を生じている。これは、成田国際空港株式会社及び東京地下鉄株式会社において、政府出資金全額を資本金とせずの一部を資本剰余金に組み入れているためである。

注(4) 平成12年度民間引受分の債券には、13年度発行分以降、財投機関債とされた種類の債券が一部含まれている。

負債については、12年度から16年度までの間に最も大きく変動した項目は借入金で、債券の構成比が両年度とも約26%で変わらないのに対し、借入金の構成比は、

50.5%から45.9%へ減少している。これは、両年度とも借入金の約9割を占める、財政融資資金借入金(12年度は資金運用部資金借入金。以下同じ。)及び簡保資金借入金が財投改革により減少したことによる影響である。なお、これらの状況については後記(3)において詳述する。

また、資本については、前記のとおり、政府出資金が大幅に減少しており、一般会計及び特別会計別でみると、それぞれ1兆2019億円及び3兆1371億円の減少となっている。これは、特殊法人等改革による法人の改廃に伴う事業の承継や廃止に伴う財産の処理の過程で生じた政府出資金の減少が大きな要因となっている。この状況については次項(2)において詳述する。

(2) 特殊法人等改革による財投機関の財務への影響

今回、検査対象とした法人のうち、旧法人の事業を承継した法人（以下「新規設立法人」という。）の勘定については、組織形態の変更等に伴って旧法人とは資産、負債及び資本の状況が変化することから、これら資産等の承継（以下「資産等承継」という。）の状況について検査した。また、16年度末までに廃止されるなどした事業（以下「廃止事業」という。）について、財投資金等の回収状況等进行检查するとともに、16年度末時点で法令により廃止することが決定されている事業（以下「廃止予定事業」という。）について、財務の現状を検査した。なお、法人別の事業承継等の状況については、別添の「個別の財投機関の状況」において、その概要を記述した。

ア 新規設立法人への事業承継に伴う財務への影響

(7) 資産等承継の状況

a 資産等承継の概要

旧法人は、新規設立法人の設立根拠法に基づき、新規設立法人の成立の時ににおいて解散するものとされ、旧法人の一切の権利及び義務は、国又は他の法人が承継することとされたものを除き、新規設立法人が承継することとされている。そして、承継する資産及び負債については、独立行政法人会計基準等に基づき開始貸借対照表に計上されている。

新規設立法人が独立行政法人である場合、設立根拠法において、承継する資産の価額は、法人成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とすることとされていることから、資産の評価に当たっては、評価要領を作成し、これにより評価を行っている。

b 旧法人の最終貸借対照表と新規設立法人の開始貸借対照表の状況

旧法人から資産等承継を受けて設立された新規設立法人20法人の財投事業を
(注11)
経理する41勘定について、旧法人の最終貸借対照表と新規設立法人の開始貸借
対照表の状況をみると、表7のとおり、承継前の資産の総額52兆5648億円及び負
債の総額45兆7399億円は、承継後において、それぞれ49兆7614億円及び45兆90
00億円となっていて、資産が2兆8034億円の減少、負債が1600億円の増加となっ
ていて、資産の減少が著しい。

また、承継前の資本の総額6兆8248億円、欠損金の総額1兆5292億円は、承継
後において、それぞれ3兆8613億円、1兆0808億円となっていて、資本が2兆963
4億円、欠損金が4484億円といずれも大きく減少している。

(注11) 41勘定 別表2参照

表7 旧法人の最終貸借対照表と新規設立法人の開始貸借対照表の状況

(単位：億円)

資産・負債・資本の状況	区分	減少	増加	増減なし	計
資産の状況	19法人 (36勘定)	4法人 (4勘定)	1法人 (1勘定)	20法人 (41勘定)	
資産の総額 (a) (旧法人・勘定の最終貸借対照表)	442,141	73,926	9,580	525,648	
資産の総額 (b) (新規設立法人・勘定の開始貸借対照表)	413,637	74,396	9,580	497,614	
資産の増減額 ((b)-(a))	△ 28,504	470	—	△ 28,034	
負債の状況	12法人 (20勘定)	11法人 (19勘定)	2法人 (2勘定)	20法人 (41勘定)	
負債の総額 (c) (旧法人・勘定の最終貸借対照表)	303,529	142,057	11,812	457,399	
負債の総額 (d) (新規設立法人・勘定の開始貸借対照表)	300,797	146,390	11,812	459,000	
負債の増減額 ((d)-(c))	△ 2,732	4,332	—	1,600	
資本の状況	19法人 (35勘定)	5法人 (6勘定)	—	20法人 (41勘定)	
資本の総額 (e) (旧法人・勘定の最終貸借対照表)	67,032	1,215	—	68,248	
上記のうち欠損金の額	△ 14,607	△ 684	—	△ 15,292	
資本の総額 (f) (新規設立法人・勘定の開始貸借対照表)	36,734	1,878	—	38,613	
上記のうち欠損金の額	△ 10,150	△ 657	—	△ 10,808	
資本の増減額 ((f)-(e))	△ 30,297	662	—	△ 29,634	
欠損金の減少額	4,457	27	—	4,484	

注(1) 減少した勘定と増加した勘定の両方がある法人が存在するため、法人数の計は一致しない。

注(2) 単位未満切り捨てのため金額の計は一致しない。

(イ) 資産評価等に伴う評価等損益の発生状況

前記のとおり、新規設立法人の資産については、承継時に2兆8034億円減少して

いるが、その増減の主な内訳は、表8のとおり、土地・建物等の事業用資産及び有形固定資産の評価等による減少額が1兆2496億円、国や国が出資する他の法人又は他の勘定が承継したことによる減少額が9044億円、貸倒引当金の積増しによる減少額が3592億円、他勘定への資金提供が3733億円、未収財源措置予定額の新規計上額が2073億円などとなっている。なお、未収財源措置予定額については、次項(ウ)において詳述する。

また、資産の評価等損益の発生事由と事業類型の関係をみると、土地・建物等の事業用資産及び有形固定資産の評価等による減少は、主として社会資本整備法人で発生しており、貸倒引当金の積増しによる減少は、社会資本整備法人と政策金融法人で発生しており、出資先に対する出資（以下「出資先出資」という。）及び有価証券の評価による減少は、主として無償資金型法人で発生している。これは、社会資本整備法人は多くの固定資産を保有していること、社会資本整備法人の中にも割賦債権等を有する法人が多いこと、無償資金型法人は多くの出資及び有価証券を保有していることなど、それぞれの事業類型の特徴を反映したものである。なお、これらの事業類型別の特徴は、財投機関の抱える債務償還リスクの在り方にも関係するため、その状況については後記(4)において詳述する。

一方、負債については、承継時に1600億円増加しているが、その増減の主な内訳は、退職給付会計の導入による退職給付引当金の増加額が2749億円、特別法上の引当金の減少額が881億円、補助金等資産見返負債の減少額が261億円などとなっている。このうち、補助金等資産見返負債の減少は、補助金等を財源として取得した資産が資産評価等により減価したことに対応したものである。

表8 資産及び負債の主な評価等損益の内訳

(単位：億円)

項目		区分	合計	左の内訳		
				社会資本整備法人（勘定）計	政策金融法人（勘定）計	無償資金型法人（勘定）計
資産の評価等損益			△ 28,034	△ 10,937	△ 16,181	△ 915
主な内訳	土地・建物等の事業用資産及び有形固定資産の評価等増/減(△)額		△ 12,496	△ 11,174	△ 1,289	△ 32
	国や他法人・他勘定が承継したことによる減少(△)額		△ 9,044	△ 51	△ 8,861	△ 131
	出資先出資及び有価証券の評価等の増/減(△)額		△ 794	△ 130	△ 37	△ 627
	貸倒引当金の積増しによる減少(△)額		△ 3,592	△ 1,185	△ 2,386	△ 20
	未収財源措置予定額の新規計上額		2,073	1,759	314	-
	他勘定への資金提供(△)額		△ 3,733	-	△ 3,733	-
	他勘定からの資金注入額		1,208	1,208	-	-
負債の評価等損益			1,600	1,404	188	7
主な内訳	負債のうち他法人・他勘定が承継したことによる減少(△)額		△ 187	△ 42	△ 145	-
	特別法上の引当金の増/減(△)額		△ 881	△ 880	-	△ 1
	退職給付引当金の増/減 (△)額		2,749	885	1,852	11
	補助金等資産見返負債の増/減 (△)額		△ 261	△ 304	42	△ 0

(注) 単位未満切り捨てのため合計額は一致しない。

(ウ) 未収財源措置予定額の状況

独立行政法人会計基準によると、前記のとおり、未収財源措置予定額を計上する場合、後年度において国等が財源措置することとされている特定の費用の範囲と財源措置の時期、方法等が、中期計画等で明らかにされていなければならないとされている。

新規設立法人20法人41勘定のうち、5法人5勘定においては、資産等承継時の開始貸借対照表に、表9のとおり、貸倒引当金の繰入れに要する費用などのうち、将来、国から補助金等により財源措置されると見込まれる金額について、未収財源措置予定額2073億円が資産に計上されている。そして、法人設立時から16年度までに、補助金等により計198億円が財源措置されたが、新たに260億円が未収財源措置予定額として計上されたことから、16年度末の未収財源措置予定額は2134億円であり、当初の計上額に比べて61億円増加している。

表9 未収財源措置予定額の計上状況

(単位：億円)

法人名 (勘定名)	計上額の内容	当初計上		当初計上 日以降増 加額 (B)	16年度末までの財源 措置済額 (C)		16年度末 計上額 (D) ((A)+(B) - (C))	当初計上 日から16 年度末ま での増減 額 ((D)-(A))	措置予定 年数
		計上年月日	当初計上 額 (A)		補助金等 による減 少額	自己収入 等による 減少額			
環境再生保全機 構 (承継勘定)	承継業務に係る元本債権の 貸倒引当金相当額等の解消 に必要な補助金の見込額	16年4月1日	356	24	54	28	298	△ 57	10年間
都市再生機構 (都市再生勘定)	旧都市基盤整備公団が14年 度末までに借り入れた借入 金及び発行した債券等の利 息並びに債券等に係る債券 発行費及び債券発行差金償 却で13年度及び14年度に支 払ったもの又は償却したもの	16年7月1日	1,402	—	—	—	1,402	—	6年間
雇用・能力開発 機構(一般勘定)	雇用促進融資の回収業務に つき、財政融資資金へ支 払った利息と債務者から回 収した貸付金利息の差額 (支払利息補填金)	16年3月1日	5	1	6	—	1	△ 4	毎年度
労働者健康福祉 機構	融資資金貸付金の回収業務 について、その債権の貸倒 償却が行われた場合には償 却した事業年度に償却相当 額が補助金交付されること から貸倒引当金の額に相当 する額を計上	16年4月1日	19	4	—	—	24	4	現段階で 不明。最 長平成33 年度まで
日本学生支援機 構	第一種学資金の返還免除損 について、一般会計からの 借入金が償還免除となる額	16年4月1日	82	72	82	—	72	△ 10	毎年度
	第二種学資金の返還免除損 について、発生した返還免 除額の全額に相当する額	16年4月1日	13	3	1	—	15	2	毎年度
	第二種学資金に係る受取利 息と財源である財政融資資 金及び財投機関債の支払利 息の差額について年度末に おける未収利息と未払利息 の差額に相当する額	16年4月1日	16	22	16	—	22	5	毎年度
	法人化後新たに生じた学資 金に係る貸倒損失につい て、回収目標率に基づき算 出される予想貸倒引当金相 当額を上限として当該学資 金に係る貸倒引当金繰入額 から受取利息等を控除した 額	16年4月1日	—	131	—	—	131	131	20年間
	旧日本育英会から承継した 第二種学資金に係る貸倒引 当金の額の範囲内で、文部 科学大臣が決定した額 (17,519,277,701円) から 補助金により財源措置され た額を控除した額	16年4月1日	175	—	9	—	166	△ 9	20年間
5法人5勘定計			2,073	260	170 198	28	2,134	61	

(注) 単位未満切り捨てのため合計額は一致しない。

上記5法人のうち、雇用・能力開発機構においては、各年度に計上された未収財

源措置予定額は、その翌年度に補助金等により全額が財源措置されている。また、都市再生機構においては、機構設立時に未収財源措置予定額として計上された1402億円について財源措置を行う期限等が法令上明確に定められている。しかし、^(注12)他の3法人においては、未収財源措置予定額に対する財源措置は、いずれも計上後10年以上の長期にわたり毎年度の予算の範囲内で措置されるとされていることから、これが予定されたとおり措置されない場合、法人の財務に影響を及ぼすことも考えられる。したがって、これらの法人については、今後、未収財源措置予定額の計上の状況とこれに対する財源措置の状況を注視していくこととする。

(注12) 3法人 環境再生保全機構、労働者健康福祉機構、日本学生支援機構
なお、未収財源措置予定額に対する財源措置に関連して、環境再生保全機構、労働者健康福祉機構、日本学生支援機構の財務等に関して留意すべき事項を87ページ、103ページ及び105ページにそれぞれ記載している。

(エ) 資本の増減状況

新規設立法人の資本は、その設立根拠法等によって資本の構成や政府出資金の額の決定方法が規定されている。これらの資本の構成や政府出資金の額の決定方法については、主として以下の2つの類型に分けることができるが、いずれにしても、資産の評価等に伴い発生する損益は最終的には政府出資金の増減や積立金又は繰越欠損金として処理されることになる。

- ① 評価委員が評価した承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額を政府から出資されたものとするもの
- ② 旧法人への政府出資金は新規設立法人にそのまま承継されることとし、評価委員が評価した承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額が正の場合は積立金、負の場合は繰越欠損金として整理するもの

なお、上記のそれぞれの類型には、特定の事業に充てるため法令により計上することとされた積立金等を、上記の資産・負債計算から除き、そのまま新規設立法人へ承継しているものがある。また、中小企業基盤整備機構（工業再配置等業務特別勘定）及び同機構（産炭地域経過業務特別勘定）における他勘定からの資金受入れなど、法令により資産の評価に係る損失等を減少させているものもある。

資本の増減状況は表10のとおりとなっており、資本は2兆9634億円の減少、欠損金は4484億円の減少と、それぞれ大幅に減少しているが、これらの資本及び欠損金の減少は、政府出資金の減少3兆1976億円、政府出資金以外の出資金の減少104

2億円などの処理により生じたものである。

表10 資本の増減状況

(単位：億円)

項目	区分	合計	左の内訳		
			社会資本整備法人(勘定)計	政策金融法人(勘定)計	無償資金型法人(勘定)計
資本の総額 (a) (最終貸借対照表)		68,248	35,534	30,458	2,256
承継後の資本の総額 (b) (開始貸借対照表)		38,613	23,191	14,088	1,333
資本の増/減 (△)額 (b)-(a))		△ 29,634	△ 12,342	△ 16,369	△ 922
内訳	政府出資金の増/ (△)減	△ 31,976	△ 4,118	△ 27,726	△ 131
	上記の内訳				
	一般会計政府出資金の増/減 (△)額	△ 4,671	△ 1,617	△ 3,053	-
	産投特会政府出資金の増/減 (△)額	△ 180	△ 48	-	△ 131
	その他の特別会計政府出資金の増/減 (△)額	△ 27,124	△ 2,452	△ 24,672	-
	民間出えん金等政府出資金以外の出資金の増/減 (△)額	△ 1,042	-	△ 1,017	△ 24
	資本剰余金の増/減(△)額	826	838	△ 13	2
	利益剰余金の増/減(△)額	△ 1,927	△ 1,512	△ 410	△ 4
	欠損金の増 (△)/減額	4,484	△ 7,549	12,798	△ 764
(参考)	承継前の欠損金額	△ 15,292	△ 645	△ 13,216	△ 1,430
	承継後の欠損金額	△ 10,808	△ 8,194	△ 418	△ 2,195

(注) 単位未満切り捨てのため合計額は一致しない。

(オ) 財政負担の状況

新規設立法人の資本のうち政府出資金及び一部の資本剰余金は、国有財産法（昭和23年法律第73号）により国有財産とされており、国有財産台帳に「政府出資等」として記載されている。したがって、政府出資金等の増減は国有財産台帳の記載価格（以下「台帳価格」という。）の変更を伴うことになる。

前記(エ)において記述した政府出資金の減少3兆1976億円の中には、旧法人の資産及び負債を国が承継したり、国が出資する他の法人や他の勘定が承継したりする場合、また、政府出資金を国からの長期借入金に振り替え、これを国に返済させる場合による減少が含まれているが、これらは、政府出資金に係る台帳価格は

減少するものの、実質的には財政負担とはならない。しかし、政府出資金が回収されることなく台帳価格が減少している場合には、財政支出は伴わないものの、国有財産の減少という形で財政負担が生じることになる。

このように実質的には財政負担とはならないものを除いた政府出資金の減少（以下「政府出資金の償却」という。）の状況は、表11のとおりとなっており、政府出資金の償却額が生じているのは、9法人13勘定^(注13)で合計2兆1106億円となっている。

このほか、国の債権は、国有財産法上、国有財産として取り扱われていないが、国の債権を免除したものとして、日本学生支援機構が受けた一般会計からの借入金641億円の償還免除があり、国の債権の減額による財政負担が生じている。また、前記の16年度末における未収財源措置予定額2134億円についても、将来的には補助金等による補てん措置という形での財政負担が予定されているものである。

以上のように、特殊法人等改革を契機に財投機関のうち一部の法人については財務基盤は改善されたものの、その過程においては多額の財政負担が発生している。

(注13) 9法人13勘定 別表2参照

表11 政府出資金の償却

(単位：億円)

項目	区分	合計	左の内訳		
			社会資本整備法人(勘定)計	政策金融法人(勘定)計	無償資金型法人(勘定)計
資産の評価等損益 (表8参照)		△ 28,034	△ 10,937	△ 16,181	△ 915
資産のうち国が承継したことによる減少(△)額 (a)		△ 482	△ 3	△ 347	△ 131
資産のうち他法人・他勘定が承継したことによる減少(△)額 (b)		△ 8,561	△ 48	△ 8,513	△ 0
負債の評価等損益 (表8参照)		1,600	1,404	188	7
負債のうち他法人・他勘定が承継したことによる減少(△)額 (c)		△ 187	△ 42	△ 145	-
負債増のうち政府出資金からの振替額 (d)		1,496	1,496	-	-
((a)+(b)-(c)-(d))=①+②+③+④+⑤		△ 10,353	△ 1,506	△ 8,716	△ 131
承継前政府出資金 (e)		67,834	22,955	41,385	3,493
承継後政府出資金 (f)		35,858	18,837	13,659	3,362
政府出資金の増/減(△)額 ((f)-(e))=(g)		△ 31,976	△ 4,118	△ 27,726	△ 131
内訳					
一般会計政府出資金の増/減(△)額		△ 4,671	△ 1,617	△ 3,053	-
産投特会政府出資金の増/減(△)額		△ 180	△ 48	-	△ 131
その他の特別会計政府出資金の増/減(△)額		△ 27,124	△ 2,452	△ 24,672	-
政府出資金の増減のうち国や他法人・他勘定の承継等に対応する分の額 ① (h)		△ 10,869	△ 2,025	△ 8,712	△ 131
内訳					
一般会計対応分の額		△ 215	△ 208	△ 7	-
産投特会対応分の額		△ 133	△ 2	-	△ 131
その他の特別会計対応分の額		△ 10,520	△ 1,815	△ 8,705	-
政府出資金の償却(△)/増加 (国の財政負担) ((g)-(h))		△ 21,106	△ 2,093	△ 19,013	-
内訳					
一般会計政府出資金の償却(△)/増加額		△ 4,455	△ 1,409	△ 3,046	-
産投特会政府出資金の償却(△)/増加額		△ 46	△ 46	-	-
その他の特別会計政府出資金の償却(△)/増加額		△ 16,604	△ 636	△ 15,967	-
民間出えん金等①以外の出資金の増/減(△)額 (i)		△ 1,042	-	△ 1,017	△ 24
上記のうち国や他法人・他勘定の承継等に対応する分の額 ②		△ 6	-	△ 6	-
資本剰余金の増/減(△)額 (j)		826	838	△ 13	2
上記のうち国や他法人・他勘定の承継等に対応する分の額 ③		526	520	6	-
利益剰余金の増/減(△)額 (k)		△ 1,927	△ 1,512	△ 410	△ 4
上記のうち国や他法人・他勘定の承継等に対応する分の額 ④		△ 1	△ 1	-	-
欠損金の増(△)/減額 (l)		4,484	△ 7,549	12,798	△ 764
上記のうち国や他法人・他勘定の承継等に対応する分の額 ⑤		△ 3	-	△ 3	△ 0
資本の増減額(表10参照) (g)+(i)+(j)+(k)+(l)		△ 29,634	△ 12,342	△ 16,369	△ 922

(注) 単位未満切り捨てのため合計額は一致しない。

イ 廃止事業及び廃止予定事業に係る勘定の状況

廃止事業及び廃止予定事業に係る勘定（以下、それぞれ「廃止事業勘定」及び「廃止予定事業勘定」という。）の状況は、表12のとおりであり、前者は8勘定、後者は12勘定、計20勘定となっている。

表12 廃止事業勘定及び廃止予定事業勘定の状況（平成16年度末現在）

法人名（勘定名）		廃止又は 廃止予定年度
社会資本整備法人(5勘定)		
廃止 (2勘定)	日本下水道事業団（建設業務勘定）	16年3月
	都市再生機構（鉄道勘定）	16年9月
廃止予定 (3勘定)	環境再生保全機構(承継勘定)	(予定)業務終了時
	中小企業基盤整備機構(工業再配置等業務特別勘定)	(予定)25年度
	中小企業基盤整備機構(産炭地域経過業務特別勘定)	(予定)25年度
政策金融法人(2勘定)		
廃止予定 (2勘定)	雇用・能力開発機構（一般勘定のうち雇用促進融資に係る債権管理事業）	(予定)貸付金回収業務終了時
	労働者健康福祉機構(うち労働安全衛生融資に係る債権管理事業)	(予定)貸付金回収業務終了時
無償資金型法人(13勘定)		
廃止 (6勘定)	基盤技術研究促進センター（うち他法人に承継した事業を除く。）	15年4月
	国際協力事業団(うち海外移住事業) 注(1)	15年10月
	中小企業総合事業団信用保険部門（中小企業信用保険事業・融資事業のうち融資事業）注(2)	16年7月
	情報処理振興事業協会（技術事業勘定）	16年1月
	情報処理推進機構(地域ソフトウェア教材開発承継勘定)	16年3月
	通信・放送機構（衛星所有勘定）	16年4月
廃止予定 (7勘定)	新エネルギー・産業技術総合開発機構(研究基盤出資経過勘定)	(予定)18年度 注(3)
	新エネルギー・産業技術総合開発機構(鉱工業承継勘定)	(予定)25年度
	新エネルギー・産業技術総合開発機構(特定事業活動等促進経過勘定)	(予定)業務終了時
	情報処理推進機構(特定プログラム開発承継勘定)	(予定)19年度
	情報通信研究機構(通信・放送承継勘定)	(予定)24年度
	医薬品医療機器総合機構(承継勘定)	(予定)35年度
	中小企業基盤整備機構(出資承継勘定)	(予定)株式処分終了時

注(1) 国際協力事業団の海外移住事業を承継した国際協力機構では、同事業に係る貸付金等の回収業務を行

っている。
 注(2) 中小企業金融公庫に事業承継された。
 注(3) 平成18年4月に廃止された。

廃止事業勘定及び廃止予定事業勘定20勘定のうち、事業類型別で最も多いのは、無償資金型法人で13勘定となっており、特に廃止事業勘定8勘定のうち6勘定は無償資金型法人となっている。

無償資金型法人については、12年度報告において、法人の出資先会社における多額の欠損金の発生及びこれに伴う回収リスクの現況や法人が多額の累積欠損金を抱えている状況について記述しているが、今回、他の事業類型の法人に係る勘定も含め、廃止事業勘定については財投資金等の回収及び損失処理の状況について、また、廃止予定事業勘定についてはその財務状況について、それぞれ検査した。

(7) 廃止事業勘定に係る財投資金等の回収及び損失処理の状況

廃止事業勘定8勘定に係る財投資金等の回収及び損失処理の状況を示すと、表13のとおりである。

表13 廃止事業勘定における財投資金等の回収及び損失処理の状況

(単位:億円)

法人名 (勘定名)	廃止 事業 終了 年月	最終決算時の 資本金		最終決 算時の 欠損金	左の欠損金の処理				最終決算時の 資本金のうち 国庫納付額	
		政府 出資金	うち産 投特会 政府出 資金		政府出 資金の 減少 (一般 会計)	政府出 資金の 減少 (産投 特会)	政府出 資金以 外の出 資金の 減少	他勘定 等へ欠 損金を 承継	一般会 計政府 出資金	産投特 会政府 出資金
社会資本整備法人 (2勘定) (A)		29		427	0	-	29	389	-	-
		0	-							
日本下水道事業団 (建設業務勘定)	16年 3月	-		148 注(1)	-	-	-	140 注(1)	-	-
都市再生機構(鉄 道勘定)	16年 9月	29		278	0	-	29	248	-	-
		0	-							
無償資金型法人 (6勘定) (B)		11,114		3,133	72	2,915	135	9	18	785
		10,967 注(2)	4,073							
基盤技術研究促進 センター	15年 4月	3,148		2,774	-	2,684	81	9	-	-
		3,055 注(3)	3,055 注(3)							
国際協力事業団 (うち海外移住事 業)	15年 10月	208		107	72	35	-	-	18	18
		208 注(4)	54							
中小企業総合事業 団信用保険部門 (中小企業信用保 険事業・融資事業 のうち融資事業)	16年 7月	7,467		1	0	1	-	-	-	726
		7,467 注(5)	728							

情報処理振興事業協会(技術事業勘定)	16年1月	197		196	-	142	54	-	-	0
		142	142							
情報処理推進機構(地域ソフトウェア教材開発承継勘定)	16年3月	17		9	-	9	-	-	-	7
		17	17							
通信・放送機構(衛星所有勘定)	16年4月	75		43	-	43	-	-	-	31
		75	75							
合計 (A+B)		11,144		3,560		2,988	165	398		803
		10,967	4,073			72	2,915		18	785

注(1) 事業を地方公共団体に移管。最終決算時(14年度)の欠損金との差額7億円は、地方公共団体移管時(平成16年3月)までの利益金で減額。

注(2) 他勘定が承継した額は7175億円

注(3) 新エネルギー・産業技術総合開発機構(鉱工業承継勘定)に産投特会政府出資金183億円、通信・放送機構(通信・放送承継勘定)に産投特会政府出資金188億円がそれぞれ承継されている。

注(4) 国際協力機構への一般会計政府出資金承継額は63億円

注(5) 中小企業金融公庫への一般会計政府出資金承継額は6739億円

注(6) 法人名(勘定名)は、原則として、各事業類型における廃止事業終了年月順に記載した。

注(7) 単位未満切り捨てのため合計額は一致しないことがある。

上記の8勘定における最終決算の状況をみると、いずれも欠損金を計上しており、その総額は3560億円となっている。

このうち社会資本整備法人2勘定における財投資金等の回収及び損失処理の状況は次のとおりである。

- ① 日本下水道事業団(建設業務勘定)は、同勘定の資産538億円、負債660億円及び欠損金148億円のうち既存の下水汚泥広域処理施設に係る分(財政融資資金借入金残高354億円及び欠損金140億円を含む。)を15年度に地元地方公共団体へ移管し、16年3月に廃止された。なお、残余の資産15億円及び負債15億円は、一般業務勘定へ振り替えられた後、精算された。
- ② 都市再生機構(鉄道勘定)は、16年7月に鉄道事業を民間鉄道事業者に譲渡して鉄道業務を終了した後、同年9月に廃止された。そして、勘定廃止時の資産188億円、負債437億円、資本金29億円及び欠損金278億円は、そのうち資産、負債の全額と欠損金248億円が都市再生勘定に承継され、残余の資本金29億円のうち一般会計政府出資金500万円は、同勘定廃止時の欠損金の処理に充てられたため、回収不能となっている。

また、無償資金型法人6勘定においても、損失処理のために政府出資金の償却等を行っており、6勘定に係る政府出資金1兆0967億円のうち他勘定が承継した7175億円を除く3792億円については、産投特会政府出資金785億円、一般会計政府出資金18億円、計803億円が国庫納付されたものの、産投特会政府出資金2915億円、一

般会計政府出資金72億円、計2988億円が欠損金の処理に充てられたため、回収不能となっている。

上記について、勘定別に、財投資金等の回収及び損失処理の状況をみると、次のとおりとなっている。なお、以下のうち①から③については、勘定廃止時に事業を他勘定又は他法人に承継し、④から⑥については、勘定廃止時に事業を終了している。

① 基盤技術研究促進センターは15年4月に廃止された。そして、同センターの資産525億円、負債151億円、資本金3148億円及び欠損金2774億円は、資産、負債の全額と資本金383億円、欠損金9億円が、通信・放送基盤技術に係るものは通信・放送機構に、鉱工業基盤技術に係るものは新エネルギー・産業技術総合開発機構にそれぞれ承継され、残余の資本金2765億円のうち産投特会政府出資金2684億円は、同センター廃止時の欠損金の処理に充てられたため、回収不能となっている。

② 国際協力事業団の海外移住事業は15年10月に廃止された。そして、同事業に係る資産100億円、資本金208億円及び欠損金107億円は、資産63億円及び一般会計政府出資金63億円が国際協力機構に承継され、残余の資本金（産投特会政府出資金54億円及び一般会計政府出資金90億円）については、産投特会政府出資金では産投特会に納付された18億円を除いた35億円、一般会計政府出資金では一般会計へ納付された18億円を除いた72億円、計107億円が、同勘定廃止時の欠損金の処理に充てられたため、回収不能となっている。

なお、国際協力機構は、上記のとおり、国際協力事業団の海外移住事業に係る資産を承継したが、産投特会政府出資金がなくなったため財投機関には該当しないこととなった。

③ 中小企業総合事業団信用保険部門（中小企業信用保険事業・融資事業のうち融資事業）は、16年7月に廃止された。そして、同部門の融資事業に係る資本金（産投特会政府出資金728億円及び一般会計政府出資金6739億円）については、一般会計政府出資金では中小企業金融公庫の融資基金に承継された6739億円を除いた2482万円、産投特会政府出資金では産投特会に納付された726億円を除いた1億円、計1億円が、同部門廃止時の欠損金の処理に充てられたため、回収不能となっている。

なお、中小企業金融公庫は、中小企業総合事業団信用保険部門の融資事業を承継したが、産投特会政府出資金がなくなったため当該融資事業は財投事業には該当しないこととなった。

④ 情報処理振興事業協会（技術事業勘定）は、16年1月に廃止された。そして、同勘定の産投特会政府出資金142億円は、産投特会に納付された8332万円を除いた142億円が、同勘定廃止時の欠損金の処理に充てられたため、回収不能となっている。

⑤ 情報処理推進機構（地域ソフトウェア教材開発承継勘定）は、16年3月に廃止された。そして、同勘定の産投特会政府出資金17億円は、産投特会に納付された7億円を除いた9億円が、同勘定廃止時の欠損金の処理に充てられたため、回収不能となっている。

⑥ 通信・放送機構（衛星所有勘定）は、16年4月に廃止された。そして、同勘定の産投特会政府出資金75億円は、産投特会に納付された31億円を除いた43億円が、同勘定廃止時の欠損金の処理に充てられたため、回収不能となっている。

以上のように、廃止事業勘定8勘定のうち7勘定では、財投事業の廃止に伴い、産投特会政府出資金2915億円及び一般会計政府出資金72億円、計2988億円が欠損金の処理に充てられたため、回収不能となっている。

(イ) 廃止予定事業勘定の財務状況

廃止予定事業勘定12勘定の16年度決算の状況、廃止予定年度並びに事業廃止の根拠法令及び勘定廃止時における財産等の処理の概要について整理すると、表14のとおりである。なお、社会資本整備法人3勘定及び無償資金型法人7勘定は、当該廃止予定事業について設けられた特別の勘定であり、政策金融法人2勘定は、廃止予定事業のほか他の事業も併せて経理している。

表14 廃止予定事業勘定の状況（平成16年度末現在）

（単位：億円）

法人名 (勘定名)	16年度決算		廃止予定 年 度	事業廃止の根拠法令及び勘定廃止 時における財産等の処理の概要
	利益剰余 金又は △累積欠 損金	当期利益 又は △損失		
社会資本整備法人（3勘定）				
環境再生保全機構 (承継勘定)	6	6	業務終了時	独立行政法人環境再生保全機構法(平成15年法律第43号) 廃止の際、残余財産があるときは、 国庫（一般会計）に納付
中小企業基盤整備機構(工業再配置等業務特別勘定)	△ 28	14	25年度	独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号） 勘定廃止時の権利及び義務を一般会計に帰属させる。 ただし、資産価額が負債金額を上回る場合は、経済産業大臣と財務大臣が協議した額を、工業再配置等業務特別勘定は産投特会に、産炭地域経過業務特別勘定は一般会計又は石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計にそれぞれ納付
中小企業基盤整備機構(産炭地域経過業務特別勘定)	△184	12	25年度	
政策金融法人（2勘定）				
雇用・能力開発機構 (一般勘定のうち雇用促進融資に係る債権管理事業)	注(1)	注(1)	貸付金回収業務終了時	独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成14年法律第170号） 注(2)
労働者健康福祉機構 (うち労働安全衛生融資に係る債権管理事業)	注(1)	注(1)	貸付金回収業務終了時	独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成14年法律第171号） 注(2)
無償資金型法人（7勘定）				
新エネルギー・産業技術総合開発機構 (研究基盤出資経過勘定)	△ 65	△ 5	18年度 注(3)	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成14年法律第145号） 廃止の際、残余財産があるときは、 産投特会に納付
新エネルギー・産業技術総合開発機構 (鉱工業承継勘定)	△ 7	0	25年度	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法 廃止の際、残余財産があるときは、 産投特会に納付
新エネルギー・産業技術総合開発機構 (特定事業活動等促進経過勘定)	1	2	業務終了時	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法 廃止の際、残余財産があるときは、 産投特会に納付
情報処理推進機構				情報処理の促進に関する法律（昭和4

(特定プログラム開発承継勘定)	△379	1	19年度	5年法律第90号) 廃止の際、残余財産があるときは、 産投特会に納付
情報通信研究機構 (通信・放送承継勘定)	△ 14	1	24年度	独立行政法人情報通信研究機構法 (平成11年法律第162号) 廃止の際、残余財産があるときは、 産投特会に納付
医薬品医療機器総合 機構 (承継勘定)	△254	△1	35年度	独立行政法人医薬品医療機器総合機 構法(平成14年法律第192号) 廃止の際、残余財産があるときは、 産投特会に納付
中小企業基盤整備機 構 (出資承継勘定)	△ 10	3	株式処分終 了時	独立行政法人中小企業基盤整備機構 法 廃止の際、残余財産があるときは、 産投特会に納付
利益剰余金を計上してい る勘定数(金額)	2勘定 (8)		当期利益を計上している 勘定数	8勘定
累積欠損金を計上してい る勘定数(金額)	8勘定 (△945)		当期損失を計上している 勘定数	2勘定

注(1) 労働者健康福祉機構及び雇用・能力開発機構の2勘定は、他の10勘定と異なり、他の事業と併せて経理している勘定であるため、「利益剰余金又は△累積欠損金」、「当期利益又は△損失」は表示していない。

注(2) 労働者健康福祉機構及び雇用・能力開発機構の2勘定は、法令により廃止することとされているが、勘定廃止時の財産等の処理方法については、法令の定めがないため、表示していない。

注(3) 新エネルギー・産業技術総合開発機構の研究基盤出資経過勘定は、平成18年4月に廃止された。

勘定廃止時の財産等の処理方法は、政策金融法人の2勘定を除いて、法令により定められており、残余財産が生じた場合、無償資金型法人の7勘定は産投特会に、社会資本整備法人の環境再生保全機構は国庫（一般会計）にそれぞれ納付することとされている。また、社会資本整備法人の中小企業基盤整備機構の2勘定においては、勘定に属する権利及び義務を当該法人の他の勘定に帰属させるとともに、資産価額が負債金額を上回る場合は、経済産業大臣が財務大臣と協議して定めた金額を産投特会、一般会計又は石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計に納付することなどとされている。

また、16年度決算の状況についてみると、政策金融法人の2勘定を除いた10勘定のうち8勘定において累積欠損金945億円を計上しており、このうち無償資金型法人の6勘定については、今後の収支が改善されない場合、出資金の全額回収は困難である。

各法人の収支構造についてみると、環境再生保全機構及び政策金融法人の2勘定

では、借入金等に見合う主な資産が割賦譲渡元金又は貸付金であるが、政策金融法人の2勘定においては、貸付金については利子補給を受けており、また、これら3勘定では貸倒れが生じた場合に備えて貸倒引当金を計上している。これに対して、社会資本整備法人における中小企業基盤整備機構の2勘定では、主な資産が販売用不動産であることから、その譲渡価格が貸借対照表に計上した当該資産の価格を下回ったり譲渡等が予定どおり進まなかったりして、勘定廃止時に欠損金が生じた場合には、工業再配置等業務特別勘定においては、欠損金処理のため同勘定の出資金を減少させることとなるほか、当該2勘定の権利及び義務を一般勘定に承継する際に、一般勘定に欠損金を承継するなどの処理を行うことになる。なお、これに関連して、中小企業基盤整備機構の財務等に関して留意すべき事項を90ページに記載している。

また、社会資本整備法人3勘定及び政策金融法人2勘定では、借入金の償還時期に応じて売却等による資金の回収ができなかったり、貸付金の回収時期より借入金の償還時期が早い場合には、現預金の保有状況によっては、資金不足を生じたりするおそれがある。

したがって、これらの廃止予定事業勘定については、廃止事業勘定と同様に、財投資金等の回収ができなかったり、廃止後に損失を他の勘定が承継したりなどする場合もあることから、今後の収支等の推移等について注視していくこととする。

(3) 財投改革後の財投事業に係る資金調達の状況

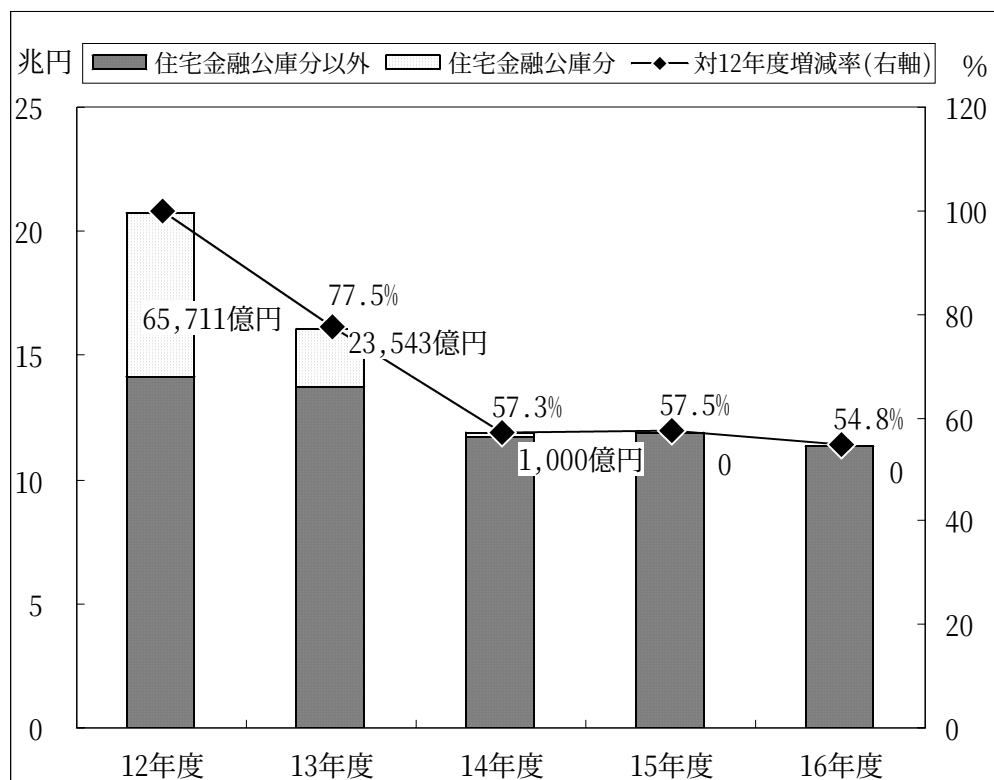
ア 財政投融資の縮減・重点化の状況

(7) 財政投融資による資金調達実績の状況

12年度報告における検査対象42法人及び今回の検査対象37法人のうち、12年度から16年度までの各年度の財政投融資計画（以下「財投計画」という。）において^(注14)財政投融資を予定していた法人について、財政投融資による資金調達実績（以下「財投実績」という。）の推移についてみると、図5のとおりとなっている。なお、16年度の法人別の財投実績等の状況については、別添の「個別の財投機関の状況」において、その概要を記述した。

(注14) 政府保証債のうち外国債については、12年度以前は財政投融資計画に含まれていなかったが、分析に当たっては、各年度の比較のため、12年度分の計画及び実績とも外国債の金額を含めて計上している。

図5 財投実績及び対平成12年度増減率の推移



(注) 図中金額は住宅金融公庫分

財投実績の総額は、12年度と16年度を比較すると、20兆7302億円から11兆3539億円へ9兆3762億円減少しており、16年度は12年度の54.8%となっている。そして、12年度の財投実績に対する各年度の実績の推移をみると、12年度から14年度にかけての低下が顕著となっている。これは住宅金融公庫における事業見直しの影響によるもので、13、14両年度における住宅金融公庫の財投実績の対前年度減少額(率)はそれぞれ4兆2168億円(64.2%)及び2兆2543億円(95.8%)となっていて、両年度の減少額の総額4兆6576億円及び4兆1972億円のそれぞれ90.5%及び53.7%を占めている。

また、12年度及び16年度それぞれの財投計画において財政投融资を予定していた(注15) (注16) 35法人及び34法人の財投実績を法人別にみると、表15のとおり、16年度の財投実績が12年度の財投実績を下回っている法人(16年度に財投実績がない法人を含む。)の財投実績の減少額の合計は9兆7198億円となっている。このうち最も減少額の大きいのは、住宅金融公庫の6兆5711億円(減少額総額の67.6%)であり、同公庫及び国民生活金融公庫の上位2法人で減少額総額の78.8%を占めている。一方、

16年度の財投実績が12年度の財投実績を上回っている法人（12年度に財投実績がない法人を含む。）の財投実績の増加額の合計は2524億円にすぎない。このうち最も増加額の大きいのは、日本学生支援機構の1180億円（増加額総額の46.7%）であり、16年度の財投実績は12年度の約1.6倍になっている。これは同機構における貸付実績が、2067億円から4111億円にほぼ倍増したことによる。

（注15） 35法人 〔社会資本整備法人〕日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、緑資源公団、水資源開発公団、地域振興整備公団、新東京国際空港公団、石油公団、日本鉄道建設公団、都市基盤整備公団、金属鉱業事業団、環境事業団、日本下水道事業団、運輸施設整備事業団、関西国際空港株式会社、帝都高速度交通営団、〔政策金融法人〕国民生活金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、日本政策投資銀行、国際協力銀行、社会福祉・医療事業団、日本私立学校振興・共済事業団、日本育英会、商工組合中央金庫、〔無償資金型法人〕科学技術振興事業団、奄美群島振興開発基金、情報処理振興事業協会、基盤技術研究促進センター、生物系特定産業技術研究推進機構、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構

（注16） 34法人 別表1参照

表15 財投実績の推移

（単位：億円）

区 分		12年度 (A)	16年度 (B)	増減		
				(B) - (A)	(B) / (A) (%)	
財投実績		207,302	113,539	△93,762	54.8	
うち16年度の財投実績が12年度の財投実績を下回る法人(勘定)に係る減少額①(27法人計) 注(1)		192,517	95,318	△97,198	49.5	構成比 ②/①(%)
主な内 訳②	住宅金融公庫	65,711	—	△65,711	皆減	67.6
	国民生活金融公庫	32,868	21,946	△10,921	66.8	11.2
うち16年度の財投実績が12年度の財投実績を上回る法人(勘定)に係る増加額③(6法人計) 注(2)		14,781	17,306	2,524	117.1	構成比 ④/③(%)
主な内 訳④	日本学生支援機構	1,887	3,067	1,180	162.5	46.7

注(1) 日本道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、成田国際空港株式会社、東京地下鉄株式会社、緑資源機構、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、水資源機構、石油天然ガス・金属鉱物資源機構、環境再生保全機構、中小企業基盤整備機構、都市再生機構、日本下水道事業団、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、日本政策投資銀行、日本私立学校振興・共済事業団、商工組合中央金庫、福祉医療機構、農業・生物系特定産業技術研究機構、科学技術振興機構、情報処理推進機構、医薬品医療機器総合機構

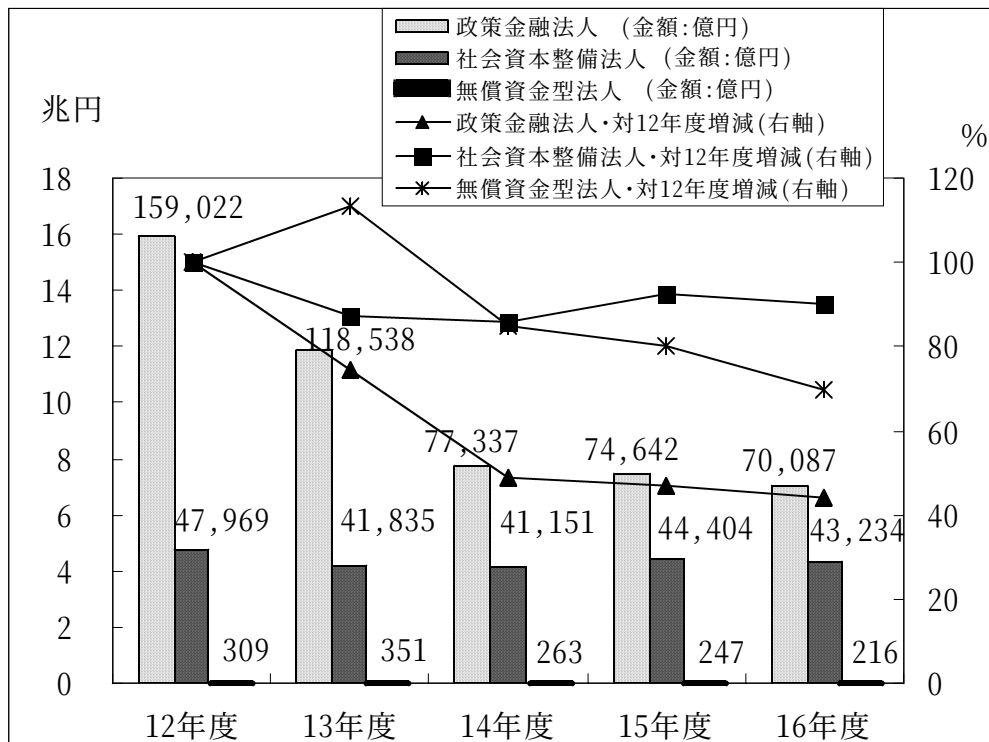
注(2) 首都高速道路公団、関西国際空港株式会社、国際協力銀行、日本学生支援機構、新エネルギー・産業技術総合開発機構、情報通信研究機構

注(3) 前記表1の勘定分類に従い、平成12年度財投実績を事業承継した法人単位に組み替えた。ただし、基盤技術研究促進センター分については一部独立行政法人に事業承継されているものの、集計上、廃止の取扱いとした。

注(4) 国の機関から独立行政法人に移行した国立病院機構及び国立大学財務・経営センターについては、移行前において国立病院特別会計及び国立学校特別会計に係る財投計画があるため、この項に限り、法人別の分析の対象から除いている。

政策金融法人、社会資本整備法人及び無償資金型法人の事業類型別に財投実績の推移を示すと、図6のとおりである。

図6 事業類型別の財投実績及び対平成12年度増減率の推移



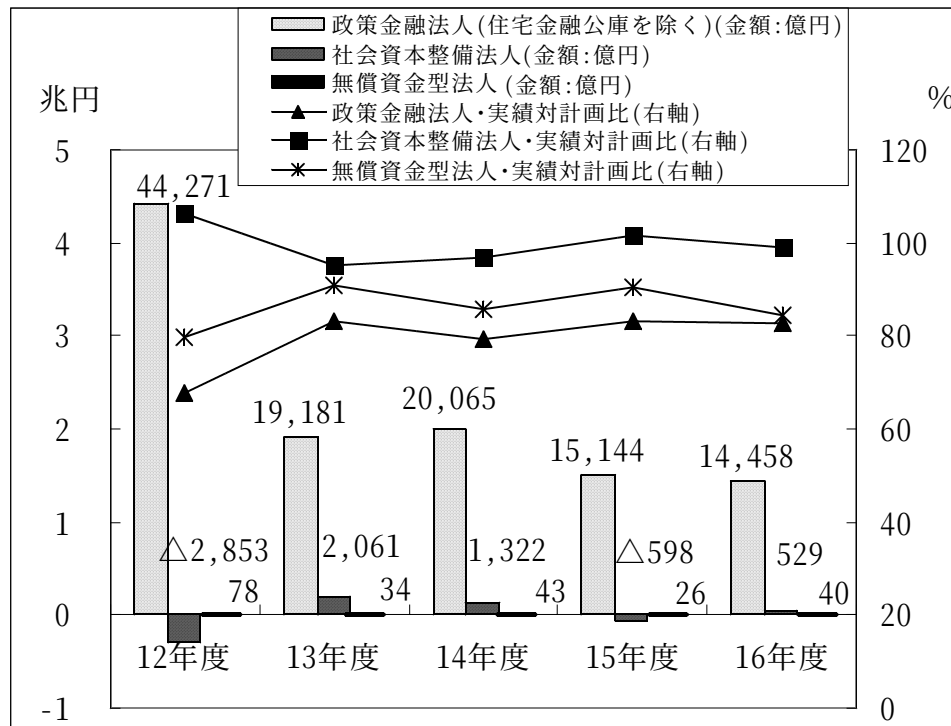
事業類型別の財投実績について12年度と16年度を比較すると、社会資本整備法人が4734億円減、9.9%減となっているのに対して、政策金融法人は金額で8兆8934億円減、55.9%減と大きく減少している。ただし、政策金融法人は、前記のとおり、住宅金融公庫に係る財投実績の減少6兆5711億円が大きく影響しており、これを除くと、24.9%減となっている。なお、無償資金型法人は、92億円減、30.0%減となっている。

(イ) 財投計画に対する財投実績の状況

次に、財政投融资の縮減が財投改革後どのように進ちょくしているかという観点から、12年度から16年度までの各年度の財投計画(当初計画。以下同じ。)と財投実績との乖離の状況について事業類型別にみると、図7のとおりである。なお、

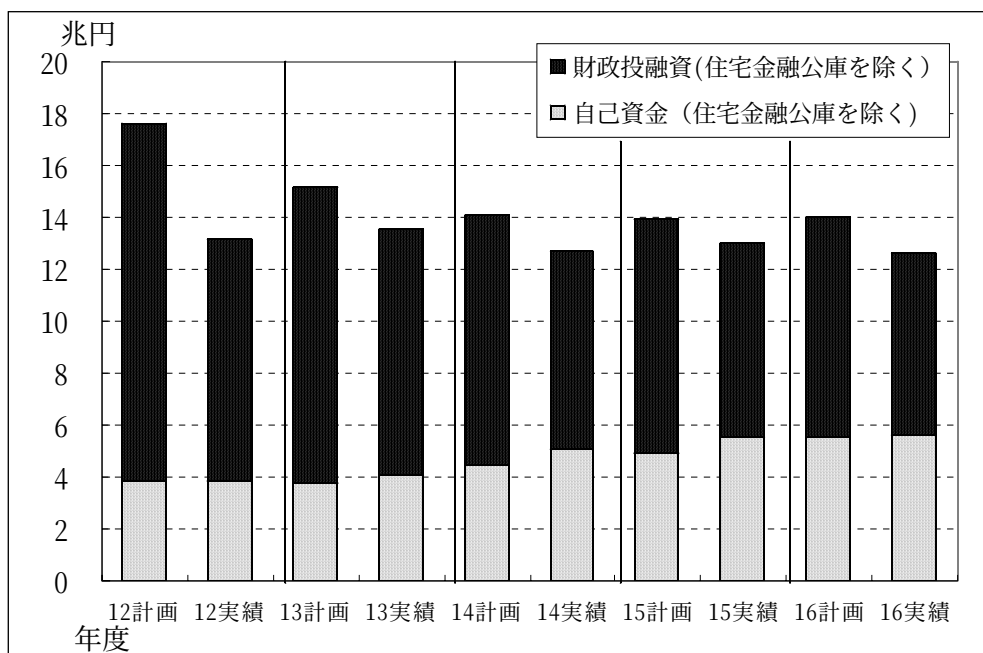
政策金融法人については、前記の理由により、住宅金融公庫を除いて分析している。

図7 事業類型別の財投計画と財投実績との差額及び財投計画に対する財投実績の割合



社会資本整備法人についてはかい離幅が小さいが、政策金融法人については、16.8%から32.2%、無償資金型法人については9.0%から20.2%のかい離がそれぞれ生じており、特に政策金融法人については、図8のとおり、財投事業の計画（以下「事業計画」という。）に対して財投事業の実績（以下「事業実績」という。）が下回る法人が多かったことなどから、かい離幅は最大の12年度で4兆4271億円、最小の16年度で1兆4458億円と大きな開差を生じている。

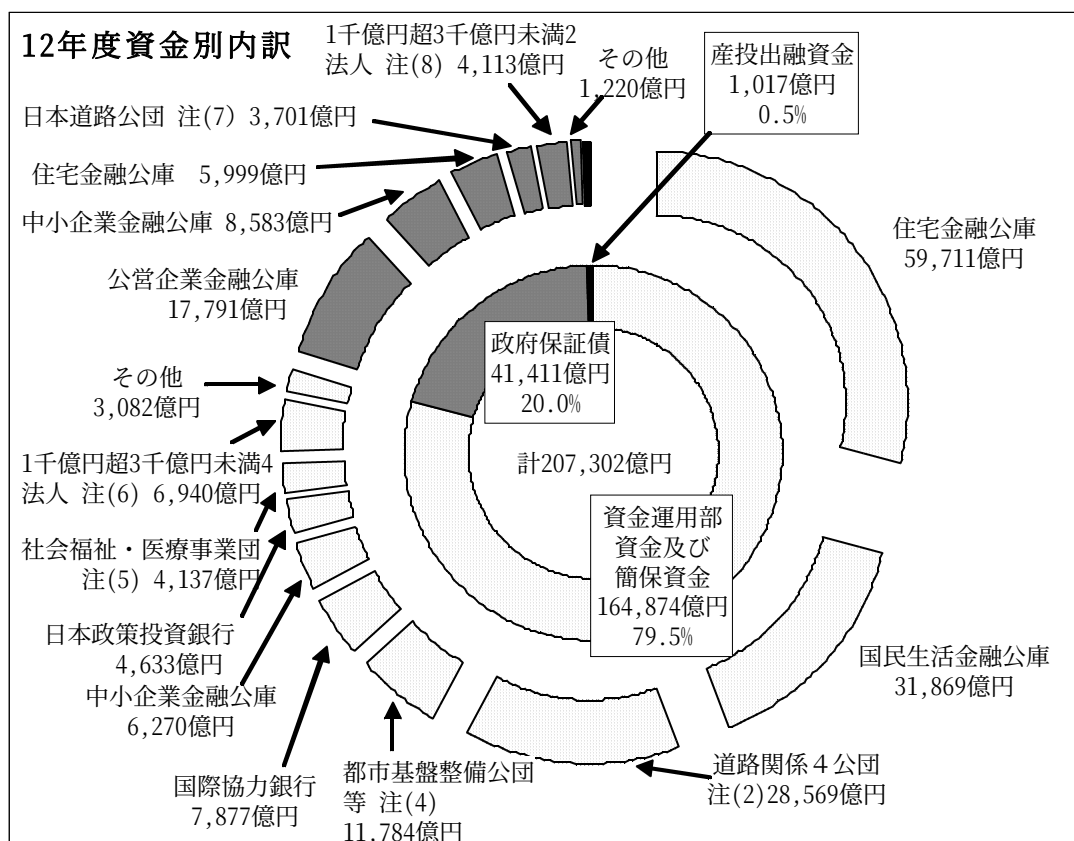
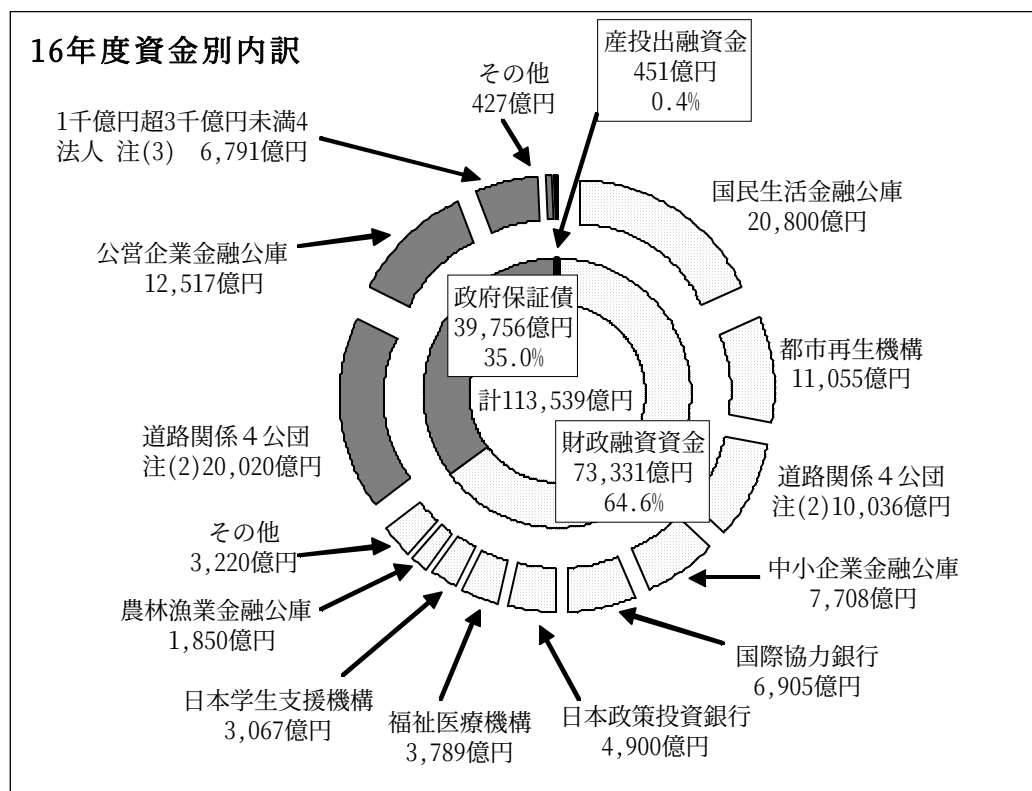
図8 政策金融法人における事業計画及び事業実績に占める資金構成の推移



(ウ) 財投資金の資金別の状況

財投実績に占める財政融資資金（本項においては、12年度以前は資金運用部資金及び簡保資金）、政府保証債及び産投出融資金の資金構成について、12年度と16年度の状況を比較すると、図9のとおりである。

図9 各資金別、法人別の財投実績



注(1) 各資金別実績が3000億円以上の法人を表示した。

注(2) 日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団

注(3) 国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、日本政策投資銀行、国際協力銀行

注(4) 都市再生機構との比較のため、都市再生機構が事業を承継した都市基盤整備公団分と地域振興整備公団の地方都市開発整備等事業分の合計額を示した。

注(5) 社会福祉・医療事業団は、福祉医療機構に事業承継された。

注(6) 農林漁業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、日本鉄道建設公団、日本育英会

注(7) 首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団分は実績なし。

注(8) 日本政策投資銀行、国際協力銀行

16年度の財投実績は、前記のとおり、12年度と比較すると、9兆3762億円減少して、54.8%になっている。これは主として、財政融資資金が16兆4874億円から7兆3331億円へと9兆1542億円、55.5%減少していることによるもので、資金別の構成割合についてみると、財政融資資金の割合は79.5%から64.6%へと低下している。^(注17)この財政融資資金の内訳について法人等別にみると、実績が1000億円を超える法人等^(注18)は、12年度については24法人等のうち12法人等（図9参照）、16年度については21法人等^(注19)のうち9法人等（図9参照）で、それぞれ財政融資資金の98.1%及び95.6%を占めている。そして、12年度と16年度の間で金額の変動の大きいものをみると、住宅金融公庫が5兆9711億円からゼロに、道路関係4公団が2兆8569億円から1兆0036億円にそれぞれ大きく減少している。

これに対して、政府保証債の割合は20.0%から35.0%へと上昇している。この政府保証債の内訳を法人等別にみると、実績が1000億円を超える法人等^(注20)は、12年度については8法人等^(注21)のうち6法人等（図9参照）、16年度については8法人等^(注21)のうち6法人等（図9参照）で、それぞれ政府保証債の97.1%及び98.9%を占めている。そして、12年度と16年度の間で金額の変動の大きいものをみると、中小企業金融公庫が8583億円から1994億円に、住宅金融公庫が5999億円からゼロに大きく減少しているのに対し、道路関係4公団は3701億円から2兆0020億円に大きく増加している。そこで、この間の政府保証債の増減の推移についてみると、表16のとおり、総額では14年度には半減したものの、その後、道路関係4公団の発行額が急激に増加したため、結局、4兆1411億円から3兆9756億円へと1654億円、4.0%の減少にとどまっている。

表16 政府保証債の推移

(単位：億円)

区 分	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
政府保証債 計 (下段：対12年度増減率)	41,411	28,153 (△32.0)	22,110 (△46.6)	33,026 (△20.2)	39,756 (△ 4.0)
うち公営企業金融公庫ほか 6公庫等 (注) (下段：対12年度増減率)	37,487	27,544 (△26.5)	18,990 (△49.3)	22,380 (△40.3)	19,308 (△48.5)
うち道路関係4公団 (下段：対12年度増減率)	3,701	— (△100.0)	2,591 (△30.0)	9,803 (164.8)	20,020 (440.9)

(注) 公営企業金融公庫ほか6公庫等 公営企業金融公庫、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、日本政策投資銀行、国際協力銀行

このように道路関係4公団の政府保証債が急増したのは、民営化に備えて、資金調達を財政融資資金から市場調達へ移行するに際し、政府保証債による調達を増加させていることによるものである。すなわち、図10のとおり、13年度から16年度にかけて、財政融資資金の減少とともに、政府保証債が急増している。この道路関係4公団の政府保証債発行額の増加については、過渡的に行われた措置とされていることから、今後の推移を注視していくこととする。

(注17) 本項では、特殊法人等改革の状況を踏まえて、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団及び本州四国連絡橋公団に係る財投実績を合計し、道路関係4公団として分析した。

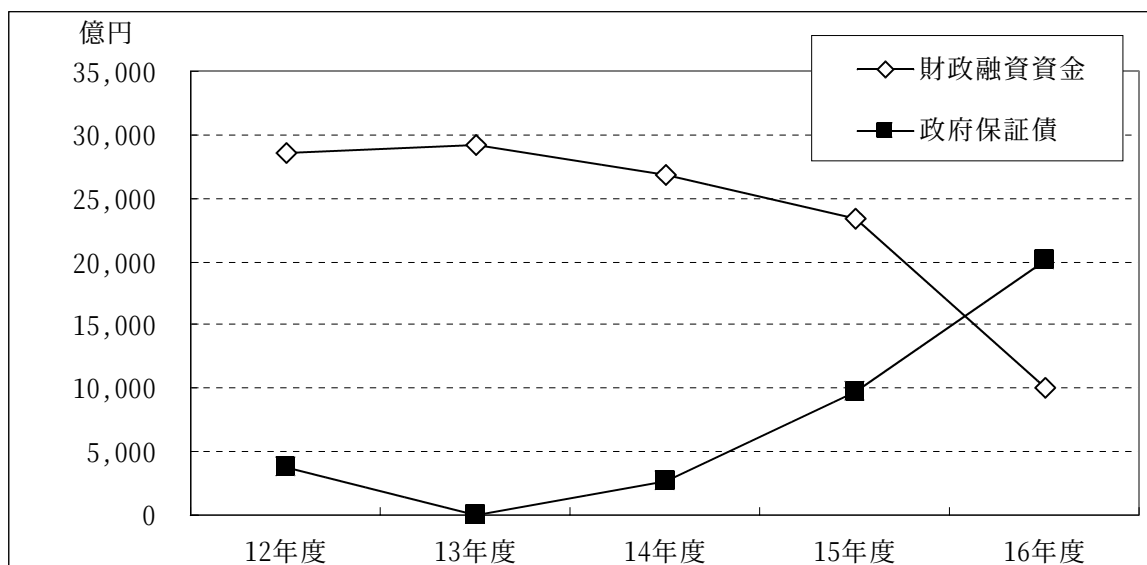
(注18) 24法人等 道路関係4公団、緑資源公団、水資源開発公団、地域振興整備公団、新東京国際空港公団、石油公団、日本鉄道建設公団、都市基盤整備公団、金属鉱業事業団、環境事業団、日本下水道事業団、運輸施設整備事業団、帝都高速度交通営団、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、日本政策投資銀行、国際協力銀行、社会福祉・医療事業団、日本私立学校振興・共済事業団、日本育英会、商工組合中央金庫

(注19) 21法人等 別表1参照

(注20) 8法人等 道路関係4公団(ただし、日本道路公団以外は計画なし。)、関西国際空港株式会社、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、日本政策投資銀行、国際協力銀行

(注21) 8法人等 別表1参照

図10 道路関係4公団における資金別の財投実績



イ 財投機関債の発行による資金の自主調達状況

(7) 財投機関債の発行実績の状況

財投機関債の発行初年度である13年度と16年度の財投計画において財政投融資を予定していた法人について、それぞれの年度における財投機関債の発行法人数及び発行実績を示すと、表17のとおりである。

表17 財投機関債の発行法人数及び発行実績の推移

区 分	13年度	16年度
財投計画法人数 注(1)(A)	36	34
発行法人数	注(2) 18	注(3) 23
発行総額①	1兆0004億円	3兆3019億円
社会資本整備法人 (B)	17	14
発行法人数(E)((E)/(B)%)	注(2) 9 (52.9%)	注(3) 11 (78.6%)
発行総額②(②/①%)	2350億円 (23.5%)	1兆0155億円(30.8%)
政策金融法人 (C)	12	13
発行法人数(F)((F)/(C)%)	注(2) 9 (75.0%)	注(3) 12 (92.3%)
発行総額③(③/①%)	7654億円 (76.5%)	2兆2864億円(69.2%)
無償資金型法人 (D)	7	7
発行法人数	0	0

注(1) 各年度の財投計画において財政投融資を予定している法人数

注(2) 〔社会資本整備法人〕日本道路公団、水資源開発公団、阪神高速道路公団、地域振興整備公団、新東京国際空港公団、日本鉄道建設公団、都市基盤整備公団、運輸施設整備事業団、帝都高速度交通営団

〔政策金融法人〕住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、公営企業金融公庫、商工組合中央金庫、日本政策投資銀行、国際協力銀行、社会福祉・医療事業団、日本私立学校振興・共済事業団、日本育英会

注(3) 〔社会資本整備法人〕日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、関西国際空港株式会社、成田国際空港株式会社、緑資源機構、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、水

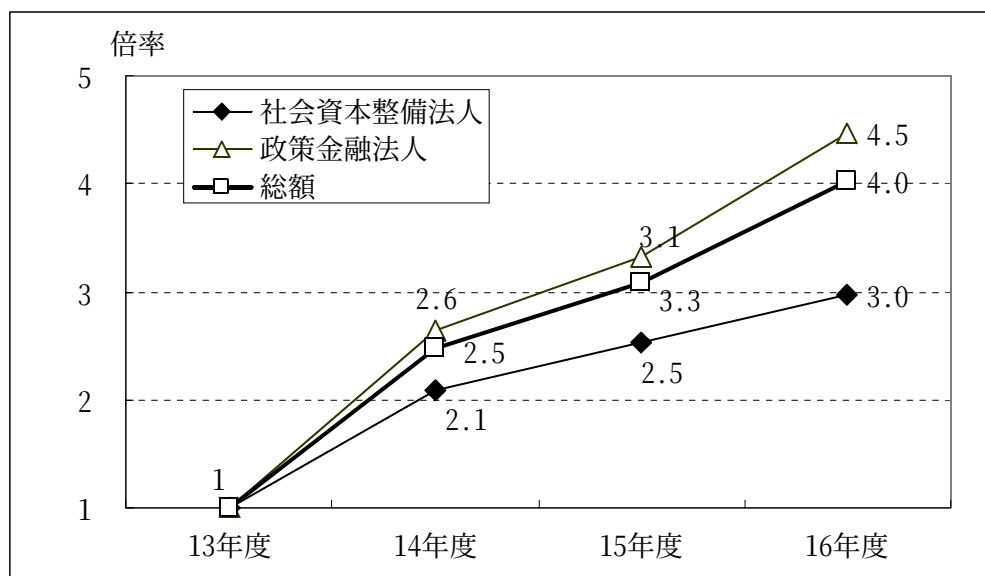
資源機構、環境再生保全機構、都市再生機構

〔政策金融法人〕住宅金融公庫、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、商工組合中央金庫、沖縄振興開発金融公庫、日本政策投資銀行、国際協力銀行、日本私立学校振興・共済事業団、福祉医療機構、日本学生支援機構

13年度から16年度までの間に、発行法人数は18法人から23法人に拡大しており、国からの資金助成を資金調達の主な財源とする無償資金型法人7法人を除くと、16年度には財投機関債を発行していない法人は、中小企業基盤整備機構、石油天然ガス・金属鉱物資源機構、国立病院機構、国立大学財務・経営センターの4法人だけである。また、発行総額は13年度から16年度までの間で1兆0004億円から3兆3019億円へと3.3倍に増加しており、16年度では政策金融法人の発行額が2兆2864億円と発行総額の約3分の2を占めている。

一方、財投機関債の発行計画額の13年度から16年度までの推移を13年度の発行計画額に対する比率により示すと、図11のとおり、財投機関債の発行計画額総額は、13年度以降毎年度増加して、16年度は13年度の4.0倍となっており、前記の財投機関債の発行実績は計画ほどの伸びとはなっていない。これは、発行計画額が最も大きい住宅金融公庫の貸付債権担保住宅金融公庫債券(政策金融法人の16年度発行計画額の43%)の発行計画額に対する発行実績額の割合が低調(15年度41%、16年度24%)だったことによるものである。

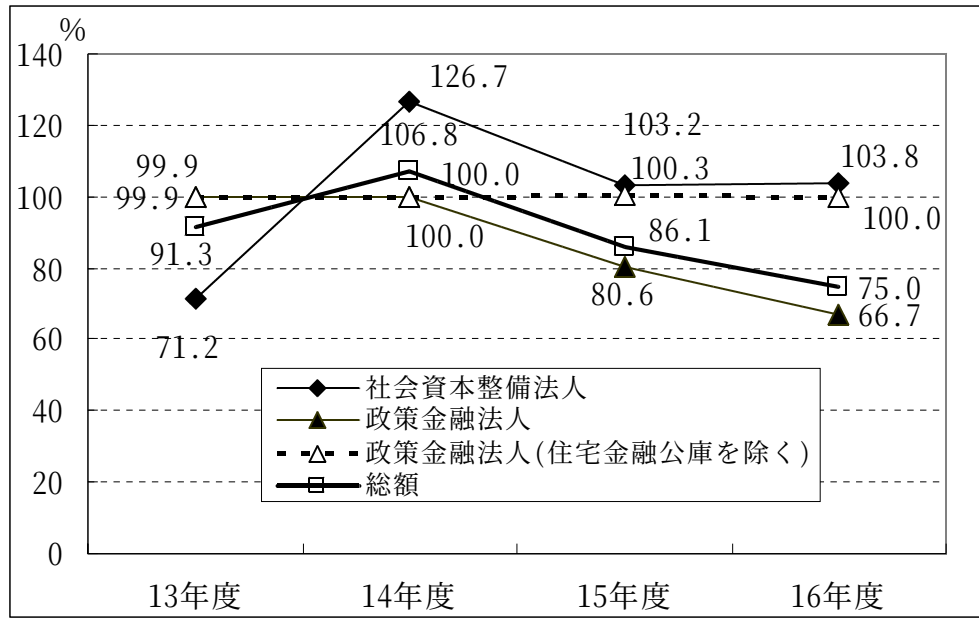
図11 財投機関債の発行計画額（対平成13年度発行計画額比）の推移



各法人における財投機関債の発行計画額に対する発行実績額の割合を事業類型

別に示すと、図12のとおりであり、政策金融法人の事業実績が事業計画を下回っている中で、住宅金融公庫を除く政策金融法人では、各年度とも計画どおりの発行状況となっている。

図12 事業類型別の財投機関債の発行計画額に対する発行実績額の割合の推移



(イ) 資金調達における財源構成の状況

前記のとおり、財投実績が12年度から16年度にかけて大幅に減少している中で、財投機関債の発行実績は増加している。そこで、財投機関における16年度の資金調達について、借入金(短期借入金を除く。)、債券発行等の外部資金調達額に占める財投機関債の割合(以下「財投機関債依存率」という。)を、国からの資金助成を資金調達の主な財源としていて、財投機関債の発行実績がない無償資金型法人及び住宅金融公庫ほか3法人を除く23法人28勘定について示すと、表18のとおりとなっている。

なお、政策金融法人の中には、政策上、貸付金利を調達金利よりも低利に設定しているために発生する逆ざや(貸付財源として調達した借入金等の調達金利と貸付けによる運用金利との差額)等による収支差や貸倒償却等による損失等を補てんするため、国から補助金等を受け入れることとなっている法人がある。このような法人は、貸付金利の設定によっては、支払利息等の経費の増こうが国の財政負担の増加につながるおそれもあることから、本項では、政策金融法人を収支

(注23)
差に係る補助金等を受け入れることとなっている法人（以下「補給金型法人」という。）とそれ以外の法人（以下「非補給金型法人」という。）とに分類して分析している。

(注22) 住宅金融公庫ほか3法人 住宅金融公庫、商工組合中央金庫、国立病院機構、国立大学財務・経営センター。証券化支援事業として貸付債権担保住宅金融公庫債券の発行を行う住宅金融公庫及び従来から発行している商工債券の一定割合を財投機関債としている商工組合中央金庫については、その債券の性質が他の財投機関債と異なること、また、国立病院機構及び国立大学財務・経営センターについては、16年度が国の機関から独立行政法人化した初年度であることから、それぞれ分析の対象から除いている。

(注23) 23法人28勘定 [社会資本整備法人] 日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、関西国際空港株式会社、成田国際空港株式会社、緑資源機構（造林勘定及び林道等勘定）、鉄道建設・運輸施設整備支援機構（建設勘定及び船舶勘定）、水資源機構、石油天然ガス・金属鉱物資源機構（金属鉱業一般勘定）、環境再生保全機構（承継勘定）、中小企業基盤整備機構（工業再配置等業務特別勘定及び産炭地域経過業務特別勘定）、都市再生機構（都市再生勘定）
[政策金融法人][補給金型法人] 国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫（融資勘定）、沖縄振興開発金融公庫、国際協力銀行（海外経済協力勘定）、福祉医療機構（一般勘定）、日本学生支援機構 [非補給金型法人] 公営企業金融公庫、日本政策投資銀行、国際協力銀行（国際金融等勘定）、日本私立学校振興・共済事業団（助成勘定のうちの一般経理）、福祉医療機構（年金担保貸付勘定）

表18 財投機関債依存率（平成16年度）

（単位：億円、％）

法 人 名(勘 定 名)		外部資金調達額		外部調達資金に占める割合		
		(A)	財投機関 債発行額 (収入金 ベース) (B)	財投機 関債依 存率 (C)= (B)/(A)	財投資 金依存 率 (D)	その他 100%－ (C)+(D)
社会資本整備法人 13法人16勘定						
石油天然ガス・金属鉱物資源機構(金属鉱業一般勘定)		49	-	0	8.3	91.7
中小企業基盤整備機構(施設整備等勘定及び工業再配置等業務特別勘定)		80	-	0	19.2	80.8
首都高速道路公団		6,673	649	9.7	67.1	23.2
都市再生機構(都市再生勘定)		15,852	1,599	10.1	69.7	20.2
緑資源機構(造林勘定)		266	29	11.2	20.2	68.6
阪神高速道路公団		3,475	449	12.9	75.5	11.6
鉄道建設・運輸施設整備支援機構(建設勘定)		3,377	449	13.3	23.2	63.5
日本道路公団		29,518	5,298	17.9	74.8	7.3
本州四国連絡橋公団		2,101	419	20.0	41.7	38.3
関西国際空港株式会社		1,477	299	20.3	17.5	62.2
水資源機構		602	149	24.9	68.3	6.8
緑資源機構(林道等勘定)		58	34	59.3	40.7	0
成田国際空港株式会社		709	499	70.4	23.9	5.6
環境再生保全機構(承継勘定)		79	69	87.5	12.5	0
鉄道建設・運輸施設整備支援機構(船舶勘定)		224	199	88.9	11.1	0
政策金融法人 10法人12勘定						
国際協力銀行(海外経済協力勘定)《補》		5,555	-	0	66.4	33.6
福祉医療機構(一般勘定)《補》		3,766	299	8.0	92.0	0
国民生活金融公庫《補》		24,547	2,399	9.8	89.4	0.8
農林漁業金融公庫《補》		2,232	229	10.3	82.9	6.8
日本私立学校振興・共済事業団(助成勘定のうち一般経理)		539	69	13.0	31.5	55.5
公営企業金融公庫		20,595	3,997	19.4	60.8	19.8
中小企業金融公庫(融資勘定)《補》		12,224	2,399	19.6	79.5	0.9
日本学生支援機構《補》		3,827	760	19.9	80.1	0
沖縄振興開発金融公庫《補》		967	199	20.7	74.6	4.7
日本政策投資銀行		8,945	2,399	26.8	71.0	2.2
国際協力銀行(国際金融等勘定)		8,021	2,399	29.9	70.1	0
福祉医療機構(年金担保貸付勘定)		622	300	48.2	51.8	0
再掲	社会資本整備法人 13法人16勘定	64,549	10,152	15.7	66.4	17.9
	政策金融法人 10法人12勘定	91,845	15,454	16.8	75.6	7.6
	補給金型法人 7勘定	53,121	6,288	11.8	83.7	4.5
	非補給金型法人 5勘定	38,724	9,166	23.7	64.5	11.8
	23法人28勘定	156,395	25,606	16.4	71.8	11.8

注(1) 事業類型別に財投機関債依存率の低い順に並べている。

注(2) 法人名の最後に《補》を付している勘定は補給金型法人を表す。

注(3) 財投機関債依存率＝財投機関債発行額(収入金ベース)／外部資金調達額(債券発行額(収入金ベース)、長期借入金借入額、寄託金受入額及び出資金受入額)％

注(4) 財投資金依存率＝財投実績／外部資金調達額(同上)％

注(5) 各欄の計及び比率は、端数処理の関係上、表中の合計又は計算と一致しない場合がある。

全体の財投機関債依存率は16.4%となっているが、各勘定別にみると、0%から88.9%となっているなど、法人又は勘定の事業形態等により大きな開差がある。

また、これを事業類型別にみると、政策金融法人12勘定は16.8%、社会資本整備法人16勘定は15.7%で、ほぼ同様の依存率となっている。一方、政策金融法人についてみると、補給金型法人7勘定の財投機関債依存率は0%から20.7%で平均が11.8%となっているのに対して、非補給金型法人5勘定に係る財投機関債依存率は13.0%から48.2%で平均が23.7%となっており、補給金型法人の財投機関債依存率を大きく上回っている。

(ウ) 財投機関債の発行コストと対国債スプレッド

財投資金から財投機関債に財源構成がシフトすると、財投機関債の発行法人においては、財投機関債の発行金利が財政融資資金や政府保証債の金利を上回ることによる支払利息の増加や、債券の引受けを行う証券会社等に対して支払う手数料等の経費の発生等により、直接的なコストが増加することになる。そして、このコストの増減に最も大きく影響するのが発行金利である。

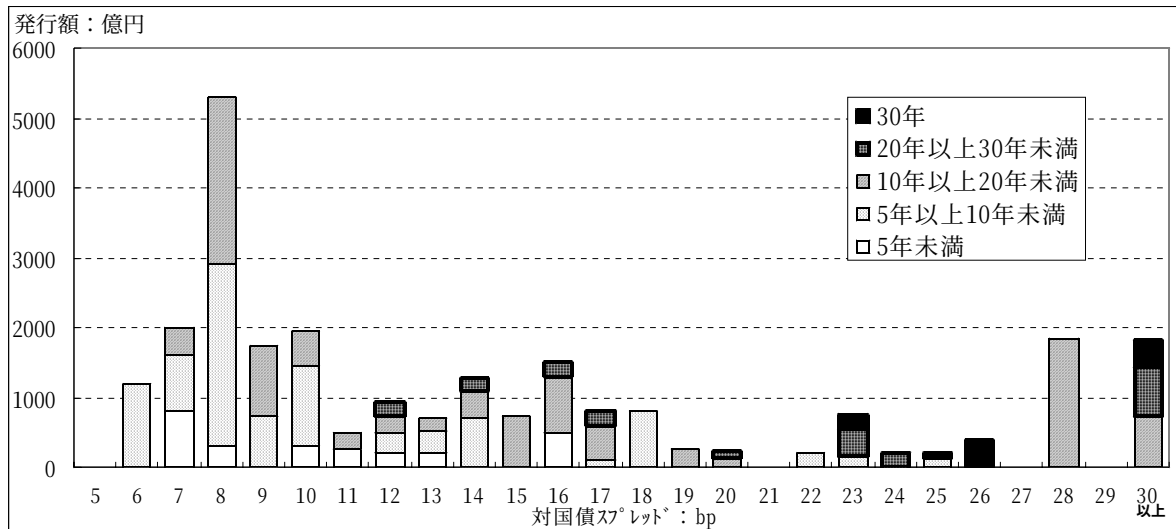
財投機関債の発行金利は、償還年限、償還方法及び担保・保証等の発行条件、^(注24)発行時の市況、発行法人の信用リスク等の種々の要素を考慮して決定されるが、決定までの手続は、おおむね次のとおりである。

- ① 発行法人が債券発行事務及び債券引受けを行う主たる会社（以下「主幹事会社」という。）を選定する。
- ② 主幹事会社は、財投機関債の発行金利について発行法人の信用リスク等に応じて投資家が求める国債金利に対する上乗せ金利（以下「対国債スプレッド」^(注25)という。）と当該債券の需要等について市場調査を行う。
- ③ 発行法人は、市場調査に基づいて当該債券の対国債スプレッドを決定し、発行条件決定日にその時点の指標となる国債の市場流通利回りに対国債スプレッド^(注26)を加えた利率を発行金利（応募者利回り）とする。
- ④ 発行法人は、決定した発行条件に基づいて、主幹事会社と債券引受契約等を締結する。

^(注27)
16年度に発行された財投機関債のうち発行方法等が異なるものを除いた84件計2兆5366億円(社会資本整備法人11法人で35件計1兆0206億円、政策金融法人10法人で49件計1兆5160億円)に係る財投機関債の償還年限は、16年度において3年、4年、5年、7年、10年、12年、15年、20年、30年と多くの種類がある。対国債スプレッド別の発行金額の分布を償還年限別に示すと図13のとおりである。これをみると、

償還年限が20年以上の超長期の財投機関債は、それより償還年限の短いものと比べて、相対的に対国債スプレッドが大きい傾向が見受けられる。

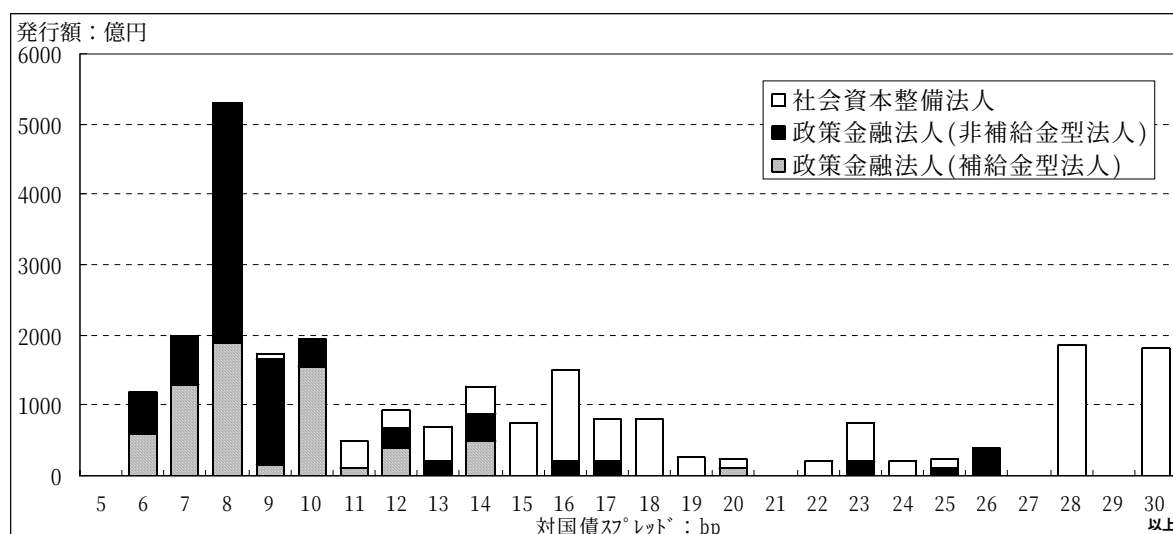
図13 財投機関債の対国債スプレッド（償還年限別）



（注）金額は発行額面ベース

一方、対国債スプレッド別の発行金額の分布を事業類型別に示すと図14のとおりである。これをみると、財投機関債の対国債スプレッドが28bp以上のものは日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、関西国際空港株式会社及び都市再生機構（都市基盤整備公団）となっているなど、社会資本整備法人が発行したものの方が政策金融法人のものより相対的に信用リスクが高く、財投機関債の発行に伴う金利負担が大きい傾向が見受けられる。なお、政策金融法人が発行した財投機関債に対国債スプレッドが23bp、25bp、26bpと比較的大きいものがあるが、これらは、いずれも償還年限が30年と超長期のものである。

図14 財投機関債の対国債スプレッド（事業類型別）



(注) 金額は発行額面ベース

(注24) 信用リスク 当該法人が発行する債券の元本、利息が回収できなくなる可能性

(注25) 対国債スプレッド 償還までの期限等の償還に係る条件がほぼ等しく、指標となる国債の市場流通利回りとの金利差。bp（ベースポイント）単位で表される。1bpは0.01%

(注26) 応募者利回り 新規発行債券を購入した日から、最終償還日まで所有した場合に入ってくる受取利息と償還差損益との合計額の、投資元本に対する1年当たりの利回り

(注27) 貸付債権担保住宅金融公庫債券、商工債券並びに他の財投機関債とは利払いや償還の方法が異なる物価連動債及び定時償還債を除く。

(エ) 財投機関債の発行体制

上記のように、発行法人の抱える信用リスクや償還年限の相違等により、対国債スプレッドは6bpから最大で50bpまでの広い範囲にわたっており、財投機関債の発行コストは法人により大きな開差を生じている。

そこで、財投機関債の発行体制についてみると、主幹事会社との契約方法について、検査した15法人すべてにおいて、証券会社から提出された債券発行に係る提案書を審査する方法により契約先を選定して契約を締結していた。そして、この提案書の審査に当たっては、例えば債券の起債実績、起債方法、販売戦略、情報提供、引受手数料等の審査項目について評価を行っているが、これらの審査項目、評価方法については各発行法人が独自に定めており、審査する評価項目の種類や審査において重視する各評価項目の比重が法人間で区々となっている状況

が見受けられた。

(注28) 15法人 16年度に財投機関債を発行した前記21法人のうち、17年度に組織形態の変更等が行われた道路関係4公団並びに民営化された成田国際空港株式会社及び関西国際空港株式会社については組織体制の相違等を考慮して分析から除いている。

財投機関債は、これを発行する財投機関に対して、ディスクロージャーを促進させ、業務の効率化等を促進する効果があるとされているが、一方で、金利の逆ざや等による収支差を補てんする補助金等を受け入れる補給金型法人においては、財投機関債の発行に伴う支払利息の増こうや引受手数料等の発行経費の発生が財政負担の増加につながるおそれもある。また、「財政投融资改革の総点検について」(平成16年12月10日財政制度等審議会財政投融资分科会)においても、各財投機関ごとに、(注29) A L Mの効果、調達コスト、市場の状況等を勘案しながら、財政融資資金の借入れによる調達と財投機関債による調達の効果的な組み合わせを検討することが適当であるとされている。

したがって、財投機関債の発行については、発行法人におけるディスクロージャー、業務効率化、契約手続の透明性等の状況や財政負担の状況にも留意しつつ、発行法人の信用リスクや収支構造に応じて資金調達コストを可能な限り抑えるような適切な発行条件及び発行規模となっているか、今後の資金調達の実施状況について注視していくこととする。

(注29) A L M 資産負債の総合管理

(4) 12年度報告に掲記した課題、リスクへの対応状況

財投機関の抱える債務償還リスクの性質は一律ではなく、有償資金を主たる財源とする社会資本整備法人及び政策金融法人の場合は基本的な償還システムに、また、無償資金を主たる財源とする無償資金型法人の場合は基本的な収支構造にそれぞれ関係している。12年度報告においては、これらに着目して財投機関を事業類型に分類し、その償還リスクの状況等を明らかにした。

そこで、12年度報告に掲記した主な課題、リスクについて、その後の財投改革及び特殊法人等改革に伴う財投機関の財務構造等の変化がどのような影響を与えたのか、また、改善の方向に向かっているのか、前記(2)及び(3)の分析を踏まえて、事業類型別に検査した。

ア 社会資本整備法人

社会資本整備法人については、資産の簿価と時価とがかい離するリスク及び特別法上の引当金等の状況について検査した。

(7) 資産の簿価と時価とのかい離のリスクの状況

12年度報告においては、社会資本整備法人の資産に係るリスクの状況として、資産価格（簿価）と時価とのかい離の状況について記述した。

前記のとおり、多くの社会資本整備法人は特殊法人等改革により独立行政法人化されており、新規設立法人が承継する資産の価額については、法令に基づき、時価を基準として評価委員が評価した価額としている。

そこで、独立行政法人化された社会資本整備法人7法人14勘定について、承継前後の資産の価額を比較することにより、資産の簿価と時価とのかい離の状況について検査した。

これらの社会資本整備法人において資産の中核を占める事業資産は、承継前の貸借対照表では、「有形固定資産」とは区分して「事業資産」として計上されていたが、承継後の貸借対照表では、水資源機構を除いて事業資産を区分せずに「有形固定資産」等として計上されている。このため、承継前後の比較は、承継前の貸借対照表において「事業資産」及び「有形固定資産」等として計上されている額と、承継後の貸借対照表において「有形固定資産」等（水資源機構においては、「事業資産」及び「一般管理用固定資産の有形固定資産」等）として計上されている額とを比較することにより分析することとした。また、評価委員による事業資産の評価方法の主なものについても併せて検査した。なお、東京地下鉄株式会社及び成田国際空港株式会社は、旧法人においても企業会計原則等に従った会計処理を行っていたことなどから、資産等承継に伴う資産評価は行われていない。

社会資本整備法人7法人14勘定について、承継前後における事業資産等の増減額の状況をみると、表19のとおり、承継前の資産の価額は合計26兆7121億円であったのに対し、承継後に時価等を基準として評価した後の価額は合計25兆5947億円となっていて、承継前の価額と比較して1兆1174億円（4.2%）減少している。

これを勘定別にみると、中小企業基盤整備機構（工業再配置等業務特別勘定）及び同機構（産炭地域経過業務特別勘定）のように不動産の販売を行っている勘定においては、不動産を時価で評価した結果、減少率が大きくなっているが、水

資源機構や石油天然ガス・金属鉱物資源機構（備蓄・探鉱融資等勘定）では、事業資産を簿価のまま承継していることから、減少率は小さくなっている。

表19 社会資本整備法人における事業資産及び有形固定資産等の増減額の状況並びに主な事業資産の評価方法

(単位:億円)

項目		事業資産の 評価前価額 (A)	事業資産の 評価後価額 (B)	増減額 (E) ((B)-(A) 及び (D)-(C))	増減率(%) ((E)/(A)及 び(E)/(C))	(参考) 開始貸借対 照表におけ る欠損金の 額	(主な事業資産) 評価委員による主な事業資産 の評価方法
新規設立法人(新勘 定名)	旧法人(旧勘定名)	(事業資産及 び有形固定資 産等)の評価 前価額 (C)	有形固定資 産等の評価 後価額 (D)				
独) 緑資源機構 (造林勘定)	緑資源公団 (造林 勘定)	9,958	8,455	△ 1,502	△ 15.1		(水源林) ①標準伐採期齢以上：正味売 却価額 ②標準伐採期齢未満：取得原 価を基準とする正常原価 (建設仮勘定) 投資額累計
		9,966	8,464	△ 1,501	△ 15.1		
独) 緑資源機構 (林道等勘定)	緑資源公団 (林道 勘定、特定地域整 備勘定、農用地整 備勘定)	4,242	4,242	-	-		
		4,253	4,262	9	0.2		
独) 鉄道建設・運 輸施設整備支援機 構 (建設勘定)	日本鉄道建設公団(一 般勘定)	45,931	-	-	-		(建物(鉄道施設用建物等)、構 築物、機械装置、共有船舶、 土地(鉄道施設用地等)、建設 仮勘定) 簿価評価(帳簿価額等) (土地(職員宿舍等)) 時価評価(民間精通者価格)
		46,005	45,580	△ 424	△ 0.9		
独) 鉄道建設・運 輸施設整備支援機 構 (船舶勘定)	運輸施設整備事業 団 (船舶勘定)	3,697	3,303	△ 394	△ 10.7	△ 444	
		3,698	3,303	△ 394	△ 10.7		
独) 水資源機構	水資源開発公団	36,919	36,560	△ 358	△ 1.0		(土地) ①事業用土地については帳簿 価額 ②一般管理用土地について は、不動産鑑定士鑑定額
		36,991	36,697	△ 294	△ 0.8		
独) 石油天然ガス・ 金属鉱物資源機構 (金属鉱業備蓄・探 鉱融資等勘定)ほか 1勘定	金属鉱業事業団 (一般勘定)	304	304	-	-		(希少金属鉱産物) 残存簿価
		346	338	△ 8	△ 2.4		
独) 環境再生保全 機構 (承継勘定)	環境事業団 (一般 業務勘定)	90	87	△ 3	△ 3.6		(未成工事支出金) 完成後販売見込み額一造成工 事原価の発生見込額
		91	88	△ 2	△ 3.3		
独) 中小企業基盤 整備機構 (工業 再配置等業務特別 勘定)ほか2勘定	地域振興整備公団 (工業再配置等事 業勘定)	2,069	-	-	-	△ 264	(土地、建物、販売用不動 産) 不動産鑑定士による鑑定評価 額
		2,090	489	△ 1,600	△ 76.6		
独) 中小企業基盤整 備機構 (産炭地域 経過業務特別勘定)	地域振興整備公団 (産炭地域経過業 務勘定)	854	-	-	-	△ 197	
		856	94	△ 761	△ 88.9		
独) 都市再生機構 (都市再生勘定)	都市基盤整備公団 (都市基盤整備勘 定)、地域振興整備 公団 (地方都市開 発整備等事業勘定)	161,524	-	-	-	△ 7,011	(建物、土地、仕掛不動産勘 定) ①時価評価(民間精通者価格) ②原価で譲渡することが確実 なもの主体工事が完成してい ないもの等は取得原価。 ③譲渡契約済のものは譲渡価 額
		162,630	156,432	△ 6,198	△ 3.8		
独) 都市再生機構 (鉄道勘定)	都市基盤整備公団 (鉄道勘定)	191	-	-	-	△ 276	
		191	192	1	1.0		
合 計		265,784	-	-	-	△ 8,194	
		267,121	255,947	△ 11,174	△ 4.2		

注(1) 中小企業基盤整備機構は社会資本整備法人に分類されるが「一般勘定(旧中小企業事業団分)」及び「出資承継勘定」は本表から除いている。

注(2) 事業資産からは、割賦譲渡元金及び貸倒引当金等の額を控除している。また、鉄道建設・運輸施設整備支援機構(助成勘定)及び石油天然ガス・金属鉱物資源機構(石油天然ガス勘定)の事業資産は割賦販売譲渡元金等であるため本表から除いている。

注(3) 承継後の貸借対象表において事業資産を区分していない法人においても、承継前の主な事業資産について承継後においても特定することが可能な法人は、その特定した資産を事業資産として整理し承継前後

の価額を上段に記載した。また、承継後の事業資産には流動資産に分類されている「販売用不動産」等も含めている。

注(4)「石油天然ガス・金属鉱物資源機構（金属鉱業備蓄・探鉱融資等勘定）ほか1勘定」の「1勘定」とは「金属鉱業一般勘定」である。また、「中小企業基盤整備機構（工業再配置等業務特別勘定）ほか2勘定」の「2勘定」とは、「一般勘定(旧地域振興整備公団分)」及び「施設整備等勘定」である。

注(5) 評価前後において事業資産のみで比較できる勘定は限られているので、合計欄において事業資産のみの評価後価額の合計額は計算していない。

注(6) 単位未満切り捨てのため合計額は一致しない。

前記(2)のとおり、これらの事業資産等の減少額については、政府出資金の償却等により処理された法人が多いが、欠損金として新規設立法人に承継されているものもあり、欠損金が承継されたことにより多額の累積欠損金を計上している法人については、今後累積欠損金が解消されていくか、収支状況を注視していく必要がある。また、今後の経済情勢の変化によっては、資産の簿価と時価に再び大きな離れが生じることもあり得ることなどから、資産の簿価と時価のかい離については、今後も注視していくこととする。

(イ) 特別法上の引当金等の状況

12年度報告においては、長期にわたる事業期間中に起こりうる予想できない社会経済情勢の変化によって生じるリスクに対応するための特別法上の引当金等の状況について記述した。

12年度末の時点で特別法上の引当金等を計上していた社会資本整備法人8法人のうち、16年度末までの間に特殊法人等改革により組織形態の変更が行われたのは5法人である。そして、これら5法人のうち資産等承継前の最終貸借対照表において特別法上の引当金等を計上していたのは4法人であるが、これらの特別法上の引当金等の状況は、表20のとおりとなっている。

すなわち、これら4法人の業務を承継した新規設立法人4法人のうち2法人では、特別法上の引当金等を計上していない。これは、新規設立法人に適用されることとなった独立行政法人会計基準等では、従来計上されていた特別法上の引当金等のほとんどが利益留保的な性格のものとされ、引当金の要件を満たさないものとなったことなどによるものである。また、旧法人の最終貸借対照表では4法人で総額1511億円が計上されていたのに対し、新規設立法人の2法人では総額512億円に縮小し、引当金等の額は999億円減少している。

このように、旧法人において特別法上の引当金等で対応していたリスクは、新規設立法人においてはリスクが顕在化したときの各期の損益に反映されることと

なった。

(注30) 8法人 日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、新東京国際空港公団、都市基盤整備公団、地域振興整備公団、日本鉄道建設公団、金属鉱業事業団

(注31) 5法人 新東京国際空港公団、都市基盤整備公団、地域振興整備公団、日本鉄道建設公団、金属鉱業事業団

表20 組織変更を行った法人における特別法上の引当金等の計上状況

(単位：億円)

法人名 (旧法人名)	旧法人の最終貸借対照表上の引当金等		16年度末の 計上額 (B)	差引((B)-(A))
	名称	金額 (A)		
成田国際空港株式会社 (新東京国際空港公団)	回収財源調整準備金	17	非計上	△ 17
	成田新高速鉄道負担引当金	225	225	-
鉄道建設・運輸施設整備支援機構 (日本鉄道建設公団)	譲渡調整引当金	129	286	157
中小企業基盤整備機構 (地域振興整備公団)	譲渡価格調整準備金	186	非計上	△ 186
都市再生機構 (都市基盤整備公団)	分譲価格調整準備金	408	非計上	△ 408
	公租公課準備金	214	非計上	△ 214
	賃貸住宅居住性能保全準備金	330	非計上	△ 330
計		1,511	512	△ 999

注(1) 旧法人の最終貸借対照表上の金額が10億円以上のものを対象にした。

注(2) 成田国際空港株式会社の成田新高速鉄道負担引当金は平成15年度から計上されているが承継前は特別法上の引当金ではない。

注(3) 単位未満切り捨てのため合計額は一致しない。

イ 政策金融法人

政策金融法人については、16年度末における検査対象17法人21勘定を対象として、貸倒リスク及び繰上償還リスクの状況について検査した。また、このうち貸倒リスクについては、政策金融法人と同様の貸倒リスクを有する社会資本整備法人もあることから、これらの状況についても併せて検査した。

なお、政策金融法人においては、45ページで記述したとおり、逆ざや等による収支差や貸倒償却による損失等を補てんするための補助金等を受け入れることとなっている法人があることから、上記のリスクが国の財政負担に及ぼす影響の違いにも着目し、上記17法人21勘定を補給金型法人と非補給金型法人に分類して分析した。

(注32) 補給金型法人と非補給金型法人
〔補給金型法人〕 国民生活金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金

融公庫、中小企業金融公庫（融資勘定）、沖縄振興開発金融公庫、国際協力銀行（海外経済協力勘定）、福祉医療機構（一般勘定）、雇用・能力開発機構（一般勘定及び財形勘定）、労働者健康福祉機構、日本学生支援機構〔計11勘定〕
 〔非補給金型法人〕 中小企業金融公庫（証券化支援買取業務勘定）、公営企業金融公庫、日本政策投資銀行、国際協力銀行（国際金融等勘定）、日本私立学校振興・共済事業団（助成勘定のうちの一般経理）、商工組合中央金庫、福祉医療機構（年金担保貸付勘定）、国立大学財務・経営センター（施設整備勘定）、中小企業基盤整備機構（一般勘定）、奄美群島振興開発基金（うち出融資業務）〔計10勘定〕

(7) 貸倒リスクの状況

商工組合中央金庫及び公営企業金融公庫を除く各法人は、12年度当時、大蔵省告示、内規等に基づき貸付金残高に対する一定比率又はその範囲内で貸倒引当金を計上していた。その比率は、公庫の場合、貸付受入金を除く期末貸付金残高の1000分の6、銀行の場合、1000分の3などとされていて、実際の信用リスクや回収見込の状況からみて限度率以上に引当金を積み増す必要がある場合でも、これを貸倒引当金の引当水準に反映させる仕組みとはなっていなかった。

その後、多くの財投機関の組織・事業を統廃合するなどして設立された各独立行政法人では、独立行政法人会計基準に基づき、債権を債務者の財政状態等に応じて一般債権、貸倒懸念債権、破産更生債権等に区分し、債権の区分ごとに貸倒金額を見積もって、これにより貸倒引当金を計上することとなった。

そこで、貸倒引当金の計上方法の違いに着目して、独立行政法人会計基準を適用している政策金融法人8法人、同基準を適用している社会資本整備法人6法人、従来の基準のままの政策金融法人9法人に区分して分析した。

a 独立行政法人会計基準を適用している政策金融法人

政策金融法人17法人のうち独立行政法人である7法人のほか、独立行政法人会計基準を適用している日本私立学校振興・共済事業団を加えた8法人^(注33)10勘定について、独立行政法人への資産等承継前の最終貸借対照表と資産等承継後の開始貸借対照表等により貸倒引当金の増減の状況を示すと、表21のとおりである。

(注33) 8法人10勘定 日本私立学校振興・共済事業団（助成勘定のうちの一般経理）、福祉医療機構（一般勘定及び年金担保貸付勘定）、雇用・能力開発機構（一般勘定及び財形勘定）、労働者健康福祉機構、日本学生支援機構、国立大学財務・経営センター（施設整備勘定）、中小企業基盤整備機構（一般勘定）、奄美群島振興開発基金（うち出融資業務）

表21 独立行政法人化等に伴う貸倒引当金の評価増減の状況（政策金融法人）
(単位:億円)

法人名（勘定名）	開始貸借対照表 貸付金等残高①	旧法人最終貸借対照表 貸倒引当金 (A)		開始貸借対照表 貸倒引当金 (B)		増減(B)-(A)		開始貸借対照表の 欠損金等の状況
		金額②	引当率 ②/①	金額③	引当率 ③/①	金額	引当率	
政策金融法人8法人 (10勘定計)	78,522	543	1.0%	2,105	8.5%	1,562	7.5%	
補給金型法人 (5勘定計)	51,903	58	0.4%	448	7.6%	390	7.1%	
雇用・能力開発機構 (一般勘定)のうち雇用促進 融資に係る債権管理事業の貸 付金に係る分	285	4	1.7%	56	19.8%	51	18.0%	欠損金なし
労働者健康福祉機構のうち労 働安全衛生融資に係る債権管 理事業の貸付金に係る分	126	0	0.1%	19	15.8%	19	15.7%	欠損金なし、19億円に ついて未収財源措置予 定額を計上
日本学生支援機構のうち有利 子貸与事業の貸付金に係る分	13,660	40	0.3%	266	2.0%	225	1.7%	欠損金なし、175億円 について未収財源措置 予定額を計上
福祉医療機構 (一般勘定)	29,796	4	0.0%	93	0.3%	89	0.3%	欠損金なし
雇用・能力開発機構 (財形勘定)	8,034	8	0.1%	12	0.2%	3	0.0%	欠損金417億円
非補給金型法人 (5勘定計)	26,619	484	1.7%	1,656	9.7%	1,172	8.0%	
奄美群島振興開発基金 (うち出融資業務)注(3)	118	0	0.3%	20	17.1%	20	16.8%	欠損金23億円
中小企業基盤整備機構 (一般勘定)のうち高度化貸 付金に係る分	7,590	379	5.0%	1,581	20.8%	1,202	15.8%	欠損金なし
福祉医療機構 (年金担保貸付勘定)	2,139	0	0.0%	1	0.1%	1	0.1%	欠損金1億円
日本私立学校振興・共済事業 団(助成勘定のうちの一般経 理)注(4)	6,760	104	1.5%	52	0.8%	△ 51	△0.7%	15年度当期純損失なし
国立大学財務・経営センター (施設整備勘定)	10,009	—	—	—	0%	—	—	国の機関から独立行政 法人化

注(1) 引当率増減の大きい法人順に記載した。また、計欄の引当率は各法人の単純平均を示す。
注(2) 貸倒引当金等の計数については、同一勘定において複数の事業を行っている場合、財投事業分の内訳
が明らかなものは、これを抜き出して算定を行っている。
注(3) 旧基金の融資出資勘定分を計上している。
注(4) 同事業団は平成15年10月に独立行政法人会計基準に変更したため、14年度決算と15年度決算を対比し
た。
注(5) 国立大学財務・経営センターは引当率の平均の計算から除いている。
注(6) 本表の計数については端数処理の関係上、各欄の差引・集計において端数が一致しない場合がある。

資産等承継前後で比較すると、上記8法人10勘定のうち、日本私立学校振興・
共済事業団及び国立大学財務・経営センターを除く6法人8勘定において貸倒引
当金の積増しが行われており、貸倒引当金計上額の総額は543億円から2105億円
へと約4倍に増加し、貸付金等残高に対する貸倒引当金計上額の割合(以下「引
当率」という。)は法人平均で1.0%から8.5%へと上昇している。これを法人別
にみると、貸倒引当金の積増しが最も大きいのは中小企業基盤整備機構(一般
勘定)の1202億円であり、引当率の上昇が最も大きいのは雇用・能力開発機構
(一般勘定のうち雇用促進融資に係る債権管理事業)の18.0ポイントとなって

いる。

貸倒引当金の積増しに伴う損失等に対応した財務処理についてみると、6法人
(注34)
8勘定のうち5法人5勘定においては、前記の(2)で記述したように、独立行政法人への資産等承継に際して、政府出資金の償却など資本の処理を行ったり、未収財源措置予定額を計上したり、他の勘定から資金を受け入れたりして、これらにより貸倒引当金の積増しに伴う損失等を解消している。なお、将来において財政負担が予定されている未収財源措置予定額として計上された額の総額は195億円である。

(注34) 5法人5勘定 別表2参照。なお、上記各法人の貸倒引当金の積増しにより生じた損失の処理の状況については、「[別添] 個別の財投機関の状況」の各法人の「(2)特殊法人等改革等による事業承継等の状況」に記載している。

b 独立行政法人会計基準を適用している社会資本整備法人

社会資本整備法人のうち、土地、施設、船舶等の固定資産を有償資金により取得し、これを購入者等に譲渡したり、受益者等から負担金等を徴収したりするなどして資金を回収する事業スキームとしている法人については、前記のとおり、その譲渡収入に係る割賦債権等について貸倒れが発生するおそれがあり、政策金融法人と同様の貸倒リスクを抱えている。

そこで、社会資本整備法人のうち上記の事業スキームを採っている独立行政
(注35)
法人6法人10勘定について、独立行政法人への資産等承継前の最終貸借対照表と資産等承継後の開始貸借対照表により割賦債権等に係る貸倒引当金の増減の状況を示すと、表22のとおりである。

(注35) 6法人10勘定 別表2参照

表22 独立行政法人化に伴う貸倒引当金の評価増減の状況（社会資本整備法人）
（単位:億円）

法人名（勘定名）	開始貸借対照表 貸付金等残高①	旧法人最終貸借対照表 貸倒引当金（A）		開始貸借対照表 貸倒引当金（B）		増減（B－A）		開始貸借対照表の 欠損金等の状況
		金額②	引当率 ②/①	金額③	引当率 ③/①	金額	引当率	
社会資本整備法人6法人 （10勘定計）	109,613	51	0.2%	1,255	9.1% 注(2)	1,203	8.9%	
鉄道建設・運輸施設整備支援 機構（船舶勘定）のうち船舶 未収金及び貸付金	916	—	0%	272	29.7%	272	29.7%	欠損金444億円
中小企業基盤整備機構 （産地地域経過業務特別勘 定）のうち割賦売掛金及び事 業貸付金	157	1	0.9%	40	25.5%	38	24.7%	欠損金197億円
環境再生保全機構 （承継勘定）のうち割賦譲渡 元金及び貸付金	2,628	—	0%	346	13.2%	346	13.2%	欠損金なし、346億円に ついては未収財源措置 予定額を計上 注(4)
中小企業基盤整備機構 （施設整備等勘定）のうち割 賦売掛金及び事業貸付金	185	1 注(2)	0.4% 注(2)	21	11.3%	22 注(2)	9.1% 注(2)	欠損金221億円
中小企業基盤整備機構 （工業再配置等業務特別勘 定）のうちの割賦売掛金	62			2	4.2%			欠損金43億円
都市再生機構 （都市再生勘定）のうち割賦 等譲渡債権等 注(3)	14,836	49 [2]	0.3%	571	3.9%	522	3.5%	欠損金7011億円
緑資源機構（林道等勘定）の うち長期貸付金及び割賦売掛 金	1,415	—	0%	1	0.1%	1	0.1%	欠損金なし
水資源機構のうち割賦元金	9,865	—	0%	—	0%	—	0%	欠損金なし
鉄道建設・運輸施設整備支援 機構（建設勘定）のうち割賦 債権	14,077	—	0%	—	0%	—	0%	欠損金なし
鉄道建設・運輸施設整備支援 機構（助成勘定）のうち割賦 債権及び貸付金	65,468	—	0%	—	0%	—	0%	欠損金なし

注(1) 引当率増減の大きい法人順に記載した。また、計欄の引当率は各法人の単純平均を示す。

注(2) 中小企業基盤整備機構（施設整備等勘定）と同機構（工業再配置等業務特別勘定）とを合算した計数で計算している。

注(3) 下段〔 〕書きは、地域振興整備公団（地方都市開発整備等事業勘定）分で内書き。

注(4) これ以外に未収利息相当額に係る未収財源措置予定額があり、これを含めた総額は356億円である。

注(5) 本表の計数については端数処理の関係上、各欄の差引・集計において端数が一致しない場合がある。

資産等承継前後で比較すると、貸倒引当金計上額の総額は51億円から1255億円へと約24倍に増加し、引当率は法人平均で0.2%から9.1%へ上昇している。これを法人別にみると、貸倒引当金の積増しが最も大きいのは都市再生機構（都市再生勘定）の522億円であり、引当率の上昇が最も大きいのは鉄道建設・運輸施設整備支援機構（船舶勘定）の29.7ポイントとなっている。

なお、環境再生保全機構では、開始貸借対照表において貸倒引当金の積増しにより生じた損失等に対応した財務処理として、未収財源措置予定額356億円を計上している。

以上のように、政策金融法人8法人10勘定及び社会資本整備法人6法人10勘定においては、独立行政法人会計基準の適用により、将来の貸倒見積高を反映した貸倒引当金が計上されることとなった。しかし、これに伴い、貸倒引当金の積増し

により生じた損失等を解消できずに欠損金を計上していたり、未収財源措置予定額を計上したりしている法人も見受けられることから、今後の決算及び財政負担の推移について注視していくこととする。

c 従来の基準のままの政策金融法人

(注36)

12年度以降、組織形態に変更がない政策金融法人9法人のうち、商工組合中央金庫は従前から企業会計原則に基づいて貸倒引当金を算定しており、残る8法人においては、12年度決算から企業会計原則に準拠した会計処理を適用した行政コスト計算財務書類を作成するなど、説明責任の確保と透明性の向上のための取組がなされているものの、法定財務諸表における貸倒引当金の算定は、従来の基準のままである。

これらの9法人については、前記のとおり、住宅金融公庫については特殊法人等整理合理化計画に基づいて19年4月に独立行政法人化が予定されており、それ以外の国民生活金融公庫ほか7公庫等についても、現在政策金融改革が進められている。また、行政改革推進法においては、商工組合中央金庫及び日本政策投資銀行について完全民営化、公営企業金融公庫は廃止、その他の法人は特別の法律により特別の設立行為をもって設立される株式会社又は独立行政法人等の組織形態を採る一の政策金融機関に統合するなどの措置を、20年度より順次講ずることとされている。

そこで、商工組合中央金庫を除く8法人における貸倒リスクの状況をみるため、法定貸借対照表と行政コスト計算財務書類の民間企業仮定貸借対照表のそれぞれに計上されている16年度末の貸倒引当金の額を比較すると、表23のとおりとなっている。

(注36) 9法人 別表1参照

表23 平成16年度の法定貸借対照表と民間企業仮定貸借対照表に計上された貸倒引当金の比較

(単位:億円)

法人名(勘定名)	16年度法定貸借対照表貸付金残高①	16年度法定貸借対照表貸倒引当金(A)		16年度民間企業仮定貸借対照表貸倒引当金(B)		増減(B-A)		16年度民間企業仮定貸借対照表における利益金、損失金の状況
		金額②	引当率②/①	金額	引当率注(3)	金額	引当率	
補給金型(6勘定計)	881,850	4,481	0.8%	15,866	2.5%	11,385	1.8%	
中小企業金融公庫(融資勘定)	74,341	181	0.2%	4,186	5.6%	4,004	5.3%	欠損金4331億円
国民生活金融公庫	95,500	271	0.3%	3,979	4.2%	3,708	3.9%	欠損金4897億円
沖縄振興開発金融公庫	13,726	48	0.3%	249	1.8%	201	1.4%	欠損金223億円
住宅金融公庫	553,039	123	0.0%	5,249	0.9%	5,126	0.9%	欠損金5372億円
農林漁業金融公庫 注(4)	31,838	190	0.6%	376	1.1%	185	0.5%	欠損金371億円
国際協力銀行(海外経済協力勘定)	113,404	3,666	3.2%	1,825	1.7%	△ 1,841	△1.5%	欠損金3152億円
非補給金型(4勘定計)	571,848	4,393	1.1%	9,244	2.1%	4,851	1.0%	
日本政策投資銀行 注(4)	139,655	418	0.3%	3,851	2.7%	3,432	2.4%	利益剰余金6529億円
国際協力銀行 注(4)(国際金融等勘定)	84,997	460	0.5%	1,879	2.0%	1,419	1.4%	利益剰余金6138億円
公営企業金融公庫	250,240	—	0%	—	0%	—	0%	利益剰余金2兆4536億円
商工組合中央金庫 注(5)	96,954	3,513	3.6%	3,513	3.6%	—	0%	
商工組合中央金庫を除く計8法人(9勘定計)	1,356,744	5,360	0.6%	21,597	2.2%	16,236	1.6%	
総計9法人(10勘定計)	1,453,698	8,874	0.9%	25,111	2.4%	16,236	1.4%	

注(1) 引当率増減の大きい法人順に記載した。また、計欄の引当率は各法人の単純平均を示す。

注(2) 平成16年度法定貸借対照表貸付金残高は、貸付受入金を除き、住宅金融公庫については買取債権残高を含む。

注(3) 民間企業仮定貸借対照表の貸倒引当率は、引当ての対象に未収利息等が含まれるため、行政コスト計算書附属明細書に記載されている金融再生法開示債権額により算定している。

注(4) 民間企業仮定貸借対照表については破綻先債権等に係る直接償却額を加算している。

注(5) 商工組合中央金庫は法定貸借対照表が民間会計基準を適用しているため、平成16年度法定貸借対照表貸付金等残高に、金融再生法開示債権額を表示している。

注(6) 本表の計数については端数処理の関係上、各欄の差引・集計において端数が一致しない場合がある。

9法人の貸倒引当率をみると、国際協力銀行(海外経済協力勘定)は、法定貸借対照表の方が高く、公営企業金融公庫、商工組合中央金庫は同率であるが、これ以外はいずれも法定貸借対照表の方が低くなっており、引当率は全体では1.4ポイントも低水準である。そして、上記8法人の貸倒引当金計上額の総額は、法定貸借対照表では5360億円であるのに対し、民間企業仮定貸借対照表では2兆1597億円となっていて、法定貸借対照表の金額を1兆6236億円上回る額となっている。

したがって、これら8法人が、今後の政策金融改革等により民間会計基準等に移行する場合には、前記の独立行政法人に移行した政策金融法人等の場合と同様に、会計基準の変更に伴う貸倒引当金の積増しに対応した財務処理が必要になることが予測されることから、今後、これに伴う財政負担の発生の有無についても注視していくこととする。

(イ) 繰上償還リスクの状況

12年度報告において、繰上償還による貸付金回収額（以下「繰上償還回収額」という。）の増加が政策金融法人の財務に及ぼす影響について記述した。

繰上償還が発生すると、資金の運用期間は短期化するとともに、貸付金の満期までに得られるはずの利息収入が得られなくなる。また、繰上償還により回収された資金は、当該資金の貸付時点より市中金利が低下している場合、当初の貸付金利より低い金利による新規貸付けの財源となるが、既往の調達金利は高いままであることから、金利の逆ざやによる損失が将来にわたって発生することになる。

このため、政策金融法人では、繰上償還に伴う金利リスクを回避するため、9
(注37)
法人において、借受者が任意の繰上償還を行う場合はこれにより逸失した金利収入の全部又は一部を補う補償金（以下「繰上弁済補償金」という。）を徴収する制度を導入するなどの措置を13年度までに講じている。

一方、12年度報告においても記述したとおり、9年度から順次、補償金を支払うことを条件に、財政融資資金特別会計（12年度以前は資金運用部。以下、本項において「国」という。）に財政融資資金を任意に繰上償還をすることが可能となっており、11年度以降、借受者からの繰上償還によって生じた手元資金等を原資として、国に繰上償還（任意の繰上償還。以下同じ。）が行われている。

そこで、12年度から16年度までの間において財政融資資金に係る借入残高（政府引受債によるものを除く。）を有する12法人13勘定^(注38)について、当該期間の繰上償還回収額と財政融資資金の繰上償還額との関係を示すと、表24のとおりとなっている。

(注37) 9法人 別表1参照。なお、このほかに奄美群島振興開発基金が平成17年度より導入している。

(注38) 12法人13勘定 別表2参照

表24 各法人の繰上償還回収額と財政融資資金の繰上償還額の状況

(単位:億円)

法人名（勘定名）	12年度		16年度		12～16年度合計		比率 (B)/(A)
	借受者からの 繰上償還 回収額	国への 繰上償還額	借受者からの 繰上償還 回収額	国への 繰上償還額	借受者からの 繰上償還 回収額（A）	国への 繰上償還額 （B）	
補給金型法人 10勘定							
住宅金融公庫	55,997	—	48,814	8,775	310,603	37,304	12.0%
国民生活金融公庫	7,744	—	8,266	—	41,690	—	0%
中小企業金融公庫（融資勘定）	3,607	—	2,746	—	16,301	—	0%
農林漁業金融公庫 注(1)	2,079	—	2,265	420	11,953	420	3.5%
沖縄振興開発金融公庫	1,057	—	770	—	4,417	—	0%
福祉医療機構（一般勘定）	604	9	788	60	4,069	155	3.8%
国際協力銀行（海外経済協力勘定）	184	—	976	—	3,933	—	0%
日本学生支援機構のうち有利子貸与事業	158	—	247	—	1,176	—	0%
雇用・能力開発機構（一般勘定）のうち雇用促進融資に係る債権管理事業	33	—	27	—	175	—	0%
労働者健康福祉機構のうち労働安全衛生融資に係る債権管理事業	22	—	13	—	83	—	0%
非補給金型法人 3勘定							
国際協力銀行（国際金融等勘定）	5,107	—	2,915	2,215	19,427	4,081	21.0%
日本政策投資銀行	3,005	1,000	3,064	1,700	14,760	8,800	59.6%
日本私立学校振興・共済事業団（助成勘定のうちの一般経理）	148	—	83	3	683	3	0.5%
（参考）							
商工組合中央金庫	1,730		1,987		9,457		
公営企業金融公庫 注(1)	1,574		1,334		5,275		
雇用・能力開発機構（財形勘定）	285		452		1,981		
奄美群島振興開発基金（うち出融資業務）	6		5		29		

注(1) 借換えによる回収を含む。

注(2) 「12～16年度合計」(A)欄の金額の大きい法人順に記載した。

注(3) 参考とした法人は財政融資資金の借入れがない。

補給金型法人と非補給金型法人を比較すると、繰上償還回収額に対する国への繰上償還額の比率は、補給金型法人10勘定は0%から12.0%となっていて、このうち7法人については繰上償還の実績がないのに対して、非補給金型法人3勘定は0.5%から59.6%と相対的に高くなっている。

これは、財政融資資金の繰上償還を行うことができるのは、補償金の支払が繰上償還と同時に確実に行われる見込みがあると認められる場合に限定されているため、収支差の補助金等を受け入れている補給金型法人については、国への補償金

支払額に見合う繰上弁済補償金等の収入がなければ、繰上償還を行うことが困難であることなどによる。ただし、前記のとおり、財政融資資金の繰上償還は上記のとおり補償金の支払が前提であるが、住宅金融公庫及び都市再生機構については、17年6月に、両法人の経営基盤を強化するため、例外的に補償金の支払なしに繰上償還を行うこととする立法措置がなされている。

なお、繰上償還回収金を含む貸付金回収額が借入金、債券等の償還額を上回った場合などに生じる手元資金については、財政融資資金の繰上償還を行うほか、外部調達資金の借入を減少させるなど新規貸付金の財源としての活用が図られている。しかし、新規の貸出業務を廃止した場合、新規貸付金の財源としては活用ができず、繰上償還を行うことができれば、手元資金が滞留するとともに、現状では、手元資金に係る金利の逆ざやによって財務状況の悪化を招くおそれがある。なお、これに関連して、雇用・能力開発機構の財務等に関して留意すべき事項を101ページに記載している。

ウ 無償資金型法人

(注39)
無償資金型法人については、16年度末における検査対象8法人16勘定を対象として、
(注40)
出資事業資産のリスクの状況を検査するとともに、16年度末までに廃止された6勘定
も含めて、欠損金の状況について検査した。

(注39) 8法人16勘定 別表2参照

(注40) 6勘定 基盤技術研究促進センター（うち他法人に承継した事業を除く。）、国際協力事業団（うち海外移住事業）、中小企業総合事業団信用保険部門（中小企業信用保険事業・融資事業のうち融資事業）、情報処理振興事業協会（技術事業勘定）、通信・放送機構（衛星所有勘定）、情報処理推進機構（地域ソフトウェア教材開発承継勘定）

(7) 出資事業資産のリスクの状況

無償資金型法人の中には、国から受け入れた産投特会政府出資金等を主な財源として、研究開発等を行う事業会社、高度な研究開発のための研究施設の整備や開発技術の実践指導を行う施設の運営等を行う第3セクター等に対して出資を行う事業スキームの法人がある。そして、12年度報告では、このような事業スキームの法人においては、出資先会社の事業が収益に結びつかない場合、出資先会社に欠損金が累積するが、出資先会社が清算されるまでは法人の出資金は資産計上されたままとなり、出資先会社が清算されて初めて法人に損失金が発生する可能性があることを記述した。

その後、特殊法人等改革により独立行政法人化された無償資金型法人において^(注41)は、資産等承継に際して、出資先会社への出資により取得した関係会社株式、投資有価証券等の価額について、独立行政法人会計基準に基づく資産評価が行われた。そして、関係会社株式の評価については、出資先会社の財務諸表を基礎とした純資産額に持分割合を乗じて算定した実質価額と出資時の株式取得価額のいずれか低い方を貸借対照表価額とすることとされたことから、関係会社株式の実質価額が下落した場合には、当該出資に係る資産の額が減少することとなった。

そこで、前記の8法人16勘定のうち、独立行政法人化に伴う資産等承継に際して、^(注42)関係会社株式の資産評価が行われた無償資金型法人6法人7勘定について、旧法人の最終貸借対照表と新規設立法人である独立行政法人の開始貸借対照表により、法人の主たる事業資産である関係会社株式に係る価額の増減状況を示すと、表25のとおりである。

(注41) 関係会社株式 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則
(昭和38年大蔵省令第59号)に定める関係会社に該当する会社の株式

(注42) 6法人7勘定 別表2参照

表25 独立行政法人化に伴う関係会社株式の価額の増減の状況(無償資金型法人)

(単位：億円)

法人名(勘定名)	関係会社株式				最終貸借対照表 産投特会政府出資金残高 <16年度末産投特会政府出資金残高>	16年度末資本金 <16年度末剰余金、 △欠損金>
	最終貸借対照表計上額 (A)	開始貸借対照表計上額 (B)	開差額 (B) - (A)	比率 (B) / (A)		
新エネルギー・産業技術総合開発機構(鉱工業承継勘定)	8	1	△6	21.4%	183 <183>	183 <△7>
新エネルギー・産業技術総合開発機構(研究基盤出資経過勘定)	61	20	△40	32.8%	95 <95>	95 <△65>
情報通信研究機構(出資勘定)	27	14	△12	52.3%	53 <53>	53 <△24>
医薬品医療機器総合機構(承継勘定)	284	8	△275	3.0%	306 <306>	306 <△254>
農業・生物系特定産業技術研究機構(民間研究促進業務勘定)	278	22	△256	7.9%	320 <322>	362 <△268>
情報処理推進機構(地域事業出資業務勘定)	69	56	△13	80.9%	40 <40>	80 <△19>
中小企業基盤整備機構(出資承継勘定)	24	11	△12	49.7%	210 <78>	88 <△10>
合 計	753	134	△618	17.9%	1,208 <1,078>	1,170 <△649>

(注) 本表の計数については端数処理の関係上、各欄の差引・集計において端数が一致しない場合がある。

関係会社株式の承継前価額753億円は、実質価額の下落により、承継後には134億円となっていて、承継前価額の17.9%にまで減少している。これを法人(勘定)別にみると、承継後価額が最も減少しているのは、医薬品医療機器総合機構(承継勘定)の275億円であり、出資先会社が多額の累積欠損金を抱えていたことから、純資産額の減少が著しく、承継前価額の3.0%と大幅に減少している。

これらの評価損等により生じた損失は欠損金として承継され、承継法人の財務に大きな影響を与えている。

すなわち、6法人7勘定は、16年度決算においていずれも欠損金を計上しており、資本金総額1170億円の55.5%に相当する649億円となっていることから、今後の収支の動向について注視していくこととする。特に、このうち法令により勘定を廃止(注43)することが決定されている3法人4勘定については、勘定廃止に際して、産投特会政府出資金の回収状況を注視していくこととする。

(注43) 3法人4勘定 別表2参照

なお、このほかに、社会資本整備法人に分類されている石油天然ガス・金属鉱物資源機構（金属鉱業備蓄・探鉱融資等勘定）においても、産投特会政府出資金を財源とした関係会社株式を有するため、上記無償資金型法人と同様のリスクを抱えている。同機構の資産等承継時における関係会社株式の価額の増減の状況を示すと、表26のとおり、承継前価額の2.4%へと大幅に減少しており、評価損55億円等により生じた損失は、産投特会政府出資金の償却（46億円）などにより処理されている。

表26 独立行政法人化に伴う関係会社株式の価額の増減の状況(社会資本整備法人)
(単位：億円)

法人名(勘定名)	関係会社株式				最終貸借対照表産投特会政府出資金残高 <16年度末産投特会政府出資金残高>	16年度末資本金 <16年度末剰余金、△欠損金>
	最終貸借対照表計上額 (A)	開始貸借対照表計上額 (B)	開差 (B)-(A)	比率 (B)/(A)		
石油天然ガス・金属鉱物資源機構（金属鉱業備蓄・探鉱融資等勘定）	56	1	△55	2.4%	229 <182>	182 <4>

(注) 本表の比率については端数処理の関係上、各欄の計数の計算と一致しない。

また、出資先会社の決算状況によっては、再び関係会社株式に係る評価損が生じることなどもあり得ることから、出資事業資産のリスクについては、今後も注視していくこととする。

(イ) 欠損金の状況

12年度報告では、科学技術・情報通信関係の基盤整備や基礎研究の振興などの研究開発等の事業を実施している法人において多額の欠損金が累積している状況について記述した。これは、無償資金型法人の事業スキームが、研究開発等の事業に限らず、重要な意義、高い公共性を有する一方で、リスクも大きく事業収益の確保が厳しい事業を対象としていることによるものである。

(注44)

その後、12年度における無償資金型法人16勘定は、特殊法人等改革等による事業の改廃により、前記(2)のとおり、16年度末までに6勘定が既に廃止される一方、勘定の分割や新規事業の開始による勘定の新設が行われ、16年度においても同数の16勘定となっている。

そこで、無償資金型法人に係る欠損金の状況には、12年度から16年度までの間に、財投事業の改廃によりどのような変化が生じているか検査した。

まず、上記16勘定の12年度と16年度の損益の状況を示すと、表27のとおりであり、当期利益金を計上した勘定は、12年度6勘定、16年度5勘定で、共に全勘定の3分の1程度となっている。ただし、これらの勘定が当期利益金を計上しているのは、両年度共に、主に有価証券利息等の事業外収益によるものである。

(注44) 16勘定 基盤技術研究促進センター、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構（研究振興勘定）、生物系特定産業技術研究推進機構（民間研究促進業務勘定）、情報処理振興事業協会（地域事業出資業務勘定、振興業務勘定、技術事業勘定及び地域事業推進業務勘定）、通信・放送機構（研究開発出資勘定及び衛星所有勘定）、新エネルギー・産業技術総合開発機構（産業技術研究基盤出資勘定）、中小企業総合事業団信用保険部門（中小企業信用保険事業・融資事業のうち融資事業）、奄美群島振興開発基金、産業基盤整備基金（出資特別勘定及び再生資源利用等特別勘定のうちリサイクル等経理）、科学技術振興事業団（文献情報提供勘定）、国際協力事業団（うち海外移住事業）

表27 損益の状況

区 分	12年度	16年度
検査対象勘定数	16勘定	16勘定
当期利益金計上勘定数	6勘定 注(1)	5勘定 注(3)
当期損失金計上勘定数	9勘定 注(2)	11勘定 注(4)

注(1) 医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構（研究振興勘定）、通信・放送機構（衛星所有勘定）、新エネルギー・産業技術総合開発機構（産業技術研究基盤出資勘定）、中小企業総合事業団信用保険部門（中小企業信用保険事業・融資事業のうち融資事業）、産業基盤整備基金（出資特別勘定）、国際協力事業団（うち海外移住事業）

注(2) 基盤技術研究促進センター、生物系特定産業技術研究推進機構（民間研究促進業務勘定）、情報処理振興事業協会（振興業務勘定、技術事業勘定及び地域事業推進業務勘定）、通信・放送機構（研究開発出資勘定）、奄美群島振興開発基金、産業基盤整備基金（再生資源利用等特別勘定のうちリサイクル等経理）、科学技術振興事業団（文献情報提供勘定）

注(3) 新エネルギー・産業技術総合開発機構（鉱工業承継勘定及び特定事業活動等促進経過勘定）、情報通信研究機構（通信・放送承継勘定）、情報処理推進機構（特定プログラム開発承継勘定）、中小企業基盤整備機構（出資承継勘定）

注(4) 新エネルギー・産業技術総合開発機構（基盤技術研究促進勘定及び研究基盤出資経過勘定）、情報通信研究機構（基盤技術研究促進勘定及び出資勘定）、医薬品医療機器総合機構（承継勘定及び研究振興勘定）、農業・生物系特定産業技術研究機構（民間研究促進業務勘定）、情報処理推進機構（地域事業出資業務勘定及び事業化勘定）、科学技術振興機構（文献情報提供勘定）、奄美群島振興開発基金

注(5) 平成12年度には、損益が0である勘定が情報処理振興事業協会（地域事業出資業務勘定）の1勘定である。

注(6) 各年度末をもって廃止された勘定を含む。

注(7) 年度中に事業を承継した法人(勘定)については、承継前後の損益をそれぞれ合算したものである。

次に、これら16勘定の12年度から16年度までの間の累積欠損金の総額の推移を示すと、表28のとおりとなっていて、累積欠損金の総額は12年度から14年度にかけて約3倍に増加し、15年度には半分に減少したものの、16年度には再び増加している。

表28 累積欠損金の推移

(単位：億円)

区 分	12年度末	13年度末 注(4)	14年度末 注(5)	15年度末 注(6)	16年度末
対象勘定数	16勘定	18勘定	18勘定	18勘定	16勘定
累積欠損金 注(2)	1,327	2,380	4,271	1,981	2,511
うち委託事業に係る 累積欠損金 注(3)	—	37	209	469	696

注(1) 各年度末をもって廃止された勘定を含む。

注(2) 対象勘定の剰余金合計額から累積欠損金合計額を差し引いている。

注(3) 平成13年度から新エネルギー・産業技術総合開発機構及び通信・放送機構が、16年度から医薬品医療機器総合機構がそれぞれ委託事業を実施している。

注(4) 平成12年度末勘定との間の勘定異動〔13年度事業開始による勘定増〕通信・放送機構（基盤技術研究促進勘定）、新エネルギー・産業技術総合開発機構（基盤技術研究促進勘定）

注(5) 平成13年度末勘定に同じ。

注(6) 中小企業総合事業団信用保険部門（中小企業信用保険事業・融資事業のうち融資事業）、奄美群島振興開発基金、通信・放送機構（基盤技術研究促進勘定、研究開発出資勘定、通信・放送承継勘定、衛星所有勘定）、新エネルギー・産業技術総合開発機構（基盤技術研究促進勘定、研究基盤出資経過勘定、鉱工業承継勘定）、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構（研究振興勘定）、産業基盤整備基金（出資特別勘定、再生資源利用等特別勘定のうちリサイクル等経理）、農業・生物系特定産業技術研究機構（民間研究促進業務勘定）、科学技術振興機構（文献情報提供勘定）、情報処理推進機構（地域事業出資業務勘定、特定プログラム開発承継勘定、事業化勘定、地域ソフトウェア教材開発承継勘定）

注(7) 中小企業総合事業団信用保険部門（中小企業信用保険事業・融資事業のうち融資事業）においては、当期損失が発生した場合、融資基金を減額して整理するため欠損金は生じない。

累積欠損金の増減の大きな要因となっているのは、基盤技術研究促進センターに係る累積欠損金であり、12年度247億円、13年度1112億円、14年度2774億円と大幅に増加した後、15年4月に、同センターが廃止されたことから、15年度の累積欠損金の総額は大幅に減少している。

また、もう一つの増加要因は、13年度以降、新たな事業スキームとして、民間企業等による基盤技術の研究を支援するための委託事業が、新エネルギー・産業技術総合開発機構（基盤技術研究促進勘定）及び情報通信研究機構（基盤技術研究促進勘定）においては13年度から、ベンチャー企業等による実用化段階の研究を支援するための委託事業が、医薬品医療機器総合機構（研究振興勘定）においては16年度から、それぞれ開始されたことによるものである。

この研究開発に係る委託事業は、上記の研究に対する委託費として企業等に研究資金を供給し、研究終了後に研究成果により収益又は売上が生じたときに、その一部を納付させて資金回収を行う事業スキームとなっている。このため、費用計上から収益又は売上が生じるまでの期間は資金回収が行われない収支構造であ

ることから、事業開始当初は、欠損金が発生し、委託事業に係る累積欠損金は、上記表28のとおり、13年度以降毎年度増加する状況となっている。

このように、無償資金型法人においても、関係会社株式や委託事業に起因する固有のリスクを抱えていることから、今後、上記の委託事業に係る収支の推移については注視していくこととする。

5 所見

財投機関の財務状況は、特殊法人等改革や財投改革を経て、大きな変化を遂げた。

12年度報告における検査対象42法人の12年度決算と、統廃合や独立行政法人化等を経た後の今回の検査対象37法人の16年度決算は、法人数の違いや会計基準の変更等により単純な比較はできないが、資産及び負債の規模が大幅に縮小するとともに、損失金を計上している法人が減少し、国からの財政支出を伴う財政負担も軽減した。

(1) 特殊法人等改革による財投機関の財務への影響について

新規設立法人への資産等承継に際しては、会計処理方法の変更等により資産が2兆8034億円減少するなど、資産評価等による新たな損失が発生した。そして、こうした損失や承継前の累積欠損金は、政府出資金の償却2兆1106億円や、将来において財政負担が予定される未収財源措置予定額の計上2073億円などで解消した法人がある一方、累積欠損金が更に拡大した法人もある。

また、廃止事業については、最終の決算において総額で3560億円の欠損金が発生し、それに伴って2988億円の政府出資金が回収不能となっている。さらに、廃止予定事業については、16年度決算では、廃止予定事業勘定12勘定のうち8勘定において総額で945億円の累積欠損金が計上されている。

したがって、新規設立法人については、将来更なる財政負担が生ずることのないよう効率的な事業運営に努めることが重要である。また、今後組織改革や財投事業の廃止が予定されている法人については、上記の状況を踏まえた事業運営を行うことが重要であり、改廃に伴う財政負担の有無の状況を含め、今後の事業の運営状況及び収支の推移について注視していくこととする。

(2) 財投改革後の財投事業に係る資金調達の状況について

財投改革後の財投事業に係る資金調達の実施状況についてみると、財投債の発行など財政融資資金の資金調達方法の改革により、財投機関の財政融資資金に係る資金調達コストは低減するとともに、返済条件や据置期間の有無などの償還形態を反映した

多様な財政融資資金の借入れが可能となり、財投機関債の発行等と併せて、財投機関における資金調達方法も多様化した。そして、検査対象とした財投機関に対する財政融資は16年度で11兆円と改革前の12年度20兆円の約5割の水準まで低下する一方、財投機関債の発行による市場からの資金調達は約3兆円の規模に拡大した。

財投資金について、12年度と16年度の資金別の状況を比較すると、財政融資資金の調達は大幅に減少したのに対し、政府保証債は、道路関係4公団の資金調達の影響もあり、1654億円と小幅な減少にとどまっている。また、財投機関債は、その発行自体が新たなコストの増加要因になるとともに、財投機関債の発行金利は、法人の事業スキームや収支構造、資金調達方法の相違による格差が生じている。

したがって、政府保証債については、道路関係4公団の発行額について今後の推移を注視していくこととする。また、今後の財投機関債の発行に当たっては、その導入目的に沿って事業運営の透明性の向上と業務の一層の効率化を図るとともに、資金調達コストを可能な限り抑えるよう努めることが重要であり、その発行状況と併せて、法人の事業運営等の状況を注視していくこととする。

(3) 12年度報告に掲記した課題、リスクへの対応状況について

財投機関が抱える債務償還リスクへの対応についてみると、独立行政法人化に際して、固定資産や有価証券の評価、貸倒リスクに応じた貸倒引当金の積増し等の財務処理が行われ、これに伴って発生した損失の多くは資産等承継の過程で処理された。また、政策金融法人に係る繰上償還リスクについては、貸付条件の見直しが行われるなど、リスク回避のための取組もなされている。

しかし、社会資本整備法人や無償資金型法人を含めて、各法人の事業スキームに係る基本的なリスク構造には大きな変化はないことなどから、今後の社会経済情勢の変化に伴ってリスクが増大するおそれはないか、引き続き注視していくこととする。

弾力性のある財務運営を可能とする独立行政法人制度の導入や、財投改革による財投機関の資金調達方法の多様化により、財投機関の事業運営や資金調達に対する自由度は高まっている。このような改革の成果を生かすためには、法人自らが業務運営における透明性の確保と一層の効率化を図り、財投事業の健全かつ効率的な運営を行うことはもとより、法人の業績に対する事後の検証を十分に行い、事業に係る経営責任の明確化を図ることが一層重要となっている。

会計検査院は、今後、政策金融改革等による組織形態や事業の見直し、財投事業の廃止等が予定されていることを踏まえて、上記のような観点に立って、今回の分析において抽出した課題について、今後の状況を注視していくとともに、個々の法人の事業運営についても、社会経済情勢の動向等を踏まえて、多角的な観点から検査を実施していくこととする。

別表1 本文注記載法人対照表

法人名	(注1)	(注16)	(注19)	(注21)	(注36)	(注37)
社会資本整備法人						
日本道路公団		○	○	○		
首都高速道路公団		○				
阪神高速道路公団		○				
本州四国連絡橋公団		○				
関西国際空港株式会社		○		○		
成田国際空港株式会社		○		○		
緑資源機構		○	○			
鉄道建設・運輸施設整備支援機構		○	○			
水資源機構		○	○			
石油天然ガス・金属鉱物資源機構		○	○			
国立病院機構		○	○			
環境再生保全機構		○	○			
中小企業基盤整備機構		○	○			
都市再生機構		○	○			
政策金融法人						
国民生活金融公庫	○	○	○	○	○	
住宅金融公庫		○	○		○	
農林漁業金融公庫	○	○	○		○	○
中小企業金融公庫	○	○	○	○	○	○
公営企業金融公庫	○	○		○	○	○
沖縄振興開発金融公庫	○	○	○		○	○
日本政策投資銀行	○	○	○	○	○	○
国際協力銀行	○	○	○	○	○	○
日本私立学校振興・共済事業団		○	○			○
商工組合中央金庫	○	○	○		○	○
福祉医療機構		○	○			○
日本学生支援機構		○	○			
国立大学財務・経営センター		○	○			
無償資金型法人						
農業・生物系特定産業技術研究機構		○				
新エネルギー・産業技術総合開発機構		○				
科学技術振興機構		○				
情報処理推進機構		○				
情報通信研究機構		○				
医薬品医療機器総合機構		○				
奄美群島振興開発基金		○				

別表2

本文注記載法人（勘定）対照表

法人名（勘定名）	(注11)	(注13)	(注34)	(注35)	(注38)	(注39)	(注42)	(注43)
社会資本整備法人								
成田国際空港株式会社	○	○						
東京地下鉄株式会社	○							
緑資源機構（造林勘定）	○	○						
緑資源機構（林道等勘定）	○			○				
鉄道建設・運輸施設整備支援機構（建設勘定）	○			○				
鉄道建設・運輸施設整備支援機構（船舶勘定）	○			○				
鉄道建設・運輸施設整備支援機構（助成勘定）	○			○				
水資源機構	○			○				
石油天然ガス・金属鉱物資源機構（石油天然ガス勘定）	○							
石油天然ガス・金属鉱物資源機構（金属鉱業備蓄・探鉱融資等勘定）	○	○						
石油天然ガス・金属鉱物資源機構（金属鉱業一般勘定）	○	○						
環境再生保全機構（承継勘定）	○	○		○				
中小企業基盤整備機構（施設整備等勘定）	○	○		○				
中小企業基盤整備機構（工業再配置等業務特別勘定）	○	○		○				
中小企業基盤整備機構（産炭地域経過業務特別勘定）	○	○		○				
都市再生機構（都市再生勘定）	○			○				
都市再生機構（鉄道勘定）	○							
政策金融法人								
国民生活金融公庫					○			
住宅金融公庫					○			
農林漁業金融公庫					○			
中小企業金融公庫（融資勘定）					○			
沖縄振興開発金融公庫					○			
日本政策投資銀行					○			
国際協力銀行（国際金融等勘定）					○			
国際協力銀行（海外経済協力勘定）					○			
日本私立学校振興・共済事業団（助成勘定のうちの一般経理）					○			
福祉医療機構（一般勘定）	○	○	○		○			
福祉医療機構（年金担保貸付勘定）	○							
雇用・能力開発機構（一般勘定）	○	○	○		○			
雇用・能力開発機構（財形勘定）	○							
労働者健康福祉機構	○	○	○		○			
日本学生支援機構	○	○	○		○			
中小企業基盤整備機構（一般勘定）	○	○	○					
無償資金型法人								
農業・生物系特定産業技術研究機構（民間研究促進業務勘定）	○					○	○	
新エネルギー・産業技術総合開発機構（基盤技術研究促進勘定）	○					○		
新エネルギー・産業技術総合開発機構（研究基盤出資経過勘定）	○					○	○	○
新エネルギー・産業技術総合開発機構（鉱工業承継勘定）	○					○	○	○
新エネルギー・産業技術総合開発機構（特定事業活動等促進経過勘定）	○					○		
科学技術振興機構（文献情報提供勘定）	○					○		
情報処理推進機構（事業化勘定）	○					○		
情報処理推進機構（特定プログラム開発承継勘定）	○					○		
情報処理推進機構（地域ソフトウェア教材開発承継勘定）	○							
情報処理推進機構（地域事業出資業務勘定）	○					○	○	
情報通信研究機構（基盤技術研究促進勘定）	○					○		
情報通信研究機構（出資勘定）	○					○	○	
情報通信研究機構（通信・放送承継勘定）	○					○		
医薬品医療機器総合機構（研究振興勘定）	○					○		
医薬品医療機器総合機構（承継勘定）	○					○	○	○
中小企業基盤整備機構（出資承継勘定）	○					○	○	○
奄美群島振興開発基金	○					○		

[別添] 個別の財投機関の状況

細 目 次

[別添] 個別の財投機関の状況	75
1 日本道路公団	76
2 首都高速道路公団	76
3 阪神高速道路公団	77
4 本州四国連絡橋公団	77
5 関西国際空港株式会社	78
6 成田国際空港株式会社	78
7 東京地下鉄株式会社	79
8 独立行政法人緑資源機構	80
9 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	81
10 独立行政法人水資源機構	83
11 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	83
12 独立行政法人国立病院機構	86
13 独立行政法人環境再生保全機構	86
14 独立行政法人中小企業基盤整備機構	87
15 独立行政法人都市再生機構	91
16 国民生活金融公庫	92
17 住宅金融公庫	93
18 農林漁業金融公庫	93
19 中小企業金融公庫	94
20 公営企業金融公庫	94
21 沖縄振興開発金融公庫	95
22 日本政策投資銀行	95
23 国際協力銀行	96
24 日本私立学校振興・共済事業団	97
25 商工組合中央金庫	97
26 独立行政法人福祉医療機構	98
27 独立行政法人雇用・能力開発機構	99

28	独立行政法人労働者健康福祉機構	102
29	独立行政法人日本学生支援機構	104
30	独立行政法人国立大学財務・経営センター	105
31	独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構	106
32	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	107
33	独立行政法人科学技術振興機構	109
34	独立行政法人情報処理推進機構	109
35	独立行政法人情報通信研究機構	111
36	独立行政法人医薬品医療機器総合機構	112
37	独立行政法人奄美群島振興開発基金	113

[別添] 個別の財投機関の状況

本項においては、本文の理解を深めるための一助として、検査対象とした財投機関37法人の事業運営及び特殊法人等改革等による組織改革の状況を、「(1)法人及び財投事業の概要」、「(2)特殊法人等改革等による事業承継等の状況」、「(3)16年度の財投実績等の状況」^(注45)の3つの項目に分けて簡潔に記述した。また、7法人については本文で当該法人について言及した事項などを、「(4)財務等に関して留意すべき事項」の項目を設けて記述している。

(注45) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人労働者健康福祉機構及び独立行政法人日本学生支援機構

1 日本道路公団

(1) 法人及び財投事業の概要

日本道路公団（以下、この項において「公団」という。）は、通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を総合的かつ効率的に行うことなどによって、道路の整備を促進し、円滑な交通に寄与することを目的として、高速自動車国道及び一般有料道路の建設及び管理等を行っている。

公団において、財政投融資の対象とされているのは、上記道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に関する事業である。

(2) 特殊法人等改革等による事業承継等の状況

公団は、17年10月1日に解散し、公団の権利及び義務は同日設立された東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継している。

(3) 16年度の財投実績等の状況

財投実績は、別表5のとおり、16年度2兆2078億円は12年度2兆3612億円の93.5%になっている。また、13年度から財投機関債による資金調達を行っており、16年度の発行額は5300億円、16年度の財投機関債依存率は17.9%となっている。

なお、公団は、民営化に備えて14年度から政府保証債による資金調達を行っており、16年度の発行額1兆4770億円は14年度2600億円の5.7倍となっている。

2 首都高速道路公団

(1) 法人及び財投事業の概要

首都高速道路公団（以下、この項において「公団」という。）は、東京都の区の存する区域及びその周辺の地域において、自動車専用道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって首都の機能の維持及び増進に資することを目的として、有料の自動車専用道路の建設及び管理等を行っている。

公団において、財政投融資の対象とされているのは、上記道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に関する事業である。

(2) 特殊法人等改革等による事業承継等の状況

公団は、17年10月1日に解散し、公団の権利及び義務は同日設立された首都高速道路株式会社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継している。

(3) 16年度の財投実績等の状況

財投実績は、別表5のとおり、16年度4477億円は12年度3676億円の121.8%になっている。また、14年度から財投機関債による資金調達を行っており、16年度の発行額は650億円、16年度の財投機関債依存率は9.7%となっている。

なお、公団は、民営化に備えて15年度から政府保証債による資金調達を行っており、16年度の発行額3002億円は15年度1506億円の2.0倍となっている。

3 阪神高速道路公団

(1) 法人及び財投事業の概要

阪神高速道路公団（以下、この項において「公団」という。）は、大阪市及び神戸市の区域並びに京都市の区域のうち一部の地域並びにそれらの地域の間及び周辺の地域において、自動車専用道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もってこれらの地域における都市の機能の維持及び増進に資することを目的として、有料の自動車専用道路の建設及び管理等を行っている。

公団において、財政投融资の対象とされているのは、上記道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に関する事業である。

(2) 特殊法人等改革等による事業承継等の状況

公団は、17年10月1日に解散し、公団の権利及び義務は同日設立された阪神高速道路株式会社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継している。

(3) 16年度の財投実績等の状況

財投実績は、別表5のとおり、16年度の財投実績2624億円は12年度3516億円の74.7%になっている。また、13年度から財投機関債による資金調達を行っており、16年度の発行額は450億円、16年度の財投機関債依存率は12.9%となっている。

なお、公団は、民営化に備えて15年度から政府保証債による資金調達を行っており、16年度の発行額1760億円は15年度1205億円の1.5倍となっている。

4 本州四国連絡橋公団

(1) 法人及び財投事業の概要

本州四国連絡橋公団（以下、この項において「公団」という。）は、本州と四国の連絡橋に係る有料の道路及び鉄道の建設並びに管理を総合的かつ効率的に行うことなどにより、本州と四国の間の交通の円滑化を図り、もって国土の均衡ある発展と国民経済の発達に資することを目的として、本州と四国を連絡する有料道路の建設及び管理等を行っている。

公団において、財政投融资の対象とされているのは、上記道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に関する事業である。

(2) 特殊法人等改革等による事業承継等の状況

公団は、17年10月1日に解散し、公団の権利及び義務は同日設立された本州四国連絡高速道路株式会社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継している。

(3) 16年度の財投実績等の状況

財投実績は、別表5のとおり、16年度875億円は12年度1466億円の59.7%になっている。また、15年度から財投機関債による資金調達を行っており、16年度の発行額は420億円、16年度の財投機関債依存率は20.0%となっている。

なお、公団は、民営化に備えて15年度から政府保証債による資金調達を行っており、16年度の発行額587億円は15年度501億円の1.2倍となっている。

5 関西国際空港株式会社

(1) 法人及び財投事業の概要

関西国際空港株式会社（以下、この項において「会社」という。）は、航空輸送の円滑化を図り、もって航空の総合的な発達に資するため、関西国際空港の設置及び管理を行っている。

会社において、財政投融资の対象とされているのは、空港建設事業である。

(2) 特殊法人等改革等による事業承継等の状況

会社は、特殊法人等改革において現在の特殊会社としての経営形態を維持することとされており、昭和59年10月の設立から現在まで経営形態の変更はない。

(3) 16年度の財投実績等の状況

財投実績は、別表5のとおり、平成16年度257億円は12年度の221億円の116.2%になっているが、事業の進捗よくに応じて資金を調達するため年度間の変動が大きい状況となっている。また、15年度から財投機関債による資金調達を行っており、16年度の発行額は300億円、財投機関債依存率は20.3%となっている。

6 成田国際空港株式会社

(1) 法人及び財投事業の概要

成田国際空港株式会社（以下、この項において「会社」という。）は、航空輸送の利用者の利便の向上を図り、もって航空の総合的な発展に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化に寄与することを目的として、成田国際空港の設置及

び管理を行っている。

会社において、財政投融資の対象とされているのは、空港建設事業である。

(2) 特殊法人等改革等による事業承継等の状況

会社は、16年4月1日、解散した新東京国際空港公団の権利及び義務を承継して設立された。

資産承継等の状況は別表3のとおりであり、政府出資金は承継前の3049億円から1000億円となり、2049億円減少している。これは政府出資金33億円が償却されたほか、1496億円が無利子貸付金（一般会計分149億円、空港整備特別会計分1347億円）に、520億円が資本剰余金にそれぞれ振り替わったことなどによるものである。

なお、14年度までに通常の民間企業に準じた会計基準に移行していたこと等から、承継資産の再評価は行っていない。

(3) 16年度の財投実績等の状況

財投実績は、別表5のとおり、16年度169億円は12年度254億円の66.9%になっているが、年度間の変動が大きい状況となっている。また、13年度から財投機関債による資金調達を行っており、16年度の発行額は500億円、財投機関債依存率は70.4%となっている。

7 東京地下鉄株式会社

(1) 法人及び財投事業の概要

東京地下鉄株式会社（以下、この項において「会社」という。）は、東京都の特別区の存する区域及びその付近において、地下鉄事業及びその附帯事業を経営している。

会社において、財政投融資の対象とされているのは、地下鉄事業のうち、新線建設、安全防災対策等の事業である。なお、15年度以降財投実績はない。

(2) 特殊法人等改革等による事業承継等の状況

会社は、16年4月1日、解散した帝都高速度交通営団の権利及び義務を承継して設立された。資産等承継の状況は別表3のとおりである。

なお、同営団においても企業会計原則に基づいた会計経理を行っていたことから会社においては資産評価等は行われていない。

(3) 16年度の財投実績等の状況

財投実績は、別表5のとおりである。また、13年度から財投機関債による資金調達を行っているが、15年度以降、財投機関債の発行実績はない。

8 独立行政法人緑資源機構

(1) 法人及び財投事業の概要

独立行政法人緑資源機構（以下、この項において「機構」という。）は、豊富な森林資源を開発するために必要な林道の開設、改良等の事業を行うとともに、水源をかん養するために必要な森林の造成に係る事業及びこれと一体として農用地、土地改良施設等を整備する事業等を行っている。

機構において、財投資金を受け入れているのは、造林勘定及び林道等勘定である。

ア 造林勘定

造林勘定において、財政投融资の対象とされているのは、水源かん養上重要な地域にある保安林又は保安林予定地のうち、水源かん養機能等が低下した森林を計画的に整備し、水源かん養機能をより高度に発揮させるための水源林造成事業である。

イ 林道等勘定

林道等勘定において、財政投融资の対象とされているのは、森林の整備、林業の活性化、山村住民の定住条件の整備等を図る基幹的な林道を整備する緑資源幹線林道整備事業並びに農用地及び土地改良施設を整備するための農用地総合整備事業である。

(2) 特殊法人等改革等による事業承継等の状況

機構は、15年10月1日、解散した緑資源公団の権利及び義務を承継して設立された。事業承継に伴う資産等承継について勘定別の主な状況は以下のとおりである。

ア 造林勘定

機構の造林勘定は、緑資源公団の造林勘定の資産及び負債を承継しており、資産等承継の状況は別表3のとおりであり、政府出資金は承継前の7498億円から6094億円になり、1404億円が償却されている。

また、資産評価等の内訳は別表4のとおりであり、資産の減少の主な要因は、土地・建物等の事業用資産及び有形固定資産の評価による減少1501億円である。

イ 林道等勘定

機構の林道等勘定は、緑資源公団の林道勘定及び農用地整備勘定の資産（国が承継するものを除く。）及び負債を併せて承継しており、資産等承継の状況は別表3のとおりであり、政府出資金は承継前の14億円から24億円になり、10億円増加している。

また、資産評価等の内訳は別表4のとおりである。

(3) 16年度の財投実績等の状況

財投実績は、別表5のとおり、16年度78億円は12年度327億円の23.9%になっている。
また、14年度から財投機関債による資金調達を行っており、16年度の発行額は65億円、
財投機関債依存率は19.9%となっている。

9 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

(1) 法人及び財投事業の概要

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下、この項において「機構」という。）は、大量輸送機関を基幹とする輸送体系の確立等を図るため、鉄道の建設や、鉄道事業者、海上運送事業者等による運輸施設の整備を促進するための助成等の支援等を行っている。

機構において、財投資金を受け入れているのは、建設勘定、船舶勘定及び助成勘定である。

ア 建設勘定

建設勘定において、財政投融資の対象とされているのは、鉄道施設を建設し、当該施設を民間鉄道事業者、第3セクター等に貸し付け又は譲渡する事業である。

イ 船舶勘定

船舶勘定において、財政投融資の対象とされているのは、建造費用を分担する海運事業者の建造申込みにより船舶を建造し、当該事業者の使用・管理させる事業（以下「船舶共有建造業務」という。）である。

船舶共有建造業務においては、機構が負担した建造費用は、海運事業者からの船舶使用料として徴収し、共有期間満了時には残存価格で当該事業者に移譲することとされている。

ウ 助成勘定

助成勘定における政府借入金は旧国鉄長期債務であり、東日本旅客鉄道株式会社等からの新幹線譲渡収入により償還しているもので、新規の借入れは行っていない。

(2) 特殊法人等改革等による事業承継等の状況

機構は、15年10月1日に、解散した日本鉄道建設公団（以下「旧鉄道公団」という。）と運輸施設整備事業団（以下「旧運輸事業団」という。）を統合して設立された。資産等承継について勘定別の主な状況は以下のとおりである。

ア 建設勘定

機構の建設勘定は、旧鉄道公団の一般勘定の資産及び負債を承継しており、資産等承継の状況は別表3のとおりである。

また、資産評価等の内訳は別表4のとおりであり、資産の減少の主な要因は、土地・建物等の事業用資産及び有形固定資産の評価等による減少413億円などである。

イ 船舶勘定

機構の船舶勘定は、旧運輸事業団の船舶勘定の資産（国が承継するものを除く。）及び負債を承継しており、資産等承継の状況は別表3のとおりである。資産評価等の結果、政府出資金は2億円減少しているが、これは、産投特会政府出資金の返納によるものである。

また、資産評価等の内訳は別表4のとおりであり、資産の減少の主な要因は、土地・建物等の事業用資産及び有形固定資産の評価等による減少394億円、貸倒引当金の積増しによる減少272億円などである。

ウ 助成勘定

機構の助成勘定は、旧運輸事業団の資産及び負債を承継しており、資産等承継の状況は別表3のとおりである。

資産評価等の内訳は別表4のとおりであり、資産の減少の主な要因は、国が承継したことによる減少1億円である。

(3) 16年度の財投実績等の状況

財投実績は、別表5のとおり、16年度808億円は12年度の1343億円の60.1%になっている。また、13年度から財投機関債による資金調達を行っており、16年度の発行額は650億円、財投機関債依存率は18.0%となっている。

(4) 財務等に関して留意すべき事項

船舶勘定においては、承継前の欠損金が27億円であったが、承継の際の資産評価等の結果、欠損金が444億円に増加し、大幅な債務超過勘定となっている。

このため国土交通省及び機構では、16年12月に「内航海運効率化のための鉄道建設・運輸施設整備支援機構船舶勘定見直し方針」を策定し、船舶共有建造業務の対象事業を絞り込むとともに、未収金の回収対策を強化することなどにより累積欠損金を解消することを目標としている。しかし、海運業界を取り巻く環境は依然として厳しく、未収金が新たに発生する可能性などもあることから、今後の推移を注視していくこと

とする。なお、17年度においては船舶未収金（船舶使用料等に係る未収金）が初めて減少となり、これに伴い引当金が減少したことなどにより当期総利益39億円を計上している。

10 独立行政法人水資源機構

(1) 法人及び財投事業の概要

独立行政法人水資源機構（以下、この項において「機構」という。）は、産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域に対する水の安定的な供給の確保を図ることを目的として、水資源開発基本計画に基づく水資源の開発又は利用のための施設の改築等及び水資源開発施設等の管理等を行っている。

機構において、財政投融资の対象とされているのは、水道用水・工業用水・農業用水等に係る施設及び水路の建設事業である。

(2) 特殊法人等改革等による事業承継等の状況

機構は、15年10月1日に、解散した水資源開発公団の権利及び義務を承継して設立された。資産等承継の状況は別表3のとおりであり、政府出資金は承継前の26億円から90億円になり、64億円増加している。

また、資産評価等の内訳は別表4のとおりであり、資産は土地・建物等の事業用資産及び有形固定資産の評価等により294億円減少したものの負債も358億円減少したため資本が64億円増加している。

(3) 16年度の財投実績等の状況

財投実績は、別表5のとおり、16年度411億円は12年度933億円の44.1%になっている。また、13年度から財投機関債による資金調達を行っており、16年度の発行額は150億円、財投機関債依存率は24.9%となっている。

11 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

(1) 法人及び財投事業の概要

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下、この項において「機構」という。）は、石油・天然ガス及び金属鉱産物の安定的かつ低廉な供給に資するとともに、金属鉱業等による鉱害の防止に必要な資金の貸付けその他の業務を行っている。

機構において、財投資金を受け入れているのは、石油天然ガス勘定、金属鉱業備蓄・探鉱融資等勘定及び金属鉱業一般勘定である。

ア 石油天然ガス勘定

石油天然ガス勘定において、財政投融资の対象とされているのは、石油共同備蓄会社に対する施設建設資金等の融資事業である。

なお、15年度以降財投資金の受入れはない。

イ 金属鉱業備蓄・探鉱融資等勘定

金属鉱業備蓄・探鉱融資等勘定において、財政投融资の対象とされているのは、希少金属鉱産物の備蓄事業（以下「希少金属備蓄事業」という。）並びに国内における探鉱資金の融資、海外における探鉱資金の出融資及び海外における金属鉱物の探鉱等に必要な資金に係る債務保証（以下「探鉱投融资事業」という。）等である。

なお、10年度以降財投資金の受入れはない。

ウ 金属鉱業一般勘定

金属鉱業一般勘定において、財政投融资の対象とされているのは、金属鉱業等における鉱害防止工事資金の貸付事業（以下「鉱害防止資金貸付事業」という。）である。

(2) 特殊法人等改革等による事業承継等の状況

機構は、16年2月29日に解散した金属鉱業事業団のすべての事業及び石油公団の一部の事業を承継して設立された。事業承継に伴う資産等承継について勘定別の主な状況は以下のとおりである。

ア 石油天然ガス勘定

石油天然ガス勘定は、石油公団の石油備蓄勘定及び一般勘定の一部の資産及び負債を併せて承継しており、資産等承継の状況は別表3のとおりである。

また、資産評価等の内訳は別表4のとおりである。

イ 金属鉱業備蓄・探鉱融資等勘定及び金属鉱業一般勘定

金属鉱業備蓄・探鉱融資等勘定及び金属鉱業一般勘定は、金属鉱業事業団の一般勘定の資産及び負債を、それぞれ主として希少金属備蓄事業及び探鉱投融资事業に係るものと鉱害防止資金貸付事業に係るものとに分割して承継している。その資産等承継の状況は別表3のとおりであり、両勘定の政府出資金の合計は、承継前の237億円から191億円となり、政府出資金46億円が償却されている。

また、資産評価等の内訳は別表4のとおりであり、資産の減少の主な要因は、関係会社株式の計上方法を見直したことによる出資先出資及び有価証券の評価減55億円である。

(3) 16年度の財投実績等の状況

財投実績は、別表5のとおり、金属鉱業一般勘定における4億円である。また、財投機関債による資金調達が行われていない。

(4) 財務等に関して留意すべき事項

ア 探鉱投融資事業における産投特会政府出資金の状況

金属鉱業備蓄・探鉱融資等勘定においては、昭和38年度以降、探鉱投融資事業に要する投融資等資金等として計229億円の産投特会政府出資金を受け入れているが、前記の資産等承継時における政府出資金の償却により、平成16年度末の残高は182億円となっている。

探鉱投融資事業に係る投融資等の実績及び残高の推移をみると、表29のとおり、12年度以降、探鉱投融資実績は著しく低調であり、また、投融資した資金の回収も進んだことなどから、16年度末における投融資残高31億円は産投特会政府出資金残高に比べて著しく低額となっている。一方、原則として中長期で運用している有価証券の16年度末残高は、海外開発資金債務保証のための基金として保有している分37億円を含め、83億円と多額に上っている。

表29 探鉱投融資等実績及び残高の推移 (単位：億円)

区 分		金属鉱業事業団			石油天然ガス・金属鉱物資源機構	
		12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
国内探鉱融資 (昭和38年度より実施)	実 績	6	6	6	(注) 6	6
	残 高	34	32	30	29	28
海外探鉱投融資 (昭和43年度より実施)	実 績	—	—	0	—	—
	残 高	57	57	57	2	2
海外開発資金債務保証 (昭和43年度より実施)	実 績	—	—	—	—	—
	残 高	1	0	0	0	0
投融資等残高計		93	90	89	32	31
産投特会政府出資金残高		229	229	229	182	182

(注) 平成15年度分の実績は、すべて金属鉱業事業団における実績である。

機構では、非鉄金属資源を巡る情勢として、今後は、中国を中心とした需要増大やそれに伴う価格高騰などを背景に、探鉱開発に係る投資活動の活性化が見込まれ

るとしていることから、産投特会政府出資金が出資の目的に沿って有効に活用されるよう上記事業の今後の実施状況について注視していくこととする。

12 独立行政法人国立病院機構

(1) 法人及び財投事業の概要

独立行政法人国立病院機構（以下、この項において「機構」という。）は、国民の健康に重大な影響のある疾病に関する医療その他の医療であって、国の医療政策として担うべきものの向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的として、医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに技術者の研修等の業務を行っている。

機構において、財政投融資の対象とされているのは、病棟等の施設設備及び医療機器の整備に係る事業である。

(2) 特殊法人等改革等による事業承継等の状況

機構は、16年4月1日に、国立病院特別会計で経理されていた病院等のうち、国立病院及び国立療養所に関して国が有する権利及び義務を承継して設立された。

(3) 16年度の財投実績等の状況

財投実績は、別表5のとおり、16年度368億円は12年度における国立病院特別会計の^(注46)財投実績942億円の39.1%となっている。また、財投機関債による資金調達が行われていない。

(注46) 機構に移行しなかった国立高度専門医療センターに係る分を含んでいる。

13 独立行政法人環境再生保全機構

(1) 法人及び財投事業の概要

独立行政法人環境再生保全機構（以下、この項において「機構」という。）は、公害に係る健康被害の補償及び予防、民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援等の業務を行っている。

機構において、財政投融資の対象とされているのは、公害の防止に必要な施設の造成建設等を行う事業（以下「建設譲渡事業」という。）である。なお、建設譲渡事業は、18年度に終了予定となっている。

(2) 特殊法人等改革等による事業承継等の状況

機構は、16年4月1日に公害健康被害補償予防協会及び環境事業団の権利及び義務（日本環境安全事業株式会社に承継された業務に係るものを除く。）を承継して設立さ

れた。建設譲渡事業は環境事業団の一般業務勘定で経理されていたが、機構への事業承継後は承継勘定で経理されている。

資産等承継の状況は別表3のとおりであり、政府出資金は承継前の67億円から5億円となり、政府出資金55億円が償却されている。

また、資産評価等の内訳は別表4のとおりであり、資産の減少の主な要因は、貸倒引当金の計上方法を見直したことによる貸倒引当金の積増し346億円であり、この貸倒引当金の積増しにより生じる損失等に対応した財務処理として、未収財源措置予定額356億円の資産計上を行っている。

(3) 16年度の財投実績等の状況

財投実績は、別表5のとおり、新規事業の終了に伴い16年度10億円は12年度の246億円の4.1%になっている。また、14年度から財投機関債による資金調達を行っており、16年度の発行額は70億円、財投機関債依存率は87.5%となっている。

(4) 財務等に関して留意すべき事項

機構では、16年度末において、建設譲渡事業の割賦譲渡元金等に係る貸倒引当金を294億円計上しており、この貸倒引当金に係る財源措置に対応するため未収財源措置予定額298億円を資産計上している。機構には、独立行政法人環境再生保全機構法（平成15年法律第43号）に基づき、予算の範囲内において当該事業に係る業務の確実かつ円滑な実施のために必要な補助金が国から交付されることとなっており、機構では、上記の未収財源措置予定額について16年度から次期中期目標期間の25年度までの10年間で、上記の補助金により措置されることが見込まれるとして、環境省総合環境政策局長通達（環政総発第040401018号）等に基づき計上しているものである。また、償却済債権について取立益が発生した場合などには、その相当額を控除して各年度末の未収財源措置予定額を算定することとなっている。

したがって、国の財政負担を軽減するために、償却済債権の取立てについても一層の努力が求められるとともに、未収財源措置予定額の解消は長期間にわたることから、上記の補助金による財源措置の状況を注視していくこととする。

14 独立行政法人中小企業基盤整備機構

(1) 法人及び財投事業の概要

独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下、この項において「機構」という。）は、中小企業者その他の事業者の事業活動の活性化のための基盤の整備を行うことを目的

として、中小企業者その他の事業者の事業活動に必要な助言、研修、資金の貸付け、出資、助成及び債務の保証、地域における施設の整備、共済制度の運営等の事業を行っている。

機構において、財投資金を受け入れているのは、一般勘定、施設整備等勘定、工業再配置等業務特別勘定（以下「工配特別勘定」という。）、産炭地域経過業務特別勘定（以下「産炭特別勘定」という。）及び出資承継勘定の5勘定である。

ア 一般勘定

一般勘定において、財政投融資の対象とされているのは、中小企業者の設立する組合等が工場団地その他集団化事業等を実施するのに必要な資金の融資を行う事業である。

なお、9年度以降財投資金の受入れはない。

イ 施設整備等勘定

施設整備等勘定において、財政投融資の対象とされているのは、特定の地域における施設の整備、賃貸その他の管理及び譲渡を行う事業等（以下「施設整備等事業」という。）である。

ウ 工配特別勘定

工配特別勘定において、財政投融資の対象とされているのは、工業再配置の促進等に必要な工業用地等の造成、整備、管理及び譲渡を行う事業等（以下「工業再配置事業」という。）である。なお、工業再配置事業は26年3月末までに終了することとされ、その際、工配特別勘定は廃止することとされている。

エ 産炭特別勘定

産炭特別勘定において、財政投融資の対象とされているのは、産炭地域における事業用団地の管理及び譲渡を行う事業等（以下「産炭地域振興事業」という。）である。

なお、産炭地域振興事業における事業用団地の造成は13年度に終了し、産炭地域振興事業は26年3月末までに終了することとされ、その際、産炭特別勘定は廃止することとされている。

オ 出資承継勘定

出資承継勘定において、財政投融資の対象とされているのは、ベンチャー企業等に対する出資事業である。

なお、12年度以降財投資金の受入れはなく、現在保有するすべての株式の処分を終えたときは、出資承継勘定を廃止するものとされている。

(2) 特殊法人等改革等による事業承継等の状況

機構は、16年7月1日、中小企業総合事業団の信用保険事業を除く事業、地域振興整備公団の地方都市開発整備等を除く事業及び産業基盤整備基金の省エネ・リサイクル事業を除く事業を承継して設立された。事業承継に伴う資産等承継について勘定別の主な状況は以下のとおりである。

ア 一般勘定

一般勘定は、中小企業総合事業団の高度化、新事業開拓促進及び指導研修勘定（以下「高度化等勘定」という。）の資産（国が承継するものを除く。）及び負債並びに地域振興整備公団の工業再配置等事業勘定の一部の資産及び負債を併せて承継している。そのうち高度化等勘定の資産等承継の状況は別表3のとおりであり、政府出資金は承継前の1兆1950億円から9007億円となり、政府出資金2940億円が償却されている。

また、高度化等勘定の資産評価等の内訳は別表4のとおりであり、資産の減少の主な要因は、中小企業総合事業団から中小企業金融公庫へ承継された信用保険事業、機構の工配特別勘定及び産炭特別勘定への計3733億円の資金提供、貸倒引当金の計上方法を見直したことによる貸倒引当金の積増し1205億円である。

イ 施設整備等勘定及び工配特別勘定

施設整備等勘定及び工配特別勘定は、地域振興整備公団の工業再配置等事業勘定のうち一般勘定に承継された分を除く資産及び負債を、施設整備等事業に係るものと工業再配置事業に係るものとに分割してそれぞれ承継している。その資産等承継の状況（一般勘定に承継された分を含む。）は別表3のとおりであり、政府出資金は承継前の892億円から868億円となり、政府出資金23億円が償却されている。

また、資産評価等の内訳（一般勘定に承継された分を含む。）は別表4のとおりであり、資産の減少の主な要因は、土地・建物等の事業用資産及び有形固定資産の評価等による減少1600億円である。

ウ 産炭特別勘定

産炭特別勘定は、地域振興整備公団の産炭地域経過業務勘定の資産及び負債を承継している。その資産等承継の状況は別表3のとおりであり、政府出資金は承継前の

615億円から0円となり、政府出資金615億円が償却されている。

また、資産評価等の内訳は別表4のとおりであり、資産の減少の主な要因は、土地・建物等の事業用資産及び有形固定資産の評価等による減少761億円、貸倒引当金の計上方法を見直したことによる貸倒引当金の積増し38億円である。

エ 出資承継勘定

出資承継勘定は、産業基盤整備基金の出資特別勘定の資産（国が承継するものを除く。）及び負債を承継しており、資産等承継の状況は別表3のとおりである。

また、資産評価等の内訳は別表4のとおりであり、資産の減少の主な要因は、産投特会政府出資金の返納による「国が承継したことによる減少」131億円、出資先出資及び有価証券の評価減12億円である。

(3) 16年度の財投実績等の状況

財投実績は、別表5のとおり、施設整備等勘定及び工配特別勘定における15億円である。また、地域振興整備公団においては13年度から15年度まで財投機関債による資金調達を行っていたが、機構における発行実績はない。

(4) 財務等に関して留意すべき事項

ア 債券及び長期借入金の償還財源の状況（工配特別勘定及び産炭特別勘定）

工配特別勘定及び産炭特別勘定の16年度末の貸借対照表における資産及び負債の状況は表30のとおりである。

表30 工配特別勘定及び産炭特別勘定の平成16年度末の貸借対照表の内訳

工配特別勘定				産炭特別勘定			
資 産		負債及び資本		資 産		負債及び資本	
科 目	金額	科 目	金額	科 目	金額	科 目	金額
	億円		億円		億円		億円
資産計	791	負債計	777	資産計	297	負債計	482
うち販売用不動産	218	流動負債	271	うち販売用不動産	82	流動負債	72
うち仕掛不動産	10	うち1年以内返済予定債券	197			うち1年以内返済予定長期借入金	68
		うち1年以内返済予定長期借入金	61			固定負債	409
		固定負債	506			うち債券	262
		うち債券	480			うち長期借入金	116
		資本計	14			資本計	△184
		うち政府出資金	43			うち政府出資金	-

		うち繰越 欠損金	28			うち繰越 欠損金	184
販売用不動産 等を除く資産 計	563	債券及び長期 借入金計	738	販売用不動産 等を除く資産 計	215	債券及び長期 借入金計	447

上記のとおり、両勘定の資産のうち販売用不動産（仕掛不動産含む。以下同じ。）はそれぞれ228億円及び82億円と、いずれも資産の約3割を占めている。そして、両勘定の事業の終了期限がともに26年3月末とされている一方、債券及び長期借入金（以下「債券等」という。）の最終の償還期限は、いずれも23年3月となっている。

そして、工配特別勘定は資産の金額が負債の金額を14億円上回っているが、産炭特別勘定は、負債の金額が資産の金額を184億円上回っていて債務超過の状況となっている。

上記について、産炭特別勘定については、18年度に欠損金の解消と事業完了までの健全な業務運営を確保するための資金措置がなされているが、両勘定とも販売用不動産の販売状況によっては、債券等の償還財源が不足することが懸念されるため、事業運営について注視していくこととする。

15 独立行政法人都市再生機構

(1) 法人及び財投事業の概要

独立行政法人都市再生機構（以下、この項において「機構」という。）は、機能的な都市活動及び豊かな都市生活を営む基盤の整備が社会経済情勢の変化に対応して十分に行われていない大都市及び地域社会の中心となる都市において、市街地の整備改善及び賃貸住宅の供給の支援に関する業務及び都市基盤整備公団から承継した賃貸住宅等の管理等に関する業務を行っている。

機構においては、上記の業務に係るすべての事業が財政投融资の対象とされている。

(2) 特殊法人等改革等による事業承継等の状況

機構は、16年7月1日、都市基盤整備公団と地域振興整備公団の地方都市開発整備業務部門を統合して設立された。事業承継に伴う資産等承継について勘定別の主な状況は以下のとおりである。

ア 都市再生勘定

都市再生勘定は、都市基盤整備公団の都市基盤整備勘定と地域振興整備公団の地

方都市開発整備等事業勘定の資産及び負債を併せて承継しており、資産等承継の状況は別表3のとおりである。

また、資産評価等の内訳は別表4のとおりであり、資産の増減の主な要因は、土地・建物等の事業用資産及び有形固定資産の評価等による減少6198億円、未収財源措置予定額の計上による増加1402億円である。

イ 鉄道勘定

鉄道勘定は、都市基盤整備公団の鉄道勘定の資産及び負債を併せて承継しており、資産等承継の状況は別表3のとおりである。

また、資産評価等の内訳は別表4のとおりであり、資産の減少の主な要因は、土地・建物等の事業用資産及び有形固定資産の評価等による増加1億円である。なお、機構では、16年7月1日、鉄道事業を民間事業者に譲渡しており、同年9月30日をもって同勘定は廃止された。そして、同勘定の廃止に伴い、同勘定に所属する権利及び義務はすべて都市再生勘定に承継された。

(3) 16年度の財投実績等の状況

財投実績は、別表5のとおり、16年度1兆1055億円は12年度1兆1784億円の93.8%となっている。また、13年度から財投機関債による資金調達を行っており、16年度の発行額は1600億円、財投機関債依存率は10.1%となっている。

16 国民生活金融公庫

(1) 法人及び財投事業の概要

国民生活金融公庫（以下、この項において「公庫」という。）は、一般の金融機関から資金の融通を受けることが困難な小企業をはじめとする国民大衆に対して、事業の経営の安定を図るための資金、生活衛生関係の営業について衛生水準を高めるための資金等を供給する業務を行っている。

公庫においては、上記の貸付けに係る事業が財政投融资の対象とされている。

(2) 特殊法人等改革等による事業承継等の状況

公庫は、行政改革推進法において、20年度に新たに設立される一の政策金融機関（以下「新政策金融機関」という。）に統合するものとされている。

(3) 16年度の財投実績等の状況

財投実績は、別表5のとおり、16年度2兆1946億円は12年度3兆2868億円の66.8%となっている。また、14年度から財投機関債による資金調達を行っており、16年度の発行

額は2400億円、財投機関債依存率は9.8%となっている。

17 住宅金融公庫

(1) 法人及び財投事業の概要

住宅金融公庫（以下、この項において「公庫」という。）は、国民が健康で文化的な生活を営むに足る住宅の建設及び購入に必要な資金について、民間金融機関では融資することが困難なものの貸付け又は民間金融機関による融資を支援するための貸付債権の買受けを行うなどの業務を行っている。

公庫において、財政投融资の対象とされているのは、住宅の建設及び購入に必要な資金の貸付けを行う事業（財形住宅融資を除く。以下「住宅資金融通事業」という。）と、民間金融機関の住宅融資に係る貸付債権を買い受け、信託した上で、それを担保とした債券を発行する事業である。

なお、住宅資金融通事業に係る財政融資資金からの資金調達については、災害復興向けを除き16年度で終了している。

(2) 特殊法人等改革等による事業承継等の状況

公庫は、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）に基づき、19年4月1日に廃止され、同日、その権利及び義務を承継する独立行政法人住宅金融支援機構が設立される予定である。

(3) 16年度の財投実績等の状況

財投実績は、別表5のとおり、16年度における財投資金の受入れはない。また、12年度から貸付債権担保住宅金融公庫債券（財投機関債）の発行を行っており、16年度の発行額は3600億円となっている。

18 農林漁業金融公庫

(1) 法人及び財投事業の概要

農林漁業金融公庫（以下、この項において「公庫」という。）は、農林漁業の生産力の維持増進及び食品の製造、加工又は流通の事業を営む者に対する食料の安定供給の確保に必要な長期かつ低利な資金で、一般の金融機関が貸し付けることが困難な資金を貸し付ける業務を行っている。

公庫においては、上記の貸付けに係る事業が、財政投融资の対象とされている。

(2) 特殊法人等改革等による事業承継等の状況

公庫は、行政改革推進法において、20年度に新政策金融機関に統合するものとされ

ている。

(3) 16年度の財投実績等の状況

財投実績は、別表5のとおり、16年度1850億円は12年度2520億円の73.4%になっている。また、13年度から財投機関債による資金調達を行っており、16年度の発行額は230億円、財投機関債依存率は10.3%となっている。

19 中小企業金融公庫

(1) 法人及び財投事業の概要

中小企業金融公庫（以下、この項において「公庫」という。）は、中小企業者の行う事業の振興に必要な長期資金であって、一般の金融機関が供給することが困難なものの供給を行う融資業務、民間金融機関による供給を支援するための貸付債権の譲受け、債務の保証を行う証券化支援業務及び中小企業者に対する信用保険業務を行っている。

公庫において、財投資金を受け入れているのは、融資勘定と証券化支援買取業務勘定である。

ア 融資勘定

融資勘定において、財政投融資の対象とされているのは、中小企業者に対する融資事業である。

イ 証券化支援買取業務勘定

証券化支援買取業務勘定において、財政投融資の対象とされているのは、民間金融機関が中小企業者に融資した無担保の貸付債権等を譲り受ける証券化支援買取業務である。

(2) 特殊法人等改革等による事業承継等の状況

公庫は、行政改革推進法において、20年度に新政策金融機関に統合するものとされている。

(3) 16年度の財投実績等の状況

財投実績は、別表5のとおり、16年度9715億円は12年度1兆4899億円の65.2%になっている。また、融資事業においては14年度から財投機関債による資金調達を行っており、16年度の発行額は2400億円、財投機関債依存率は19.6%となっている。

20 公営企業金融公庫

(1) 法人及び財投事業の概要

公営企業金融公庫（以下、この項において「公庫」という。）は、公営企業の健全な

経営に資するため、特に低利、かつ、安定した資金を必要とする地方公共団体の公営企業の地方債等につき、当該地方公共団体に対してその資金を貸し付けるなどの業務を行っている。

公庫においては、上記の貸付けに係る事業が財政投融資の対象とされている。

(2) 特殊法人等改革等による事業承継等の状況

公庫は、行政改革推進法において、20年度に廃止するものとされ、地方公共団体のための資金調達を公庫により行う仕組みは、資本市場からの資金調達その他金融取引を活用して行う仕組みに移行させるものとされている。

(3) 16年度の財投実績等の状況

財投実績は、別表5のとおり、16年度1兆2517億円は12年度1兆7791億円の70.4%になっている。また、13年度から財投機関債による資金調達を行っており、16年度の発行額は4000億円、財投機関債依存率は19.4%となっている。

21 沖縄振興開発金融公庫

(1) 法人及び財投事業の概要

沖縄振興開発金融公庫（以下、この項において「公庫」という。）は、沖縄において一般の金融機関が行う金融サービスを補完し、民間投資を促進するため事業に必要な長期資金を供給するほか、住宅・医療・教育等の生活分野において一般の金融機関が供給することを困難とする資金を供給する業務を行っている。

公庫においては、上記の資付け及び出資に係る事業が財政投融資の対象とされている。

(2) 特殊法人等改革等による事業承継等の状況

公庫は、行政改革推進法において、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）に規定する沖縄振興計画の期間（14年度から23年度）経過後に、新政策金融機関に統合するものとされている。

(3) 16年度の財投実績等の状況

財投実績は、別表5のとおり、16年度722億円は12年度1194億円の60.5%になっている。また、14年度から財投機関債による資金調達を行っており、16年度の発行額は200億円、財投機関債依存率は20.7%となっている。

22 日本政策投資銀行

(1) 法人及び財投事業の概要

日本政策投資銀行(以下、この項において「銀行」という。)は、経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に資する事業に必要な資金の貸付け及び出資、当該資金に係る債務の保証等の業務を行っている。

銀行においては、上記の貸付け及び出資、当該資金に係る債務の保証等に係る事業が財政投融资の対象とされている。

(2) 特殊法人等改革等による事業承継等の状況

銀行は、行政改革推進法において、完全民営化するものとされ、20年度に銀行に対する国の関与を縮小して経営の自主性を確保する措置を講ずることとされている。

(3) 16年度の財投実績等の状況

財投実績は、別表5のとおり、16年度6355億円は12年度8257億円の77.0%になっている。また、13年度から財投機関債による資金調達を行っており、16年度の発行額は2400億円、財投機関債依存率は26.8%となっている。

23 国際協力銀行

(1) 法人及び財投事業の概要

国際協力銀行（以下、この項において「銀行」という。）は、我が国の輸出入若しくは海外における経済活動の促進又は国際金融秩序の安定に寄与するための貸付け等並びに開発途上にある海外の地域（以下「開発途上地域」という。）の経済及び社会の開発又は経済の安定に寄与するための貸付け等の業務を行っている。

銀行においては、上記の貸付け等に係る事業が、財政投融资の対象とされており、これを国際金融等勘定と海外経済協力勘定に区分して経理している。

ア 国際金融等勘定

国際金融等勘定において、財政投融资の対象とされているのは、日本の輸出入、日本企業の海外における経済活動の支援や国際金融秩序の安定のための出融資及び保証等の業務（以下「国際金融等業務」という。）である。

イ 海外経済協力勘定

海外経済協力勘定において、財政投融资の対象とされているのは、開発途上地域の経済社会開発等に関わる様々な分野にわたり円借款等により低利かつ長期の資金を開発途上地域へ供与するなどの業務（以下「海外経済協力業務」という。）である。

(2) 特殊法人等改革等による事業承継等の状況

銀行は、行政改革推進法において、20年度に新政策金融機関に統合し、国際金融等

業務については新政策金融機関に、海外経済協力業務については独立行政法人国際協力機構に、それぞれ承継させることとされている。

(3) 16年度の財投実績等の状況

財投実績は、別表5のとおり、16年度9311億円は12年度8997億円の103.5%になっている。また、13年度から財投機関債による資金調達を行っており、16年度の発行額は2400億円、財投機関債依存率は17.7%となっている。

24 日本私立学校振興・共済事業団

(1) 法人及び財投事業の概要

日本私立学校振興・共済事業団（以下、この項において「事業団」という。）は、私立学校教育の振興に資することを目的として、補助金の交付、資金の貸付けその他私立学校教育に対する援助に必要な業務及び私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定による共済制度の運営に関する業務を行っている。

事業団において、財政投融資の対象とされているのは、学校法人等に対する施設設備整備資金等の貸付事業であり、助成勘定のうちの一般経理において経理されている。

(2) 特殊法人等改革等による事業承継等の状況

該当なし。

(3) 16年度の財投実績等の状況

財投実績は、別表5のとおり、16年度170億円は12年度330億円の51.5%になっている。また、13年度から財投機関債による資金調達を行っており、16年度の発行額は70億円、財投機関債依存率は13.0%となっている。

25 商工組合中央金庫

(1) 法人及び財投事業の概要

商工組合中央金庫（以下、この項において「金庫」という。）は、中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体に対する金融の円滑を図るために必要な業務を行っている。

金庫においては、上記の者に対する長期資金の貸付けに係る事業が財政投融資の対象とされている。

(2) 特殊法人等改革等による事業承継等の状況

金庫は、行政改革推進法において、完全民営化するものとされ、20年度に金庫に対する国の関与を縮小して経営の自主性を確保する措置を講ずるものとされている。

(3) 16年度の財投実績等の状況

財投実績は、別表5のとおり、16年度100億円は12年度429億円の23.3%になっている。
また、金庫における16年度の財投機関債の発行額は3804億円となっているが、これは、財投改革以前から発行していた商工債券の発行予定額を基に、貸出総額に占める長期貸付の割合を乗ずるなどして算出した額を計上しているものである。

26 独立行政法人福祉医療機構

(1) 法人及び財投事業の概要

独立行政法人福祉医療機構（以下、この項において「機構」という。）は、社会福祉事業施設及び病院、診療所等の設置等に必要な資金並びに厚生年金保険、船員保険、国民年金及び労働者災害補償保険の各制度に基づき支給される年金たる給付の受給権を担保とした小口の資金の貸付け等の業務を行っている。

機構において、財投資金を受け入れているのは、一般勘定と年金担保貸付勘定である。

ア 一般勘定

一般勘定において、財政投融資の対象とされているのは、社会福祉事業施設等の整備に必要な資金の貸付けを行う事業（以下「福祉貸付事業」という。）及び病院又は介護老人保健施設等の整備に必要な資金の貸付けを行う事業（以下「医療貸付事業」という。）である。

イ 年金担保貸付勘定

年金担保貸付勘定において、財政投融資の対象とされているのは、厚生年金保険法（昭和29年法律115号）、船員保険法（昭和14年法律73号）又は国民年金法（昭和34年法律141号）に基づく年金受給権者に対し、その受給権を担保として小口の資金の貸付けを行う事業（以下「年金担保貸付事業」という。）である。

(2) 特殊法人等改革等による事業承継等の状況

機構は、15年10月1日に、解散した社会福祉・医療事業団の権利及び義務を承継して設立された。事業承継に伴う資産等承継について勘定別の主な状況は以下のとおりである。

ア 一般勘定

一般勘定は、社会福祉・医療事業団の一般勘定のうちの一般経理に係る資産（国が承継するものを除く。）及び負債を承継している。資産等承継の状況は別表3のと

おりであり、政府出資金は承継前の125億円から55億円になり、政府出資金70億円が償却されている。

また、資産評価等の内訳は別表4のとおりであり、資産の減少の主な要因は、貸倒引当金の計上方法を見直したことによる貸倒引当金の積増し89億円である。

イ 年金担保貸付勘定

年金担保貸付勘定は、社会福祉・医療事業団の年金担保貸付勘定の資産及び負債を承継しており、資産等承継の状況は別表3のとおりであり、政府出資金はない。

また、資産評価等の内訳は別表4のとおりであり、資産の減少の主な要因は、貸倒引当金の計上方法を見直したことによる貸倒引当金の積増し1億円である。

(3) 16年度の財投実績等の状況

財投実績は、別表5のとおり、16年度3789億円は12年度4137億円の91.6%になっている。なお、年金担保貸付事業は13年度から開始された事業であり、この事業を除いた福祉貸付事業及び医療貸付事業に係る16年度の財投実績3467億円は12年度の83.8%になっている。また、13年度から財投機関債による資金調達を行っており、16年度の発行額は600億円、財投機関債依存率は13.7%となっている。

27 独立行政法人雇用・能力開発機構

(1) 法人及び財投事業の概要

独立行政法人雇用・能力開発機構（以下、この項において「機構」という。）は、労働者の有する能力の有効な発揮及び職業生活の充実を図るため、雇用管理の改善に対する援助、公共職業能力開発施設の設置及び運営等の業務を行うとともに、勤労者の計画的な財産形成の促進の業務を行っている。

機構において、財投資金を受け入れているのは、一般勘定と財形勘定である。

ア 一般勘定

一般勘定において、財政投融资の対象とされているのは、労働者住宅その他の福祉施設、職業訓練施設等の整備に要する資金を貸し付ける事業(以下「雇用促進融資事業」という。)である。

雇用促進融資事業においては、貸付金利が資金調達金利を下回るなどして発生した金利負担に係る経費や事務経費について、貸付金償却に要する経費を除き、補助金による財政負担を受け入れている。なお、雇用促進融資事業は、特殊法人等整理合理化計画に基づき、14年度に新規貸付業務を廃止し、貸付金債権の管理・回収、

借入金の償還業務を行っており、7年度以降財投資金の受入れはない。

イ 財形勘定

財形勘定において、財政投融资の対象とされているのは、勤労者財産形成持家資金等を貸し付ける事業(以下「勤労者財産形成促進事業」という。)である。

なお、勤労者財産形成促進事業は、財投改革以降は郵便貯金及び簡易保険から直接資金調達を行うこととなっていて、11年度以降財投資金の受入れはない。

(2) 特殊法人等改革等による事業承継等の状況

機構は、16年3月1日に、解散した雇用・能力開発機構(以下「旧機構」という。)の権利及び義務を承継して設立された。事業承継に伴う資産等承継について勘定別の主な状況は以下のとおりである。

ア 一般勘定

一般勘定は、旧機構の雇用促進融資勘定と、同じく旧機構の勘定の一つである雇用保険勘定の一部及び介護労働者福祉事業勘定の資産（国が承継するものを除く。）及び負債を併せて承継しており、資産等承継の状況は別表3のとおりであり、政府出資金は承継前の2兆1592億円から3022億円になり、政府出資金1兆0018億円が償却されている。

また、資産評価等の内訳は別表4のとおりであり、資産の減少の主な要因は、土地・建物等の事業用資産及び有形固定資産の評価等による減少445億円、貸倒引当金の計上方法を見直したことによる貸倒引当金の積増し114億円である。このうち、財投事業である雇用促進融資事業に係る貸倒引当金の積増しは51億円である。この貸倒引当金の積増し分と当該事業の借入金償還に係る資金繰りに対応するための財源として、旧機構の雇用保険勘定の貸付金債権100億円を、一般勘定において区分経理している雇用促進融資事業の経理に繰り入れる措置を講じている。

イ 財形勘定

財形勘定は、旧機構の勤労者財産形成促進事業勘定の資産（国が承継するものを除く。）及び負債を承継しており、資産等承継の状況は別表3のとおりであり、資本金は承継前の15億円から10億円となっている。

また、資産評価等の内訳は別表4のとおりであり、資産の減少の主な要因は、貸倒引当金の計上方法を見直したことによる貸倒引当金の積増し3億円である。

(3) 16年度の財投実績等の状況

該当なし。

(4) 財務等に関して留意すべき事項

ア 繰上償還等に伴い発生した支払準備金の状況（一般勘定）

機構では、前記のとおり、雇用促進融資事業を一般勘定の中で雇用促進融資事業経理として区分経理しており、同経理の16年度末における現預金の残高は約92億円と多額に上っている。

この現預金は、繰上償還等により貸付金回収額が借入金償還額を上回ることにより生じた余裕金と旧機構において貸付金の貸倒償却財源として受け入れた補助金等を、将来の借入金償還に係る支払準備金として保有しているもので、12年度以降の保有状況は表31のとおりとなっている。

表31 支払準備金の平成12年度以降の保有状況 (単位：億円)

年度末	12	13	14	15 (機構)	16
現金・預金額	45	47	47	99	92

機構では、当該資金を財政融資資金特別会計へ繰上償還する場合は補償金の支払が必要となることから、これを資金として保有し、内部規程に基づいて最長1年の定期預金等で運用しているが、16年度の受取利息は、約280万円(利回り換算0.03%)と低利の運用にとどまっている。

一方、雇用促進融資事業に係る17年度以降12年間の資金収支見込みについてみると、表32のとおり、当面は多額の余裕金を保有することが見込まれることから、支払準備金に係る現預金の取扱いについて注視していくこととする。

表32 平成17年度以降12年間の資金収支見込み (単位：億円)

年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
翌年度繰越金	111	125	136	147	156	144	132	117	102	85	68	49

イ 債務超過の状況（財形勘定）

財形勘定については、旧機構の勤労者財産形成促進事業勘定において、6年度決算から繰越欠損金を計上しており、12年度決算においては当期損失金77億円、欠損金331億円と、資本金15億円を316億円上回る債務超過の状況にあった。

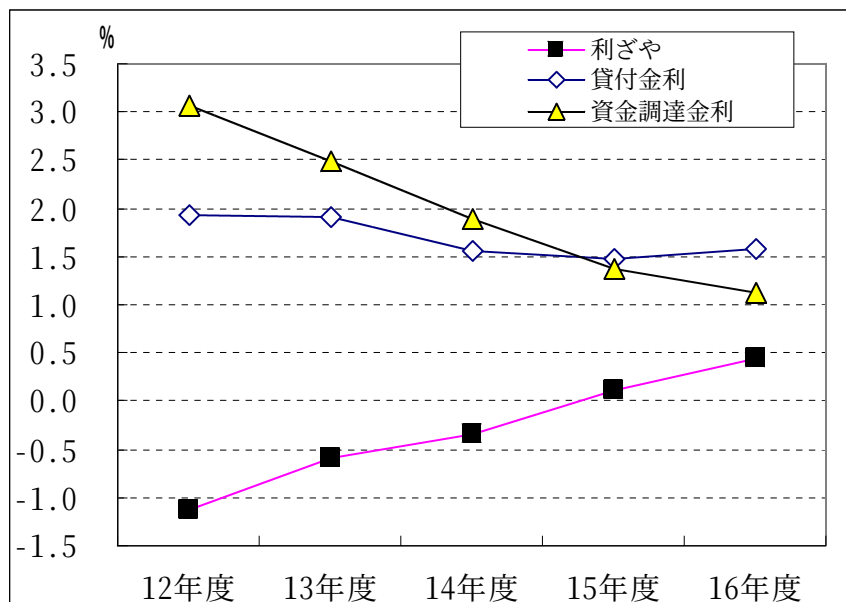
この欠損金の計上は、債務償還と貸付金回収に期間ミスマッチがあったため、金

利低下局面において利回りが逆ざやで推移していたことによるものである。このため旧機構では、11年度に資金調達方法を10年満期一括償還の債券発行から5年満期一括償還の債券発行に改めるとともに、貸付金利を5年ごとに見直す5年固定金利制を取り入れている。

そこで、12年度以降の利ざやの推移についてみると、図15のとおり、資金調達金利の低下により利ざやは改善され、15年度から順ざやに転じて当期利益金を計上し、16年度も当期利益金32億円を計上している。

しかし、欠損金は383億円と未だ多額に上っていることから、今後の推移について引き続き注視していくこととする。

図15 利ざやの推移



28 独立行政法人労働者健康福祉機構

(1) 法人及び財投事業の概要

独立行政法人労働者健康福祉機構（以下、この項において「機構」という。）は、療養施設、健康診断施設及び労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営等の事業を行っている。

機構において、財政投融資の対象とされているのは、労働災害を防止し、労働者の健康保持に寄与することを目的とした職場環境改善等を行う事業者に対して、必要な資金を貸し付ける事業（以下「労働安全衛生融資事業」という。）である。

また、回収不能債権等を補てんするための経費、貸付金利回りが資金調達利回りを下回るなどして発生した金利負担に係る経費や事務経費については、それぞれ国から補助金及び運営費交付金による財政負担を受け入れている。

なお、労働安全衛生融資事業は、特殊法人等整理合理化計画に基づき、13年度に新規貸付業務を廃止し、貸付金債権の管理・回収、借入金の償還業務を行っており、7年度以降、財政融資資金の受入れはない。

(2) 特殊法人等改革等による事業承継等の状況

機構は、16年4月1日に、解散した労働福祉事業団の資産及び負債のうち、福祉医療機構に承継された業務等に係るもの以外の資産（国が承継するものを除く。）及び負債を承継して設立された。なお、同事業団において財投事業である労働安全衛生融資事業を經理していた融資勘定については、勘定別の財務諸表が作成されていたが、機構への事業承継後は、同事業に係る經理について勘定別の財務諸表は作成されていない。

資産等承継の状況は別表3のとおりであり、政府出資金は7665億円から1562億円となり、これに伴い政府出資金5948億円が償却されている。

また、資産評価等の内訳は別表4のとおりであり、資産の減少の主な要因は、土地・建物等の事業用資産及び有形固定資産の評価等による減少917億円である。労働安全衛生融資事業に係る資産の減少については、貸倒引当金の計上方法を見直したことによる貸倒引当金の積増し31億円があり、この貸倒引当金の積増しに充てるため、未収財源措置予定額19億円の資産計上を行っている。

(3) 16年度の財投実績等の状況

該当なし。

(4) 財務等に関して留意すべき事項

ア 貸倒引当金に対する財政措置

機構では、労働安全衛生融資事業に係る貸倒損失の発生に備えるための貸倒引当金を、16年度末において24億円計上している。そして、独立行政法人労働者健康福祉機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成16年厚生労働省令第56号）等に基づき、年度末に算定した貸倒引当金に相当する額を未収財源措置予定額として計上しており、16年度末において24億円計上している。

そして、機構では、年度内に発生した当該債権に係る貸倒損失については、各年度の予算により国から交付される補助金を充当することとしているが、各年度末に

計上される貸倒引当金については、当該補助金等により措置されていないことから、前記の貸倒引当金に係る未収財源措置予定額の計上は、貸付金の回収が完了するまで継続することが見込まれる。

したがって、今後、未収財源措置予定額の推移とこれに対する財源措置の状況を注視していくこととする。

29 独立行政法人日本学生支援機構

(1) 法人及び財投事業の概要

独立行政法人日本学生支援機構（以下、この項において「機構」という。）は、経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対する奨学金の貸与を行う奨学金貸与事業、留学生に対する奨学金の給付や各種留学生交流プログラム等を行う留学生支援事業及び各大学等が行う各種学生生活支援活動に資するための学生生活支援事業を行っている。

機構において、財政投融资の対象とされているのは、奨学金貸与事業のうち有利子の奨学金を貸与する事業（以下「有利子貸与事業」という。）である。

有利子貸与事業においては、財政融資資金借入金、財投機関債発行により調達した資金及び有利子貸与奨学金の回収金等を財源として貸付けを行い、回収元利金を財政融資資金借入金及び財投機関債の償還財源に充てている。

(2) 特殊法人等改革等による事業承継等の状況

機構は、平成16年4月1日に、国、日本育英会及び財団法人日本国際教育協会等の公益法人において実施してきた各種の学生支援事業を整理・統合して設立された。なお、日本育英会において財投事業である有利子貸与事業を経理していた特別勘定については、勘定別の財務諸表が作成されていたが、機構への事業承継後は、同事業に係る経理について勘定別の財務諸表は作成されていない。

資産等承継の状況は別表3のとおりであり、政府出資金は承継前の37億円から1億円となり、政府出資金35億円が償却されている。

また、資産評価等の内訳は別表4のとおりであり、資産の減少の主な要因は、貸倒引当金の計上方法を見直したことによる貸倒引当金の積増し940億円である。この貸倒引当金の積増し等に充てるため、日本育英会の124億円相当の財産を見合い財源として活用するとともに、一般会計借入金641億円の償還免除及び未収財源措置予定額288億円（うち貸倒引当金見合い分は175億円）の資産計上を行っている。

(3) 16年度の財投実績等の状況

財投実績は、別表5のとおり、貸付実績の拡大に伴い増加しており、16年度3067億円は12年度1887億円の162.5%になっている。また、13年度から財投機関債による資金調達を行っており、16年度の発行額は760億円、財投機関債依存率は19.9%となっている。

(4) 財務等に関して留意すべき事項

ア 貸倒引当金に対する財政措置

有利子貸与事業について、日本育英会では、延滞債権の増加に対応して財務基盤を強化するために11年度以降国から受け入れた出資金及び補助金（財務基盤整備費）などを原資とする資金を運転資金等とは別途に管理しており、この資金について15年度末においては77億円を投資有価証券等で保有していた。しかし、貸倒損失が発生した場合には、日本育英会に対し別途、予算の範囲内において国から補助金が交付されることとなっていたことなどから、事業承継前にこの資金が取り崩された実績はなく、全額がそのまま機構に承継され、貸倒引当金に充当するものとされた。

一方、機構においては、16年度以降も未収財源措置予定額の一部として補助金を受け入れており、貸倒損失が発生した場合には、この補助金を充当することにしていくほか、その残額は貸倒引当金の財源に充当するものとして、上記の資金に繰り入れており、16年度末においては88億円を有価証券等で保有している。

機構では、今後も同様に上記の補助金を受け入れる予定であることなどから、当該資金は引き続き増加することが見込まれ、当面使用される予定のない多額の資金が保有され続けることになる。また、貸付規模の拡大により新規貸付金に係る貸倒引当金に対応した未収財源措置予定額も増加している。したがって、今後、未収財源措置予定額に対する今後の財源措置の状況について注視していくこととする。

30 独立行政法人国立大学財務・経営センター

(1) 法人及び財投事業の概要

独立行政法人国立大学財務・経営センター（以下、この項において「センター」という。）は、国立大学法人等の教育研究環境の整備充実並びに財務及び経営の改善を図り、もって国立大学等における教育研究の振興に資することを目的として、国立大学法人等の施設の整備等に必要な資金の貸付け及び交付並びに国立大学法人等の財務及

び経営に関する調査及び研究、その職員の研修等の業務を行っている。

センターにおいて、財政投融资の対象とされているのは、国立大学附属病院の施設及び設備の設置等に必要な資金の貸付事業であり、施設整備勘定において経理されている。

(2) 特殊法人等改革等による事業承継等の状況

センターは、16年4月1日に、国立学校特別会計に所属する権利及び義務のうち、国立大学の移転等により不用となった財産のうち文部科学大臣が指定した財産に係るもの、国立学校特別会計の財政融資資金からの負債に係るもの等を承継して設立された。

(3) 16年度の財投実績等の状況

財投実績は、別表5のとおり、16年度544億円は12年度における国立学校特別会計の財投実績665億円の81.8%となっている。また、財投機関債による資金調達は行われていない。

31 独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構

(1) 法人及び財投事業の概要

独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構（以下、この項において「機構」という。）は、民間において行われる生物系特定産業技術に関する試験及び研究に必要な資金の出資及び貸付け、農業に関する技術上の試験及び研究等の業務を行っている。

機構において、財政投融资の対象とされているのは、民間において行われる生物系特定産業技術に関する試験及び研究に必要な資金の出資及び貸付け等を行う業務（以下「民間研究促進業務」という。）であり、民間研究促進業務勘定において、当該資金を受け入れている。

(2) 特殊法人等改革等による事業承継等の状況

機構は、15年10月1日に、独立行政法人農業技術研究機構から移行して設立された。そして、民間研究促進業務を実施していた生物系特定産業技術研究推進機構は、同日、解散し、その資産及び債務は、国が承継する資産を除き、機構が承継している。

資産等承継の状況は別表3のとおりであり、政府出資金は320億円で変わっていない。

また、資産評価等の内訳は別表4のとおりであり、資産の減少の主な要因は、関係会社株式の計上方法を見直したことによる出資先出資及び有価証券の評価減256億円である。

なお、機構は、18年4月1日に、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構に移行

した。

(3) 16年度の財投実績等の状況

財投実績は、別表5のとおり、12年度19億円であったが、16年度における財投資金の受入れはない。また、財投機関債による資金調達は行われていない。

32 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

(1) 法人及び財投事業の概要

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下、この項において「機構」という。）は、石油代替エネルギーに関する技術及びエネルギー使用合理化のための技術並びに鉱工業の技術に関し、民間の能力を活用して行う研究開発、民間において行われる研究開発の促進、これらの技術の利用の促進等の業務を行っている。

機構において、財投資金を受け入れているのは、基盤技術研究促進勘定、研究基盤出資経過勘定、鉱工業承継勘定及び特定事業活動等促進経過勘定である。

ア 基盤技術研究促進勘定

基盤技術研究促進勘定において、財政投融資の対象とされているのは、鉱工業基盤技術に関する試験研究を民間に委託して行い、その成果を普及する事業である。

イ 研究基盤出資経過勘定

研究基盤出資経過勘定において、財政投融資の対象とされているのは、高度な産業技術の研究開発に必要な施設・設備であって、個々の企業では整備することが困難な研究基盤施設を整備するために地方公共団体及び民間企業の出資で設立される法人に対して出資する事業である。なお、同勘定は、5年度以降財投資金の受入れはなく、出資会社の株式処分を終了に伴い、18年4月1日に廃止された。

ウ 鉱工業承継勘定

鉱工業承継勘定において、財政投融資の対象とされているのは、民間における鉱工業基盤技術に関する試験研究開発のための出融資事業である。なお、同勘定は、株式の管理、貸付金債権等の管理、回収等を行っており、13年度以降財投資金の受入れはなく、25年度に廃止する予定となっている。

エ 特定事業活動等促進経過勘定

特定事業活動等促進経過勘定において、財政投融資の対象とされているのは、リサイクル設備等の設置又は改善を行う事業者の借入れに係る債務の保証を行う事業である。なお、同勘定は、承継した債務保証の管理等を行っており、6年度以降財投資金の受入れ

はなく、事業終了時に廃止することとされている。

(2) 特殊法人等改革等による事業承継等の状況

機構は、15年10月1日に、解散した新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「旧機構」という。）の資産及び負債を承継して設立された。その後、16年7月1日に、解散した産業基盤整備基金の再生資源利用等特別勘定のうちリサイクル等経理の資産及び負債を承継した。なお、旧機構は、15年4月1日に、基盤技術研究促進センターから鉱工業基盤技術に係る資産及び負債を承継している。事業承継に伴う資産等承継について勘定別の主な状況は以下のとおりである。

ア 基盤技術研究促進勘定

基盤技術研究促進勘定は、旧機構の基盤技術研究促進勘定の資産及び負債を承継しており、資産等承継の状況は別表3のとおりである。

また、資産評価等の内訳は別表4のとおりであり、資産の減少の主な要因は、土地・建物等の事業用資産及び有形固定資産の評価等による減少45億円である。

イ 研究基盤出資経過勘定

研究基盤出資経過勘定は、旧機構の産業技術研究基盤出資勘定の資産及び負債を承継しており、資産等承継の状況は別表3のとおりである。

また、資産評価等の内訳は別表4のとおりであり、資産の減少の主な要因は、関係会社株式の計上方法等を見直したことによる出資先出資及び有価証券の評価減40億円である。

ウ 鉱工業承継勘定

鉱工業承継勘定は、旧機構の鉱工業承継勘定の資産及び負債を承継しており、資産等承継の状況は別表3のとおりである。

また、資産評価等の内訳は別表4のとおりであり、資産の減少の主な要因は、関係会社株式の計上方法を見直したことによる出資先出資及び有価証券の評価減6億円である。

エ 特定事業活動等促進経過勘定

特定事業活動等促進経過勘定は、産業基盤整備基金の再生資源利用等特別勘定のうちリサイクル等経理の資産及び負債を承継しており、資産等承継の状況は別表3のとおりである。

また、資産評価等の内訳は別表4のとおりである。このほかに資産評価等に伴う資産の減少の主な要因として、保証債務の会計処理変更に伴う保証債務見返の減11億円がある。

(3) 16年度の財投実績等の状況

財投実績は、別表5のとおり、16年度94億円であり、12年度の実績はない。また、財投機関債による資金調達が行われていない。

33 独立行政法人科学技術振興機構

(1) 法人及び財投事業の概要

独立行政法人科学技術振興機構（以下、この項において「機構」という。）は、新技術の創出に資することとなる科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する基礎研究、基盤的研究開発、新技術の企業化開発等の業務及び我が国における科学技術情報に関する中枢的機関としての科学技術情報の流通に関する業務その他の科学技術の振興のための基盤の整備に関する業務を行っている。

機構において、財政投融資の対象とされているのは、科学技術振興のための基盤整備を図ることを目的としたデータベースの作成、提供等を行う事業であり、文献情報提供勘定で経理されている。

(2) 特殊法人等改革等による事業承継等の状況

機構は、15年10月1日に、解散した科学技術振興事業団の権利及び義務を承継して設立された。

資産等承継の状況は別表3のとおりであり、政府出資金は888億円で変わっていない。

また、資産評価等の内訳は別表4のとおりである。このほかに資産評価等に伴う資産の減少の要因として、会計処理変更に伴う情報資産の評価減72億円がある。

(3) 16年度の財投実績等の状況

財投実績は、別表5のとおり、16年度15億円は12年度37億円の40.5%になっている。

また、財投機関債による資金調達は行われていない。

34 独立行政法人情報処理推進機構

(1) 法人及び財投事業の概要

独立行政法人情報処理推進機構（以下、この項において「機構」という。）は、情報処理の高度化を推進することを目的として、プログラムの開発及び利用の促進、情報処理に関する安全性及び信頼性の確保、情報処理サービス業等を営む者に対する助成並びに情報処理に関して必要な知識及び技能の向上に関する業務を行っている。

機構において、財投資金を受け入れているのは、地域事業出資業務勘定、事業化勘定及び特定プログラム開発承継勘定である。

ア 地域事業出資業務勘定

地域事業出資業務勘定において、財政投融資の対象とされているのは、システムエンジニア等の人材を育成し、高度な開発技術の実践指導を行う施設等を運営する第3セクターに出資を行う事業で、7年度以降財投資金の受入れはない。

イ 事業化勘定

事業化勘定において、財政投融資の対象とされているのは、我が国のIT分野においてニーズがあるものの、事業化のリスクが高く民間企業単独では実現が困難なソフトウェアの開発の支援を行う事業（以下「戦略的ソフトウェア開発業務」という。）である。

ウ 特定プログラム開発承継勘定

特定プログラム開発承継勘定において、財政投融資の対象とされているのは、ソフトウェア産業の育成を図るため、特定分野のプログラムを対象に開発テーマと開発企業を公募により募集し、プログラムを開発・普及させる事業（以下「特定プログラム開発承継業務」という。）である。なお、特定プログラム開発承継業務は、特殊法人等整理合理化計画に基づき、14年度に新規事業を終了し、同年度以降財投資金の受入れはなく、19年度までに同勘定を廃止することとされている。

(2) 特殊法人等改革等による事業承継等の状況

機構は、16年1月5日に、解散した情報処理振興事業協会（以下「旧協会」という。）の権利及び義務を承継して設立された。事業承継に伴う資産等承継についての勘定別の主な状況は以下のとおりである。

ア 事業化勘定及び特定プログラム開発承継勘定

事業化勘定及び特定プログラム開発承継勘定は、旧協会の振興業務勘定のうち戦略的ソフトウェア開発業務経理の資産及び負債を戦略的ソフトウェア開発業務に係るものと特定プログラム開発承継業務に係るものとに分割してそれぞれ承継している。その資産等承継の状況は別表3のとおりである。

また、資産評価等の内訳は別表4のとおりである。

イ 地域事業出資業務勘定

地域事業出資業務勘定は、旧協会の地域事業出資業務勘定の資産及び負債を承継しており、資産等承継の状況は別表3のとおりである。

また、資産評価等の内訳は別表4のとおりであり、資産の減少の主な要因は、関係会社株式の計上方法を見直したことによる出資先出資及び有価証券の評価減13億円

である。

(3) 16年度の財投実績等の状況

財投実績は、別表5のとおり、16年度7200万円は12年度34億円の2.1%となっている。

また、財投機関債による資金調達は行われていない。

35 独立行政法人情報通信研究機構

(1) 法人及び財投事業の概要

独立行政法人情報通信研究機構（以下、この項において「機構」という。）は、情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究及び開発、高度通信・放送研究開発を行う者に対する支援、通信・放送事業分野に属する事業の振興等の業務を行っている。

機構において、財投資金を受け入れているのは、基盤技術研究促進勘定、出資勘定及び通信・放送承継勘定である。

ア 基盤技術研究促進勘定

基盤技術研究促進勘定において、財政投融資の対象とされているのは、通信・放送基盤技術に関する試験研究を民間に委託する支援事業である。

イ 出資勘定

出資勘定において、財政投融資の対象とされているのは、通信・放送技術に関する研究開発における共同利用型の施設整備のための出資事業であり、11年度以降財投資金の受入れはない。

ウ 通信・放送承継勘定

通信・放送承継勘定において、財政投融資の対象とされているのは、民間における通信・放送基盤技術に関する試験研究開発のための出融資事業である。なお、同勘定は、株式の管理、貸付金債権等の管理、回収等を行っており、13年度以降財投資金の受入れはなく、24年度に廃止する予定となっている。

(2) 特殊法人等改革等による事業承継等の状況

機構は、16年4月1日に、国が承継する資産を除き、解散した通信・放送機構の資産及び債務を独立行政法人通信総合研究所が承継し、同研究所の名称が現名称に改められたものである。なお、通信・放送機構は、15年4月1日に、基盤技術研究促進センターから通信・放送基盤技術に係る資産及び負債を承継している。

事業承継に伴う資産等承継について勘定別の主な状況は以下のとおりである。

ア 基盤技術研究促進勘定

基盤技術研究促進勘定は、通信・放送機構の基盤技術研究促進勘定の資産及び負債を承継しており、資産等承継の状況は別表3のとおりである。

また、資産評価等の内訳は別表4のとおりであり、資産の減少の主な要因は、土地・建物等の事業用資産及び有形固定資産の評価等による減少24億円である。

イ 出資勘定

出資勘定は、通信・放送機構の研究開発出資勘定の資産及び負債を承継しており、資産等承継の状況は別表3のとおりである。

また、資産評価等の内訳は別表4のとおりであり、資産の減少の主な要因は、関係会社株式の計上方法を見直したことによる出資先出資及び有価証券の評価減12億円である。

ウ 通信・放送承継勘定

通信・放送承継勘定は、通信・放送機構の通信・放送承継勘定の資産及び負債を承継しており、資産等承継の状況は別表3のとおりである。

また、資産評価等の内訳は別表4のとおりであり、資産の減少の主な要因は、関係会社株式の計上方法を見直したことによる出資先出資及び有価証券の評価減8億円である。

(3) 16年度の財投実績等の状況

財投実績は、別表5のとおり、16年度98億円であり、12年度の実績はない。また、財投機関債による資金調達は行われていない。

36 独立行政法人医薬品医療機器総合機構

(1) 法人及び財投事業の概要

独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下、この項において「機構」という。）は、国民保健の向上に資することを目的として、医薬品の副作用等による健康被害の迅速な救済を図り、国民の健康の保持増進に寄与する医薬品技術等の研究及び開発を振興する業務、医薬品等の品質、有効性及び安全性の向上に資する審査等の業務を行っている。

機構において、財投資金を受け入れているのは、研究振興勘定及び承継勘定である。

ア 研究振興勘定

研究振興勘定において、財政投融资の対象とされているのは、新規の医薬品及び医療機器の開発に関する研究を民間等に委託して行い、その成果を普及する事業

(以下「研究振興委託事業」という。)である。なお、研究振興委託事業は、16年4月1日から事業を実施している。

イ 承継勘定

承継勘定において、財政投融资の対象とされているのは、民間において行われる医薬品技術に関する試験研究に必要な資金の出資及び貸付けを行う事業（以下「研究振興出融資事業」という。）である。

なお、研究振興出融資事業は、特殊法人等整理合理化計画に基づき、15年度に新規出融資事業を終了し、出資先会社の株式の処分及び貸付金債権の管理・回収並びに借入金の償還業務を行っている。同勘定では、16年度以降財投資金の受入れはなく、35年度までに同勘定を廃止することとされている。

(2) 特殊法人等改革等による事業承継等の状況

機構は、16年4月1日に、国、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構（以下「旧医薬品機構」という。）及び財団法人医療機器センターの一部の業務を統合して設立された。

事業承継に伴い、旧医薬品機構研究振興勘定の資産及び負債のうち、研究振興勘定は、資産（現金及び預金）2億円を承継しており、承継勘定は研究振興勘定が承継した資産以外の資産及び負債を承継している。そして、資産等承継の状況は別表3のとおりである。

また、資産評価等の内訳は別表4のとおりであり、資産の減少の主な要因は、関係会社株式の計上方法を見直したことによる出資先出資及び有価証券の評価減275億円である。

なお、機構の財投事業に係る権利及び義務は、17年4月1日に、独立行政法人医薬基盤研究所に承継されている。

(3) 16年度の財投実績等の状況

財投実績は、別表5のとおり、16年度6億円は12年度19億円の31.6%になっている。

また、財投機関債による資金調達は行われていない。

37 独立行政法人奄美群島振興開発基金

(1) 法人及び財投事業の概要

独立行政法人奄美群島振興開発基金（以下、この項において「基金」という。）は、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資を補完し、又は奨励することを目的として、

奄美群島振興開発計画に基づく事業に伴い必要な資金に係る保証、融資及び出資等の事業を行っている。

基金において、財政投融资の対象とされているのは、奄美群島内における事業者の金融機関からの借入れ等について債務保証を行う保証業務及び奄美群島内における産業基盤の拡充・改善等の促進に必要な資金等の出融資を行う出融資業務である。

(2) 特殊法人等改革等による事業承継等の状況

基金は、16年10月1日に、解散した奄美群島振興開発基金の権利及び義務を承継して設立された。

資産等承継の状況は別表3のとおりである。

また、資産評価等の内訳は別表4のとおりであり、資産の減少の主な要因は、貸倒引当金の計上方法を見直したことによる貸倒引当金の積増し20億円である。

(3) 16年度の財投実績等の状況

財投実績は、別表5のとおり、16年度は12年度と同額の3億円となっている。また、財投機関債による資金調達は行われていない。

別表3

法人（勘定）別の資産・負債増減額及び政府出資金の償却等の状況

(1) 社会資本整備法人

(単位：億円)

項目	法人区分	旧法人(旧勘定)	新東京国際空港公社	帝都高速度交通営団	緑資源公社(造林勘定)	緑資源公社(林道、特定地域整備、農用地整備勘定)	日本鉄道建設公社(一般勘定)	運輸施設整備事業団(船舶勘定)	運輸施設整備事業団(鉄道勘定)	水資源開発公社
		新法人(新勘定)	成田国際空港株式会社	東京地下鉄株式会社	独) 緑資源機構(造林勘定)	独) 緑資源機構(林道等勘定)	独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構(建設勘定)	独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構(船舶勘定)	独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構(助成勘定)	独) 水資源機構
資産の評価等損益 (a)			-	△ 0	△ 1,492	19	434	△ 323	△ 1	△ 294
資産のうち国が承継したことによる減少(△)額 (b)			-	-	-	△ 0	-	△ 2	△ 1	-
資産のうち他法人・他勘定が承継したことによる減少(△)額 (c)			-	-	-	-	-	-	-	-
実質的な資産の評価等損益 (A) ((a)-(b)-(c))			-	△ 0	△ 1,492	20	434	△ 321	△ 0	△ 294
他勘定への資金提供(△)額			-	-	-	-	-	-	-	-
負債の評価等損益 (d)			1,478	-	21	43	565	95	1	△ 358
負債のうち他法人・他勘定が承継したことによる減少(△)額 (e)			-	-	-	-	-	-	-	-
負債のうち国が償還を免除したことによる減少(△)額 (国の財政負担)			-	-	-	-	-	-	-	-
負債増のうち政府出資金からの振替額 (f)			1,496	-	-	-	-	-	-	-
実質的な負債の評価等損益 (B) ((d)-(e)-(f))			△ 17	-	21	43	565	95	1	△ 358
実質的な資本への影響額 (C) (A)-(B))			17	△ 0	△ 1,514	△ 23	△ 131	△ 416	△ 1	64
資本への影響額 (C) に対応する資本の増減内容	承継前政府出資金 (a)		3,049	581	7,498	14	561	163	1	26
	承継後政府出資金 (b)		1,000	581	6,094	24	561	161	1	90
	政府出資金の増/減(△)額 ((b)-(a))		△ 2,049	-	△ 1,404	10	-	△ 2	-	64
	内訳									
	一般会計政府出資金の増/減(△)額		△ 204	-	△ 1,319	10	-	-	-	64
	産投特会政府出資金の増/減(△)額		-	-	-	-	-	△ 2	-	-
	その他の特別会計政府出資金の増/減(△)額		△ 1,844	-	△ 85	-	-	-	-	-
	政府出資金の増減のうち国や他法人・他勘定の承継等に対応する分の額		△ 2,016	-	-	△ 0	-	△ 2	-	-
	内訳									
	一般会計対応分の額		△ 201	-	-	△ 0	-	-	-	-
	産投特会対応分の額		-	-	-	-	-	△ 2	-	-
	その他の特別会計対応分の額		△ 1,815	-	-	-	-	-	-	-
	政府出資金の償却(△)/増加 (国の財政負担) ①		△ 33	-	△ 1,404	10	-	-	-	64
	内訳									
	一般会計政府出資金の償却(△)/増加額		△ 3	-	△ 1,319	10	-	-	-	64
	産投特会政府出資金の償却(△)/増加額		-	-	-	-	-	-	-	-
	その他の特別会計政府出資金の償却(△)/増加額		△ 29	-	△ 85	-	-	-	-	-
	民間出金等①以外の出資金償却(△)/増加額 ②		-	-	-	-	-	-	-	-
	資本剰余金の増/減(△)額		520	621	△ 87	-	△ 215	-	-	-
	上記のうち国や他法人・他勘定の承継等に対応する分の額		520	-	-	-	-	-	-	-
	資本剰余金の償却(△)/増加額 ③		-	621	△ 87	-	△ 215	-	-	-
	利益剰余金の増/減(△)額		-	△ 622	△ 23	△ 34	-	-	△ 2	-
	上記のうち国や他法人・他勘定の承継等に対応する分の額		-	-	-	-	-	-	△ 1	-
	利益剰余金の償却(△)/増加額 ④		-	△ 622	△ 23	△ 34	-	-	△ 1	-
	欠損金の増(△)/減額		50	-	-	-	83	△ 416	-	-
	上記のうち国や他法人・他勘定の承継等に対応する分の額		-	-	-	-	-	-	-	-
	実質的な欠損金の増(△)/減額 ⑤		50	-	-	-	83	△ 416	-	-
	①から⑤までの合計額 (D)		17	△ 0	△ 1,514	△ 23	△ 131	△ 416	△ 1	64

(注) 単位未満切り捨てのため合計額は一致しない。

(単位：億円)

項目	法人区分	旧法人(旧勘定)	石油公団	金属鉱業事業団(一般勘定)	環境事業団(一般業務勘定)	地域振興整備公団(工業再配置等事業勘定)	地域振興整備公団(産炭地域経過業務勘定)	都市基盤整備公団(都市基盤整備勘定)及び地域振興整備公団(地方都市開発整備等事業勘定)	都市基盤整備公団(鉄道勘定)	社会資本整備法人(勘定)計
		新法人(新勘定)	独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構(石油天然ガス勘定)	独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構(金属鉱業備蓄・探鉱融資等勘定)ほか1勘定	独)環境再生保全機構(承継勘定)	独)中小企業基盤整備機構(工業再配置等業務特別勘定)ほか2勘定	独)中小企業基盤整備機構(産炭地域経過業務特別勘定)	独)都市再生機構(都市再生勘定)	独)都市再生機構(鉄道勘定)	
資産の評価等損益 (a)			15	△ 51	△ 53	△ 519	△ 719	△ 7,952	1	△ 10,937
資産のうち国が承継したことによる減少(△)額 (b)			-	-	-	-	-	-	-	△ 3
資産のうち他法人・他勘定が承継したことによる減少(△)額 (c)			-	-	△ 47	-	-	△ 1	-	△ 48
実質的な資産の評価等損益 (A) (a)-(b)-(c))			15	△ 51	△ 6	△ 519	△ 719	△ 7,951	1	△ 10,885
他勘定への資金提供(△)額			-	-	-	-	-	-	-	-
負債の評価等損益 (d)			6	△ 17	△ 51	△ 257	13	△ 134	△ 1	1,404
負債のうち他法人・他勘定が承継したことによる減少(△)額 (e)			-	-	△ 41	-	-	△ 1	-	△ 42
負債のうち国が償還を免除したことによる減少(△)額 (国の財政負担)			-	-	-	-	-	-	-	-
負債増のうち政府出資金からの振替額 (f)			-	-	-	-	-	-	-	1,496
実質的な負債の評価等損益 (B) (d)-(e)-(f))			6	△ 17	△ 10	△ 257	13	△ 133	△ 1	△ 49
実質的な資本への影響額 (C) (A)-(B))			9	△ 33	4	△ 262	△ 732	△ 7,818	2	△ 10,835
資本への影響額 (C) に対応する資本の増減内容	承継前政府出資金 (a)		722	237	67	892	615	8,524	0	22,955
	承継後政府出資金 (b)		731	191	5	868	-	8,524	0	18,837
	政府出資金の増/減(△)額 ((b)-(a))		9	△ 46	△ 61	△ 23	△ 615	-	-	△ 4,118
	内訳									
	一般会計政府出資金の増/減(△)額		-	0	△ 61	△ 23	△ 83	-	-	△ 1,617
	産投特会政府出資金の増/減(△)額		-	△ 46	-	-	-	-	-	△ 48
	その他の特別会計政府出資金の増/減(△)額		9	-	-	-	△ 531	-	-	△ 2,452
	政府出資金の増減のうち国や他法人・他勘定の承継等に対応する分の額		-	-	△ 6	-	-	-	-	△ 2,025
	内訳									
	一般会計対応分の額		-	-	△ 6	-	-	-	-	△ 208
	産投特会対応分の額		-	-	-	-	-	-	-	△ 2
	その他の特別会計対応分の額		-	-	-	-	-	-	-	△ 1,815
	政府出資金の償却(△)/増加 (国の財政負担) ①		9	△ 46	△ 55	△ 23	△ 615	-	-	△ 2,093
	内訳									
	一般会計政府出資金の償却(△)/増加額		-	0	△ 55	△ 23	△ 83	-	-	△ 1,409
	産投特会政府出資金の償却(△)/増加額		-	△ 46	-	-	-	-	-	△ 46
	その他の特別会計政府出資金の償却(△)/増加額		9	-	-	-	△ 531	-	-	△ 636
	民間出えん金等①以外の出資金償却(△)/増加額 ②		-	-	-	-	-	-	-	-
	資本剰余金の増/減(△)額		-	-	△ 0	-	△ 0	-	-	838
	上記のうち国や他法人・他勘定の承継等に対応する分の額		-	-	-	-	-	-	-	520
	資本剰余金の償却(△)/増加額 ③		-	-	△ 0	-	△ 0	-	-	318
	利益剰余金の増/減(△)額		-	-	-	-	△ 20	△ 809	-	△ 1,512
	上記のうち国や他法人・他勘定の承継等に対応する分の額		-	-	-	-	-	-	-	△ 1
	利益剰余金の償却(△)/増加額 ④		-	-	-	-	△ 20	△ 809	-	△ 1,511
	欠損金の増(△)/減額		-	13	60	△ 238	△ 95	△ 7,008	2	△ 7,549
	上記のうち国や他法人・他勘定の承継等に対応する分の額		-	-	-	-	-	-	-	-
	実質的な欠損金の増(△)/減額 ⑤		-	13	60	△ 238	△ 95	△ 7,008	2	△ 7,549
	①から⑤までの合計額 (D)		9	△ 33	4	△ 262	△ 732	△ 7,818	2	△ 10,835

(2) 政策金融法人

(単位: 億円)

項目	法人区分	旧法人(旧勘定)	社会福祉・医療事業団(一般勘定一般経理)	社会福祉・医療事業団(年金担保貸付勘定)	雇用・能力開発機構(雇用保険勘定)ほか2勘定	雇用・能力開発機構(勤労者財産形成促進勘定)	労働福祉事業団(融資勘定)ほか4勘定	日本育英会(一般勘定)ほか1勘定	中小企業総合事業団(高度化、新事業開拓及び指導研修勘定)	政策金融法人(勘定)計
		新法人(新勘定)	独) 福祉医療機構(一般勘定)	独) 福祉医療機構(年金担保貸付勘定)	独) 雇用・能力開発機構(一般勘定)	独) 雇用・能力開発機構(財形勘定)	独) 労働者健康福祉機構	独) 日本学生支援機構	独) 中小企業基盤整備機構(一般勘定の旧事業団分)	
資産の評価等損益 (a)			△ 1,060	△ 1	△ 9,226	△ 10	△ 819	△ 53	△ 5,009	△ 16,181
資産のうち国が承継したことによる減少(△)額 (b)			△ 0	-	△ 238	△ 8	△ 98	△ 0	△ 2	△ 347
資産のうち他法人・他勘定が承継したことによる減少(△)額 (c)			-	-	△ 8,454	-	△ 59	-	-	△ 8,513
実質的な資産の評価等損益 (A) ((a)-(b)-(c))			△ 1,060	△ 1	△ 533	△ 2	△ 661	△ 53	△ 5,007	△ 7,319
他勘定への資金提供(△)額			-	-	-	-	-	-	△ 3,733	△ 3,733
負債の評価等損益 (d)			△ 989	△ 0	△ 265	△ 0	2,086	△ 639	△ 1	188
負債のうち他法人・他勘定が承継したことによる減少(△)額 (e)			-	-	△ 141	-	△ 3	-	-	△ 145
負債のうち国が償還を免除したことによる減少(△)額 (国の財政負担)			-	-	-	-	-	△ 641	-	△ 641
負債増のうち政府出資金からの振替額 (f)			-	-	-	-	-	-	-	-
実質的な負債の評価等損益 (B) ((d)-(e)-(f))			△ 989	△ 0	△ 124	△ 0	2,090	1	△ 1	975
実質的な資本への影響額 (C) ((A)-(B))			△ 70	△ 0	△ 409	△ 1	△ 2,752	△ 55	△ 5,006	△ 8,295
資本への影響額 (C) に対応する資本の増減内容	承継前政府出資金 (a)		125	-	21,592	15	7,665	37	11,950	41,385
	承継後政府出資金 (b)		55	-	3,022	10	1,562	1	9,007	13,659
	政府出資金の増/減(△)額 ((b)-(a))		△ 70	-	△ 18,570	△ 5	△ 6,102	△ 36	△ 2,942	△ 27,726
	内訳	一般会計政府出資金の増/減(△)額	△ 70	-	-	△ 5	-	△ 36	△ 2,942	△ 3,053
		産投特会政府出資金の増/減(△)額	-	-	-	-	-	-	-	-
		その他の特別会計政府出資金の増/減(△)額	-	-	△ 18,570	-	△ 6,102	-	-	△ 24,672
	政府出資金の増減のうち国や他法人・他勘定の承継等に対応する分の額		△ 0	-	△ 8,551	△ 5	△ 153	△ 0	△ 2	△ 8,712
	内訳	一般会計対応分の額	△ 0	-	-	△ 5	-	△ 0	△ 2	△ 7
		産投特会対応分の額	-	-	-	-	-	-	-	-
		その他の特別会計対応分の額	-	-	△ 8,551	-	△ 153	-	-	△ 8,705
	政府出資金の償却(△)/増加 (国の財政負担) ①		△ 70	-	△ 10,018	-	△ 5,948	△ 35	△ 2,940	△ 19,013
	内訳	一般会計政府出資金の償却 (△)/増加額	△ 70	-	-	-	-	△ 35	△ 2,940	△ 3,046
		産投特会政府出資金の償却 (△)/増加額	-	-	-	-	-	-	-	-
		その他の特別会計政府出資金の償却 (△)/増加額	-	-	△ 10,018	-	△ 5,948	-	-	△ 15,967
	民間出えん金等①以外の出資金償却 (△)/増加額 ②		-	-	△ 5	-	-	641	△ 1,646	△ 1,010
	資本剰余金の増/減(△)額		-	-	△ 9	-	△ 7	△ 2	6	△ 13
	上記のうち国や他法人・他勘定の承継等に対応する分の額		-	-	-	-	-	0	6	6
	資本剰余金の償却(△)/増加額 ③		-	-	△ 9	-	△ 7	△ 2	-	△ 20
	利益剰余金の増/減(△)額		△ 0	-	49	-	-	△ 40	△ 419	△ 410
	上記のうち国や他法人・他勘定の承継等に対応する分の額		-	-	-	-	-	-	-	-
	利益剰余金の償却(△)/増加額 ④		△ 0	-	49	-	-	△ 40	△ 419	△ 410
	欠損金の増 (△)/減額		-	△ 0	9,576	△ 5	3,203	24	-	12,798
	上記のうち国や他法人・他勘定の承継等に対応する分の額		-	-	-	△ 3	-	-	-	△ 3
	実質的な欠損金の増 (△)/減額 ⑤		-	△ 0	9,576	△ 1	3,203	24	-	12,801
	①から⑤までの合計額 (D)		△ 70	△ 0	△ 409	△ 1	△ 2,752	586	△ 5,006	△ 7,653

(3) 無償資金型法人

(単位：億円)

項目	法人区分	旧法人(旧勘定)	生物系特定産業技術研究推進機構(民間研究促進業務勘定)	新エネギー・産業技術総合開発機構(基盤技術研究促進勘定)	新エネギー・産業技術総合開発機構(産業技術研究基盤出資勘定)	新エネギー・産業技術総合開発機構(鉱工業承継勘定)	産業基盤整備基金(再生資源利用等特別勘定(リサイクル等経理))	科学技術振興事業団(文献情報提供勘定)	情報処理振興事業協会(振興業務勘定/戦略的ソフトウェア開発業務経理)
		新法人(新勘定)	独) 農業・生物系特定産業技術研究機構(民間研究促進業務勘定)	独) 新エネギー・産業技術総合開発機構(基盤技術研究促進勘定)	独) 新エネギー・産業技術総合開発機構(研究基盤出資経過勘定)	独) 新エネギー・産業技術総合開発機構(鉱工業承継勘定)	独) 新エネギー・産業技術総合開発機構(特定事業活動等促進経過勘定)	独) 科学技術振興機構(文献情報提供勘定)	独) 情報処理推進機構(特定プログラム開発承継勘定)ほか1勘定
資産の評価等損益 (a)			△ 256	△ 45	△ 45	△ 6	△ 11	△ 36	△ 0
資産のうち国が承継したことによる減少(△)額 (b)			-	-	-	-	-	-	-
資産のうち他法人・他勘定が承継したことによる減少(△)額 (c)			-	-	-	-	-	-	-
実質的な資産の評価等損益 (A) ((a)-(b)-(c))			△ 256	△ 45	△ 45	△ 6	△ 11	△ 36	△ 0
他勘定への資金提供(△)額			-	-	-	-	-	-	-
負債の評価等損益 (d)			△ 0	0	0	△ 4	△ 7	10	△ 0
負債のうち他法人・他勘定が承継したことによる減少(△)額 (e)			-	-	-	-	-	-	-
負債のうち国が償還を免除したことによる減少(△)額 (国の財政負担)			-	-	-	-	-	-	-
負債増のうち政府出資金からの振替額 (f)			-	-	-	-	-	-	-
実質的な負債の評価等損益 (B) ((d)-(e)-(f))			△ 0	0	0	△ 4	△ 7	10	△ 0
実質的な資本への影響額 (C) (A)-(B))			△ 256	△ 46	△ 45	△ 1	△ 3	△ 46	0
資本への影響額 (C) に対応する資本の増減内容	承継前政府出資金 (a)		320	280	95	183	5	888	482
	承継後政府出資金 (b)		320	280	95	183	5	888	482
	政府出資金の増/減(△)額 ((b)-(a))		-	-	-	-	-	-	-
	内訳	一般会計政府出資金の増/減(△)額	-	-	-	-	-	-	-
		産投特会政府出資金の増/減(△)額	-	-	-	-	-	-	-
		その他の特別会計政府出資金の増/減(△)額	-	-	-	-	-	-	-
	政府出資金の増減のうち国や他法人・他勘定の承継等に対応する分の額		-	-	-	-	-	-	-
	内訳	一般会計対応分の額	-	-	-	-	-	-	-
		産投特会対応分の額	-	-	-	-	-	-	-
		その他の特別会計対応分の額	-	-	-	-	-	-	-
	政府出資金の償却(△)/増加 (国の財政負担) ①		-	-	-	-	-	-	-
	内訳	一般会計政府出資金の償却(△)/増加額	-	-	-	-	-	-	-
		産投特会政府出資金の償却(△)/増加額	-	-	-	-	-	-	-
		その他の特別会計政府出資金の償却(△)/増加額	-	-	-	-	-	-	-
	民間出えん金等①以外の出資金償却(△)/増加額 ②		-	-	-	-	-	-	-
	資本剰余金の増/減(△)額		-	-	-	-	-	-	-
	上記のうち国や他法人・他勘定の承継等に対応する分の額		-	-	-	-	-	-	-
	資本剰余金の償却(△)/増加額 ③		-	-	-	-	-	-	-
	利益剰余金の増/減(△)額		-	-	-	-	△ 2	-	-
	上記のうち国や他法人・他勘定の承継等に対応する分の額		-	-	-	-	-	-	-
	利益剰余金の償却(△)/増加額 ④		-	-	-	-	△ 2	-	-
	欠損金の増(△)/減額		△ 256	△ 46	△ 45	△ 1	△ 1	△ 46	0
	上記のうち国や他法人・他勘定の承継等に対応する分の額		-	-	-	-	-	-	-
	実質的な欠損金の増(△)/減額 ⑤		△ 256	△ 46	△ 45	△ 1	△ 1	△ 46	0
	①から⑤までの合計額 (D)		△ 256	△ 46	△ 45	△ 1	△ 3	△ 46	0

(単位：億円)

項目	法人区分	旧法人(旧勘定)	情報処理振興事業協会(地域事業推進業務勘定)	情報処理振興事業協会(地域事業出資業務勘定)	通信・放送機構(基盤技術研究促進勘定)	通信・放送機構(研究開発出資勘定)	通信・放送機構(通信・放送承継勘定)	医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構(研究振興勘定)	産業基盤整備基金(出資特別勘定)	奄美群島振興開発基金(保証勘定)ほか1勘定	無償資金型法人(勘定)計
		新法人(新勘定)	独)情報処理推進機構(地域ソフトウェア教材開発承継勘定)	独)情報処理推進機構(地域事業出資業務勘定)	独)情報通信研究機構(基盤技術研究促進勘定)	独)情報通信研究機構(出資勘定)	独)情報通信研究機構(通信・放送承継勘定)	独)医薬品医療機器総合機構(研究振興勘定)ほか1勘定	独)中小企業基盤整備機構(出資承継勘定)	独)奄美群島振興開発基金	
資産の評価等損益 (a)			△ 0	△ 13	△ 31	△ 12	△ 8	△ 275	△ 143	△ 27	△ 915
資産のうち国が承継したことによる減少(△)額 (b)			-	-	-	-	-	-	△ 131	-	△ 131
資産のうち他法人・他勘定が承継したことによる減少(△)額 (c)			-	-	-	-	-	△ 0	-	-	△ 0
実質的な資産の評価等損益 (A) ((a)-(b)-(c))			△ 0	△ 13	△ 31	△ 12	△ 8	△ 275	△ 12	△ 27	△ 784
他勘定への資金提供(△)額			-	-	-	-	-	-	-	-	-
負債の評価等損益 (d)			△ 0	-	0	0	0	0	0	7	7
負債のうち他法人・他勘定が承継したことによる減少(△)額 (e)			-	-	-	-	-	-	-	-	-
負債のうち国が償還を免除したことによる減少(△)額 (国の財政負担)			-	-	-	-	-	-	-	-	-
負債増のうち政府出資金からの振替額 (f)			-	-	-	-	-	-	-	-	-
実質的な負債の評価等損益 (B) ((d)-(e)-(f))			△ 0	-	0	0	0	0	0	7	7
実質的な資本への影響額 (C) (A)-(B))			△ 0	△ 13	△ 31	△ 12	△ 8	△ 276	△ 13	△ 35	△ 791
資本への影響額 (C) に対応する資本の増減内容	承継前政府出資金 (a)		17	40	340	53	188	306	210	81	3,493
	承継後政府出資金 (b)		17	40	340	53	188	306	78	81	3,362
	政府出資金の増/減(△)額 ((b)-(a))		-	-	-	-	-	-	△ 131	-	△ 131
	内訳	一般会計政府出資金の増/減(△)額	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		産投特会政府出資金の増/減(△)額	-	-	-	-	-	-	△ 131	-	△ 131
		その他の特別会計政府出資金の増/減(△)額	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	政府出資金の増減のうち国や他法人・他勘定の承継等に対応する分の額		-	-	-	-	-	-	△ 131	-	△ 131
	内訳	一般会計対応分の額	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		産投特会対応分の額	-	-	-	-	-	-	△ 131	-	△ 131
		その他の特別会計対応分の額	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	政府出資金の償却(△)/増加 (国の財政負担) ①		-	-	-	-	-	-	-	-	-
	内訳	一般会計政府出資金の償却(△)/増加額	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		産投特会政府出資金の償却(△)/増加額	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		その他の特別会計政府出資金の償却(△)/増加額	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	民間出えん金等①以外の出資金償却(△)/増加額 ②		-	-	-	-	-	△ 24	-	-	△ 24
	資本剰余金の増/減(△)額		-	-	-	-	△ 0	2	-	-	2
	上記のうち国や他法人・他勘定の承継等に対応する分の額		-	-	-	-	-	-	-	-	-
	資本剰余金の償却(△)/増加額 ③		-	-	-	-	△ 0	2	-	-	2
	利益剰余金の増/減(△)額		-	-	-	-	-	△ 1	-	-	△ 4
	上記のうち国や他法人・他勘定の承継等に対応する分の額		-	-	-	-	-	-	-	-	-
	利益剰余金の償却(△)/増加額 ④		-	-	-	-	-	△ 1	-	-	△ 4
	欠損金の増(△)/減額		△ 0	△ 13	△ 31	△ 12	△ 8	△ 252	△ 13	△ 35	△ 764
	上記のうち国や他法人・他勘定の承継等に対応する分の額		-	-	-	-	-	△ 0	-	-	△ 0
	実質的な欠損金の増(△)/減額 ⑤		△ 0	△ 13	△ 31	△ 12	△ 8	△ 252	△ 13	△ 35	△ 764
	①から⑤までの合計額 (D)		△ 0	△ 13	△ 31	△ 12	△ 8	△ 276	△ 13	△ 35	△ 791

(単位：億円)

項目	区分	合計	左の内訳（再掲）		
			社会資本整備法人（勘定）計	政策金融法人（勘定）計	無償資金型法人（勘定）計
資産の評価等損益（a）		△ 28,034	△ 10,937	△ 16,181	△ 915
資産のうち国が承継したことによる減少(△)額（b）		△ 482	△ 3	△ 347	△ 131
資産のうち他法人・他勘定が承継したことによる減少(△)額（c）		△ 8,561	△ 48	△ 8,513	△ 0
実質的な資産の評価等損益（A） （(a)-(b)-(c)）		△ 18,989	△ 10,885	△ 7,319	△ 784
他勘定への資金提供(△)額		△ 3,733	-	△ 3,733	-
負債の評価等損益（d）		1,600	1,404	188	7
負債のうち他法人・他勘定が承継したことによる減少(△)額（e）		△ 187	△ 42	△ 145	-
負債のうち国が償還を免除したことによる減少(△)額（国の財政負担）		△ 641	-	△ 641	-
負債増のうち政府出資金からの振替額（f）		1,496	1,496	-	-
実質的な負債の評価等損益（B） （(d)-(e)-(f)）		932	△ 49	975	7
実質的な資本への影響額（C） （A）-（B）		△ 19,922	△ 10,835	△ 8,295	△ 791
資本への影響額（C）に対応する資本の増減内容	承継前政府出資金（a）	67,834	22,955	41,385	3,493
	承継後政府出資金（b）	35,858	18,837	13,659	3,362
	政府出資金の増/減(△)額（(b)-(a)）	△ 31,976	△ 4,118	△ 27,726	△ 131
	内訳				
	一般会計政府出資金の増/減(△)額	△ 4,671	△ 1,617	△ 3,053	-
	産投特会政府出資金の増/減(△)額	△ 180	△ 48	-	△ 131
	その他の特別会計政府出資金の増/減(△)額	△ 27,124	△ 2,452	△ 24,672	-
	政府出資金の増減のうち国や他法人・他勘定の承継等に対応する分の額	△ 10,869	△ 2,025	△ 8,712	△ 131
	内訳				
	一般会計対応分の額	△ 215	△ 208	△ 7	-
	産投特会対応分の額	△ 133	△ 2	-	△ 131
	その他の特別会計対応分の額	△ 10,520	△ 1,815	△ 8,705	-
	政府出資金の償却(△)/増加（国の財政負担）①	△ 21,106	△ 2,093	△ 19,013	-
	内訳				
	一般会計政府出資金の償却(△)/増加額	△ 4,455	△ 1,409	△ 3,046	-
	産投特会政府出資金の償却(△)/増加額	△ 46	△ 46	-	-
	その他の特別会計政府出資金の償却(△)/増加額	△ 16,604	△ 636	△ 15,967	-
	民間出えん金等①以外の出資金償却(△)/増加額②	△ 1,035	-	△ 1,010	△ 24
	資本剰余金の増/減(△)額	826	838	△ 13	2
	上記のうち国や他法人・他勘定の承継等に対応する分の額	526	520	6	-
	資本剰余金の償却(△)/増加額③	300	318	△ 20	2
	利益剰余金の増/減(△)額	△ 1,927	△ 1,512	△ 410	△ 4
	上記のうち国や他法人・他勘定の承継等に対応する分の額	△ 1	△ 1	-	-
	利益剰余金の償却(△)/増加額④	△ 1,926	△ 1,511	△ 410	△ 4
	欠損金の増(△)/減額	4,484	△ 7,549	12,798	△ 764
	上記のうち国や他法人・他勘定の承継等に対応する分の額	△ 3	-	△ 3	△ 0
	実質的な欠損金の増(△)/減額⑤	4,487	△ 7,549	12,801	△ 764
	①から⑤までの合計額（D）	△ 19,281	△ 10,835	△ 7,653	△ 791

別表4

法人（勘定）別の資産及び負債の評価等に伴う損益の発生状況及び資本の増減状況

(1) 社会資本整備法人

(単位：億円)

項目	法人区分	旧法人(旧勘定)	新東京国際空港公団	帝都高速度交通営団	緑資源公団(造林勘定)	緑資源公団(林道、特定地域整備、農用地整備勘定)	日本鉄道建設公団(一般勘定)	運輸施設整備事業団(船舶勘定)	運輸施設整備事業団(鉄道勘定)	水資源開発公団	石油公団	
		新法人(新勘定)	成田国際空港株式会社	東京地下鉄株式会社	独) 緑資源機構(造林勘定)	独) 緑資源機構(林道等勘定)	独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構(建設勘定)	独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構(船舶勘定)	独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構(助成勘定)	独) 水資源機構	独) 石油天然ガス・金属鉱物資源機構(石油天然ガス勘定)	
資産の総額(X1) (最終貸借対照表)			9,580	13,015	9,993	5,817	62,953	4,595	65,478	47,554	4,961	
評価後の資産の総額(X2) (開始貸借対照表)			9,580	13,015	8,500	5,836	63,387	4,272	65,477	47,259	4,976	
資産の評価等損益(A)(X2-X1)			-	△ 0	△ 1,492	19	434	△ 323	△ 1	△ 294	15	
資産の評価等損益(A)の主な内訳	資産のうち国が承継したことによる減少(△)額	-	-	-	△ 0	-	△ 2	△ 1	-	-	-	
	資産のうち他法人・他勘定が承継したことによる減少(△)額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	土地・建物等の事業用資産及び有形固定資産の評価等増/減(△)	-	-	△ 1,501	10	△ 413	△ 394	△ 0	△ 294	△ 8	-	
	出資先出資及び有価証券の評価等の増/減(△)	-	-	0	0	-	-	-	-	-	-	
	貸倒引当金の積増しによる減(△)/取崩しによる増	-	-	-	△ 1	△ 0	△ 272	-	-	-	17	
	未収財源措置予定額の新規計上額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	他勘定への資金提供(△)額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	他勘定からの資金注入額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
負債の総額(Y1) (最終貸借対照表)			6,581	11,812	2,384	5,720	60,310	4,459	56,673	46,968	4,239	
評価後の負債の総額(Y2) (開始貸借対照表)			8,060	11,812	2,406	5,764	60,876	4,554	56,674	46,609	4,245	
負債の評価等損益(B)(Y2-Y1)			1,478	-	21	43	565	95	1	△ 358	6	
負債の評価等内訳(B)の主な内訳	負債のうち他法人・他勘定が承継したことによる減少(△)額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	特別法上の引当金の増/減(△)	208	-	-	-	59	-	-	-	-	-	
	退職給付引当金の増/減(△)	-	-	21	43	448	6	0	-	-	-	
	補助金等資産見返負債の増/減(△)	-	-	-	-	63	-	-	△ 358	△ 1	-	
	上記以外の主な増減	事項	政府出資金の長期借入金への振り替え	—	—	—	債務等引継見返勘定	共有船舶資産処分損引当金の計上	—	—	—	
増/減(△)			1,496	-	-	-	△ 20	87	-	-	-	
資本への影響額(C) ((A)-(B))			△ 1,478	△ 0	△ 1,514	△ 23	△ 131	△ 418	△ 2	64	9	
資本の総額(Z1) (最終貸借対照表)			2,998	1,203	7,609	96	2,642	136	8,804	585	722	
評価後の資本の総額(Z2) (開始貸借対照表)			1,520	1,202	6,094	72	2,510	△ 282	8,802	650	731	
資本の増/減(△)額(D)(Z2-Z1)			△ 1,478	△ 0	△ 1,514	△ 23	△ 131	△ 418	△ 2	64	9	
資本の増減(D)の内訳	上記の内訳	政府出資金の増/減(△)額 ①	△ 2,049	-	△ 1,404	10	-	△ 2	-	64	9	
		一般会計政府出資金の増/減額(△)	△ 204	-	△ 1,319	10	-	-	-	64	-	
		産投特会政府出資金の増/減(△)額	-	-	-	-	-	△ 2	-	-	-	
		その他特別会計政府出資金の増/減(△)額	△ 1,844	-	△ 85	-	-	-	-	-	9	
	民間出えん金等①以外の出資金の増/減(△)額 ②	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	資本剰余金の増/減(△)額 ③	520	621	△ 87	-	△ 215	-	-	-	-	-	
	利益剰余金の増/減(△)額 ④	-	△ 622	△ 23	△ 34	-	-	△ 2	-	-	-	
	欠損金の増(△)/減額 ⑤	50	-	-	-	83	△ 416	-	-	-	-	
	(参考)	承継前欠損金額	△ 50	-	-	-	△ 83	△ 27	-	-	-	-
		承継後欠損金額	-	-	-	-	-	△ 444	-	-	-	-
①から⑤までの合計額			△ 1,478	△ 0	△ 1,514	△ 23	△ 131	△ 418	△ 2	64	9	

(注) 単位未満切り捨てのため合計額は一致しない。

(単位：億円)

項目	法人区分	旧法人(旧勘定)	金属鉱業事業団(一般勘定)	環境事業団(一般業務勘定)	地域振興整備公団(工業再配置等事業勘定)	地域振興整備公団(産炭地域経過業務勘定)	都市基盤整備公団(都市基盤整備勘定)及び地域振興整備公団(地方都市開発整備等事業勘定)	都市基盤整備公団(鉄道勘定)	社会資本整備法人(勘定)計
		新法人(新勘定)	独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構(金属鉱業備蓄・探鉱融資等勘定)ほか1勘定	独)環境再生保全機構(承継勘定)	独)中小企業基盤整備機構(工業再配置等業務特別勘定)ほか2勘定	独)中小企業基盤整備機構(産炭地域経過業務特別勘定)	独)都市再生機構(都市再生勘定)	独)都市再生機構(鉄道勘定)	
資産の総額(X1) (最終貸借対照表)			658	2,873	2,962	1,099	182,656	194	414,393
評価後の資産の総額(X2) (開始貸借対照表)			607	2,819	2,442	380	174,703	196	403,456
資産の評価等損益 (A) (X2-X1)			△ 51	△ 53	△ 519	△ 719	△ 7,952	1	△ 10,937
資産の評価等損益 (A)の主な内訳	資産のうち国が承継したことによる減少(△)額		-	-	-	-	-	-	△ 3
	資産のうち他法人・他勘定が承継したことによる減少(△)額		-	△ 47	-	-	△ 1	-	△ 48
	土地・建物等の事業用資産及び有形固定資産の評価等増/減(△)		△ 8	△ 6	△ 1,600	△ 761	△ 6,198	1	△ 11,174
	出資先出資及び有価証券の評価等の増/減(△)		△ 55	-	△ 26	△ 5	△ 43	-	△ 130
	貸倒引当金の積増しによる減(△)/取崩しによる増		1	△ 346	△ 22	△ 38	△ 522	-	△ 1,185
	未収財源措置予定額の新規計上額		-	356	-	-	1,402	-	1,759
	他勘定への資金提供(△)額		-	-	-	-	-	-	-
	他勘定からの資金注入額		-	-	1,121	87	-	-	1,208
	負債の総額(Y1) (最終貸借対照表)		434	2,865	2,095	563	173,304	444	378,859
評価後の負債の総額(Y2) (開始貸借対照表)			416	2,814	1,838	577	173,170	443	380,264
負債の評価等損益 (B) (Y2-Y1)			△ 17	△ 51	△ 257	13	△ 134	△ 1	1,404
負債の評価等内損益 (B)の主な増減	負債のうち他法人・他勘定が承継したことによる減少(△)額		-	△ 41	-	-	△ 1	-	△ 42
	特別法上の引当金の増/減(△)		-	-	△ 186	-	△ 961	-	△ 880
	退職給付引当金の増/減(△)		△ 15	0	24	△ 7	364	△ 1	885
	補助金等資産見返負債の増/減(△)		△ 7	△ 0	-	-	-	-	△ 304
	上記以外の主な増減	事項	-	-	-	-	-	-	-
	増/減(△)		-	-	-	-	-	-	1,564
資本への影響額(C) (A)-(B))			△ 33	△ 1	△ 262	△ 732	△ 7,818	2	△ 12,342
資本の総額(Z1) (最終貸借対照表)			224	7	866	535	9,351	△ 249	35,534
評価後の資本の総額(Z2) (開始貸借対照表)			191	5	604	△ 197	1,533	△ 246	23,191
資本の増/減(△)額 (b) (Z2-Z1)			△ 33	△ 1	△ 262	△ 732	△ 7,818	2	△ 12,342
資本の増減(D)の内訳	上記の内訳	政府出資金の増/減(△)額①	△ 46	△ 61	△ 23	△ 615	-	-	△ 4,118
		一般会計政府出資金の増/減額(△)	0	△ 61	△ 23	△ 83	-	-	△ 1,617
		産投特会政府出資金の増/減(△)額	△ 46	-	-	-	-	-	△ 48
		その他特別会計政府出資金の増/減(△)額	-	-	-	△ 531	-	-	△ 2,452
		民間出えん金等①以外の出資金の増/減(△)額②	-	-	-	-	-	-	-
	①から⑤までの合計額	資本剰余金の増/減(△)額③	-	△ 0	-	△ 0	-	-	838
		利益剰余金の増/減(△)額④	-	-	-	△ 20	△ 809	-	△ 1,512
		欠損金の増(△)/減額⑤	13	60	△ 238	△ 95	△ 7,008	2	△ 7,549
		(参考) 承継前欠損金額	△ 13	△ 60	△ 26	△ 101	△ 3	△ 279	△ 645
		承継後欠損金額	-	-	△ 264	△ 197	△ 7,011	△ 276	△ 8,194
		①から⑤までの合計額	△ 33	△ 1	△ 262	△ 732	△ 7,818	2	△ 12,342

(2) 政策金融法人

(単位：億円)

項目	法人区分	旧法人(旧勘定)	社会福祉・医療事業団(一般勘定一般経理)	社会福祉・医療事業団(年金担保貸付勘定)	雇用・能力開発機構(雇用保険勘定ほか2勘定)	雇用・能力開発機構(勤労者財産形成促進勘定)	労働福祉事業団(融資勘定)ほか4勘定	日本育英会(一般勘定)ほか1勘定	中小企業総合事業団(高度化、新事業開拓及び指導研修勘定)	政策金融法人(勘定)計
		新法人(新勘定)	独)福祉医療機構(一般勘定)	独)福祉医療機構(年金担保貸付勘定)	独)雇用・能力開発機構(一般勘定)	独)雇用・能力開発機構(財形勘定)	独)労働者健康福祉機構	独)日本学生支援機構	独)中小企業基盤整備機構(一般勘定の旧事業団分)	
資産の総額 (X1) (最終貸借対照表)			30,827	2,243	12,972	8,186	5,295	34,313	14,724	108,561
評価後の資産の総額 (X2) (開始貸借対照表)			29,767	2,242	3,746	8,175	4,475	34,259	9,714	92,380
資産の評価等増益 (A) (X2-X1)			△ 1,060	△ 1	△ 9,226	△ 10	△ 819	△ 53	△ 5,009	△ 16,181
資産の評価等内損益 (A)の主な	資産のうち国が承継したことによる減少(△)額		△ 0	-	△ 238	△ 8	△ 98	△ 0	△ 2	△ 347
	資産のうち他法人・他勘定が承継したことによる減少(△)額		-	-	△ 8,454	-	△ 59	-	-	△ 8,513
	土地・建物等の事業用資産及び有形固定資産の評価等増/減(△)		14	-	△ 445	-	△ 917	41	18	△ 1,289
	出資先出資及び有価証券の評価等の増/減(△)		-	-	△ 0	0	-	0	△ 37	△ 37
	貸倒引当金の積増しによる減(△)/取崩しによる増		△ 89	△ 1	△ 114	△ 3	△ 31	△ 940	△ 1,205	△ 2,386
	未収財源措置予定額の新規計上額		-	-	5	-	19	288	-	314
	他勘定への資金提供(△)額		-	-	-	-	-	-	△ 3,733	△ 3,733
	他勘定からの資金注入額		-	-	-	-	-	-	-	-
負債の総額 (Y1) (最終貸借対照表)			30,701	2,243	927	8,583	826	34,257	563	78,103
評価後の負債の総額 (Y2) (開始貸借対照表)			29,711	2,243	662	8,583	2,912	33,617	561	78,292
負債の評価等増益 (B) (Y2-Y1)			△ 989	△ 0	△ 265	△ 0	2,086	△ 639	△ 1	188
負債の評価等内損益 (B)の主な	負債のうち他法人・他勘定が承継したことによる減少(△)額		-	-	△ 141	-	△ 3	-	-	△ 145
	特別法上の引当金の増/減(△)		-	-	-	-	-	-	-	-
	退職給付引当金の増/減(△)		-	-	△ 84	△ 0	1,925	-	12	1,852
	補助金等資産見返負債の増/減(△)		△ 4	△ 0	△ 42	-	94	△ 3	△ 0	42
	上記以外の主な増減	事項	貸付受入金	-	-	-	賞与引当金の新規計上	一般会計借入金の償還免除	-	-
		増/減(△)	△ 985	-	-	-	72	△ 641	-	△ 1,554
資本への影響額 (C) ((A)-(B))			△ 70	△ 0	△ 8,960	△ 10	△ 2,905	586	△ 5,008	△ 16,369
資本の総額 (Z1) (最終貸借対照表)			125	△ 0	12,044	△ 397	4,468	56	14,160	30,458
評価後の資本の総額 (Z2) (開始貸借対照表)			55	△ 1	3,083	△ 407	1,562	642	9,152	14,088
資本の増/減(△)額 (b) (Z2-Z1)			△ 70	△ 0	△ 8,960	△ 10	△ 2,905	586	△ 5,008	△ 16,369
資本の増減(D)の内訳	政府出資金の増/減(△)額 ①		△ 70	-	△ 18,570	△ 5	△ 6,102	△ 36	△ 2,942	△ 27,726
	上記の内訳	一般会計政府出資金の増/減額(△)	△ 70	-	-	△ 5	-	△ 36	△ 2,942	△ 3,053
		産投特会政府出資金の増/減(△)額	-	-	-	-	-	-	-	-
		その他特別会計政府出資金の増/減(△)額	-	-	△ 18,570	-	△ 6,102	-	-	△ 24,672
	民間出えん金等①以外の出資金の増/減(△)額 ②		-	-	△ 5	-	-	641	△ 1,652	△ 1,017
	資本剰余金の増/減(△)額 ③		-	-	△ 9	-	△ 7	△ 2	6	△ 13
	利益剰余金の増/減(△)額 ④		△ 0	-	49	-	-	△ 40	△ 419	△ 410
	欠損金の増(△)/減額 ⑤		-	△ 0	9,576	△ 5	3,203	24	-	12,798
	(参考)	承継前欠損金額	-	△ 0	△ 9,576	△ 412	△ 3,203	△ 24	-	△ 13,216
		承継後欠損金額	-	△ 1	-	△ 417	-	-	-	△ 418
	①から⑤までの合計額		△ 70	△ 0	△ 8,960	△ 10	△ 2,905	586	△ 5,008	△ 16,369

(3) 無償資金型法人

(単位: 億円)

項目	法人区分	旧法人(旧勘定)	生物系特定産業技術研究推進機構 (民間研究促進業務勘定)	新エレクトロニクス産業技術総合開発機構 (基盤技術研究促進勘定)	新エレクトロニクス産業技術総合開発機構 (産業技術研究基盤出資勘定)	新エレクトロニクス産業技術総合開発機構 (鉱工業承継勘定)	産業基盤整備基金 (再生資源利用等特別勘定(リサイクル等経理))	科学技術振興事業団 (文献情報提供勘定)	情報処理振興事業協会 (振興業務勘定/戦略的ソフトウェア開発業務経理)
		新法人(新勘定)	独) 農業・生物系特定産業技術研究機構 (民間研究促進業務勘定)	独) 新エレクトロニクス産業技術総合開発機構 (基盤技術研究促進勘定)	独) 新エレクトロニクス産業技術総合開発機構 (研究基盤出資経過勘定)	独) 新エレクトロニクス産業技術総合開発機構 (鉱工業承継勘定)	独) 新エレクトロニクス産業技術総合開発機構 (特定事業活動等促進経過勘定)	独) 科学技術振興機構 (文献情報提供勘定)	独) 情報処理推進機構 (特定プログラム開発承継勘定)ほか1勘定
資産の総額 (X1) (最終貸借対照表)			405	173	89	270	19	280	101
評価後の資産の総額 (X2) (開始貸借対照表)			148	127	44	264	7	244	101
資産の評価等損益 (A) (X2-X1)			△ 256	△ 45	△ 45	△ 6	△ 11	△ 36	△ 0
資産の評価等 内損益 (A) の主な	資産のうち国が承継したことによる減少(△)額		-	-	-	-	-	-	-
	資産のうち他法人・他勘定が承継したことによる減少(△)額		-	-	-	-	-	-	-
	土地・建物等の事業用資産及び有形固定資産の評価等増/減(△)		-	△ 45	-	-	-	37	△ 0
	出資先出資及び有価証券の評価等の増/減(△)		△ 256	-	△ 40	△ 6	-	-	△ 0
	貸倒引当金の積増しによる減(△)/取崩しによる増		-	-	-	-	-	△ 0	-
	未収財源措置予定額の新規計上額		-	-	-	-	-	-	-
	他勘定への資金提供(△)額		-	-	-	-	-	-	-
	他勘定からの資金注入額		-	-	-	-	-	-	-
負債の総額 (Y1) (最終貸借対照表)			35	11	0	92	11	9	0
評価後の負債の総額 (Y2) (開始貸借対照表)			34	12	0	87	3	20	0
負債の評価等損益 (B) (Y2-Y1)			△ 0	0	0	△ 4	△ 7	10	△ 0
負債の評価等 内損益 (B) の主な	負債のうち他法人・他勘定が承継したことによる減少(△)額		-	-	-	-	-	-	-
	特別法上の引当金の増/減(△)		-	-	-	-	-	-	△ 0
	退職給付引当金の増/減 (△)		-	0	-	0	-	10	-
	補助金等資産見返負債の増/減 (△)		-	-	-	-	-	-	-
	上記以外の主な増減		-	-	-	-	-	-	-
	事項 増/減(△)		-	-	-	-	-	-	-
資本への影響額 (C) ((A) - (B))			△ 256	△ 46	△ 45	△ 1	△ 3	△ 46	0
資本の総額 (Z1) (最終貸借対照表)			370	161	89	178	7	270	101
評価後の資本の総額 (Z2) (開始貸借対照表)			113	114	44	177	3	224	101
資本の増/減(△)額 (D) (Z2-Z1)			△ 256	△ 46	△ 45	△ 1	△ 3	△ 46	0
資本の増減 (D) の内訳	政府出資金の増/減(△)額 ①		-	-	-	-	-	-	-
	上記の内訳	一般会計政府出資金の増/減額(△)	-	-	-	-	-	-	-
		産投特会政府出資金の増/減(△)額	-	-	-	-	-	-	-
		その他特別会計政府出資金の増/減(△)額	-	-	-	-	-	-	-
	民間出えん金等①以外の出資金の増/減(△)額 ②		-	-	-	-	-	-	-
	資本剰余金の増/減(△)額 ③		-	-	-	-	-	-	-
	利益剰余金の増/減(△)額 ④		-	-	-	-	△ 2	-	-
	欠損金の増 (△)/減額 ⑤		△ 256	△ 46	△ 45	△ 1	△ 1	△ 46	0
	(参考)	承継前欠損金額	△ 2	△ 118	△ 14	△ 5	-	△ 619	△ 381
		承継後欠損金額	△ 258	△ 165	△ 59	△ 7	△ 1	△ 665	△ 381
	①から⑤までの合計額		△ 256	△ 46	△ 45	△ 1	△ 3	△ 46	0

(単位：億円)

項目	法人区分	旧法人(旧勘定)	情報処理振興事業協会 (地域事業推進業務勘定)	情報処理振興事業協会 (地域事業出資業務勘定)	通信・放送 機構 (基盤技術研究促進勘定)	通信・放送 機構 (研究開発出資勘定)	通信・放送 機構 (通信・放送承継勘定)	医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構 (研究振興勘定)	産業基盤整備基金 (出資特別勘定)	奄美群島振興開発基金(保証勘定)ほか1勘定	無償資金 型法人 (勘定) 計
		新法人(新勘定)	独) 情報処理推進機構 (地域ソフトウェア教材開発承継勘定)	独) 情報処理推進機構 (地域事業出資業務勘定)	独) 情報通信研究機構 (基盤技術研究促進勘定)	独) 情報通信研究機構 (出資勘定)	独) 情報通信研究機構 (通信・放送承継勘定)	独) 医薬品医療機器総合機構 (研究振興勘定)ほか1勘定	独) 中小企業基盤整備機構 (出資承継勘定)	独) 奄美群島振興開発基金	
資産の総額 (X1) (最終貸借対照表)			7	76	135	42	224	346	218	300	2,692
評価後の資産の総額 (X2) (開始貸借対照表)			7	62	103	29	216	70	74	273	1,777
資産の評価等増益 (A) (X2-X1)			△ 0	△ 13	△ 31	△ 12	△ 8	△ 275	△ 143	△ 27	△ 915
内損 益 (A) の 主 な 内 容	資産のうち国が承継したこと による減少(△)額	-	-	-	-	-	-	△ 131	-	△ 131	
	資産のうち他法人・他勘定が承 継したことによる減少(△)額	-	-	-	-	-	△ 0	-	-	△ 0	
	土地・建物等の事業用資産及び有 形固定資産の評価等増/減(△)	△ 0	-	△ 24	-	△ 0	△ 0	-	0	△ 32	
	出資先出資及び有価証券の評 価等の増/減(△)	-	△ 13	-	△ 12	△ 8	△ 275	△ 12	0	△ 627	
	貸倒引当金の積増しによる減 (△)/取崩しによる増	-	-	-	-	-	-	-	△ 20	△ 20	
	未収財源措置予定額の新規計上額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	他勘定への資金提供(△)額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	他勘定からの資金注入額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
負債の総額 (Y1) (最終貸借対照表)			0	-	33	0	43	13	-	184	436
評価後の負債の総額 (Y2) (開始貸借対照表)			0	-	33	0	43	14	0	192	443
負債の評価等増益 (B) (Y2-Y1)			△ 0	-	0	0	0	0	0	7	7
の 評 価 等 内 損 益 (B)	負債のうち他法人・他勘定が承 継したことによる減少(△)額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	特別法上の引当金の増/減(△)	-	-	-	-	-	△ 0	-	-	△ 1	
	退職給付引当金の増/減 (△)	-	-	-	-	-	-	0	-	11	
	補助金等資産見返負債の増/ 減 (△)	△ 0	-	-	-	-	-	-	-	△ 0	
	上記以外 の主な増減	事項	-	-	-	-	-	民間出資金の 払戻請求分の 未払額	-	保証債務損 失引当金の 増	-
	増/減(△)	-	-	-	-	-	-	1	-	6	8
資本への影響額 (C) ((A)-(B))			△ 0	△ 13	△ 31	△ 12	△ 8	△ 276	△ 144	△ 35	△ 922
資本の総額 (Z1) (最終貸借対照表)			7	76	101	42	181	332	218	116	2,256
評価後の資本の総額 (Z2) (開始貸借対照表)			7	62	69	29	172	56	74	81	1,333
資本の増/減(△)額 (D) (Z2-Z1)			△ 0	△ 13	△ 31	△ 12	△ 8	△ 276	△ 144	△ 35	△ 922
資本の増減 (D) の内訳	政府出資金の増/減(△)額 ①	-	-	-	-	-	-	△ 131	-	△ 131	
	上記の内訳	一般会計政府出資金 の増/減額(△)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		産投特会政府出資金 の増/減(△)額	-	-	-	-	-	-	△ 131	-	△ 131
		その他特別会計政府 出資金の増/減(△)額	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	民間出えん金等①以外の出資 金の増/減(△)額 ②	-	-	-	-	-	△ 24	-	-	△ 24	
	資本剰余金の増/減(△)額 ③	-	-	-	-	△ 0	2	-	-	2	
	利益剰余金の増/減(△)額 ④	-	-	-	-	-	△ 1	-	-	△ 4	
	欠損金の増 (△)/減額 ⑤	△ 0	△ 13	△ 31	△ 12	△ 8	△ 252	△ 13	△ 35	△ 764	
	(参考)	承継前欠損金額	△ 9	△ 3	△ 239	△ 10	△ 8	-	△ 1	△ 14	△ 1,430
		承継後欠損金額	△ 9	△ 17	△ 270	△ 23	△ 16	△ 252	△ 14	△ 49	△ 2,195
①から⑤までの合計額			△ 0	△ 13	△ 31	△ 12	△ 8	△ 276	△ 144	△ 35	△ 922

(単位：億円)

項目	法人区分	旧法人(旧勘定)	合計	左の内訳(再掲)		
		新法人(新勘定)		社会資本整備 法人(勘定) 計	政策金融法人 (勘定)計	無償資金型 法人(勘定) 計
資産の総額(X1) (最終貸借対照表)			525,648	414,393	108,561	2,692
評価後の資産の総額(X2) (開始貸借対照表)			497,614	403,456	92,380	1,777
資産の評価等損益 (A) (X2-X1)			△ 28,034	△ 10,937	△ 16,181	△ 915
資産の 評価等 内損 益 (A) の 主 な	資産のうち国が承継したこと による減少(△)額		△ 482	△ 3	△ 347	△ 131
	資産のうち他法人・他勘定が承 継したことによる減少(△)額		△ 8,561	△ 48	△ 8,513	△ 0
	土地・建物等の事業用資産及び有 形固定資産の評価等増/減(△)		△ 12,496	△ 11,174	△ 1,289	△ 32
	出資先出資及び有価証券の評 価等の増/減(△)		△ 794	△ 130	△ 37	△ 627
	貸倒引当金の積増しによる減少 (△)額		△ 3,592	△ 1,185	△ 2,386	△ 20
	未収財源措置予定額の新規計上額		2,073	1,759	314	-
	他勘定への資金提供(△)額		△ 3,733	-	△ 3,733	-
	他勘定からの資金注入額		1,208	1,208	-	-
負債の総額(Y1) (最終貸借対照表)			457,399	378,859	78,103	436
評価後の負債の総額(Y2) (開始貸借対照表)			459,000	380,264	78,292	443
負債の評価等損益 (B) (Y2-Y1)			1,600	1,404	188	7
負債の 評価等 内損 益 (B) の 主 な 等 内 容	負債のうち他法人・他勘定が承 継したことによる減少(△)額		△ 187	△ 42	△ 145	-
	特別法上の引当金の増/減(△)		△ 881	△ 880	-	△ 1
	退職給付引当金の増/減(△)		2,749	885	1,852	11
	補助金等資産見返負債の増/ 減(△)		△ 261	△ 304	42	△ 0
	上記以外 の主な 増減					
	事項		-	-	-	-
	増/減(△)		18	1,564	△ 1,554	8
資本への影響額(C) (A)-(B))			△ 29,634	△ 12,342	△ 16,369	△ 922
資本の総額(Z1) (最終貸借対照表)			68,248	35,534	30,458	2,256
評価後の資本の総額(Z2) (開始貸借対照表)			38,613	23,191	14,088	1,333
資本の増/減(△)額 (D) (Z2-Z1)			△ 29,634	△ 12,342	△ 16,369	△ 922
資本の 増減 (D) の 内 訳	政府出資金の増/減(△)額 ①		△ 31,976	△ 4,118	△ 27,726	△ 131
	上記の 内訳	一般会計政府出資金 の増/減額(△)	△ 4,671	△ 1,617	△ 3,053	-
		産投特会政府出資金 の増/減(△)額	△ 180	△ 48	-	△ 131
		その他特別会計政府 出資金の増/減(△)額	△ 27,124	△ 2,452	△ 24,672	-
	民間出えん金等①以外の出資 金の増/減(△)額 ②		△ 1,042	-	△ 1,017	△ 24
	資本剰余金の増/減(△)額 ③		826	838	△ 13	2
	利益剰余金の増/減(△)額 ④		△ 1,927	△ 1,512	△ 410	△ 4
	欠損金の増(△)/減額 ⑤		4,484	△ 7,549	12,798	△ 764
	(参考)	承継前欠損金額	△ 15,292	△ 645	△ 13,216	△ 1,430
		承継後欠損金額	△ 10,808	△ 8,194	△ 418	△ 2,195
	①から⑤までの合計額		△ 29,634	△ 12,342	△ 16,369	△ 922

別表5 平成16年度財投実績等の状況

(単位：億円、%)

法人名	財投実績 (下段は12年度)	財投機関債発行額 (下段：収入金ベース) (A)	外部資金調達額 (B)	財投機関債依存率 ((A)/(B))
日本道路公団	22,078 (23,612)	5,300 (5,298)	29,518	17.9
首都高速道路公団	4,477 (3,676)	650 (649)	6,673	9.7
阪神高速道路公団	2,624 (3,516)	450 (449)	3,475	12.9
本州四国連絡橋公団	875 (1,466)	420 (419)	2,101	20.0
関西国際空港株式会社	257 (221)	300 (299)	1,477	20.3
成田国際空港株式会社	169 (254)	500 (499)	709	70.4
東京地下鉄株式会社	- (165)	-	-	-
緑資源機構	78 (327)	65 (64)	325	19.9
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	808 (1,343)	650 (649)	3,602	18.0
水資源機構	411 (933)	150 (149)	602	24.9
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	4 (10)	-	-	-
国立病院機構	368 (942)	-	-	-
環境再生保全機構	10 (246)	70 (69)	79	87.5
中小企業基盤整備機構	15 (208)	-	-	-
都市再生機構	11,055 (11,784)	1,600 (1,599)	15,852	10.1
国民生活金融公庫	21,946 (32,868)	2,400 (2,399)	24,547	9.8
住宅金融公庫	- (65,711)	3,600 (3,600)	-	-
農林漁業金融公庫	1,850 (2,520)	230 (229)	2,232	10.3
中小企業金融公庫	9,715 (14,899)	2,400 (2,399)	12,227	19.6
公営企業金融公庫	12,517 (17,791)	4,000 (3,997)	20,595	19.4
沖縄振興開発金融公庫	722 (1,194)	200 (199)	967	20.7
日本政策投資銀行	6,355 (8,257)	2,400 (2,399)	8,945	26.8
国際協力銀行	9,311 (8,997)	2,400 (2,399)	13,576	17.7
日本私立学校振興・共済事業団	170 (330)	70 (69)	539	13.0
商工組合中央金庫	100 (429)	3,804 (3,804)	-	-
福祉医療機構	3,789 (4,137)	600 (599)	4,388	13.7
雇用・能力開発機構	- (-)	-	-	-
労働者健康福祉機構	- (-)	-	-	-
日本学生支援機構	3,067 (1,887)	760 (760)	3,827	19.9
国立大学財務・経営センター	544 (665)	-	-	-
農業・生物系特定産業技術研究機構	- (19)	-	-	-
新エネルギー・産業技術総合開発機構	94 (-)	-	-	-
科学技術振興機構	15 (37)	-	-	-
情報処理推進機構	0 (34)	-	-	-
情報通信研究機構	98 (-)	-	-	-
医薬品医療機器総合機構	6 (19)	-	-	-
奄美群島振興開発基金	3 (3)	-	-	-

注(1) 12年度の財投実績のうち、独立行政法人に係る計数は、当該法人が事業を承継した旧法人又は特別会計に係る分である。

注(2) 12年度の財投実績には16年度との比較のため、政府保証外国債を加えた金額を表示している。

注(3) 財投機関債発行額は、額面ベースの金額を表示しているが、財投機関債依存率の算定に当たっては、下段の収入金ベースの金額により算定している。

注(4) 財投機関債依存率＝財投機関債発行額(収入金ベース)／外部資金調達額(収入金ベース。債券発行額、長期借入金借入額、寄託金受入額及び出資金受入額)％

注(5) 財投機関債が商工債券又は貸付債権担保住宅金融公庫債券である商工組合中央金庫又は住宅金融公庫及び財投機関債の発行がない法人については、財投機関債依存率の算定を行わないため、(B)及び(A/B)欄を記載していない。